

人の屋敷を、新町上横丁の左方え被割出候由。

此方様に相撲取被召抱候頃、新町檢斷多左衛門行司方心得有由被及御聞檢斷役を嫡子に渡し、行司を勤候様にと被仰付、小島氏と刀御免被召出、御手前相撲共御城え被爲呼候毎度、太左衛門召連致登城御目通え罷出、行司神妙相勤、且又所生の由緒願望の志をも被及聞召候に付、相撲取共御持筒御同心に御取立の時、太左衛門え三人扶持被下、御給人格御執立、遠野破損奉行相勤終候を、予弱年にて見申候、此多左衛門は大崎家中の浪人小島氏の子に候由、生質體高、骨節丈夫にて、腕の力も十人並越候故、武士奉公の志願有て、劍術棒抜刀捕縛柔術等も心得有、仙臺領所々の城下を廻り候頃、此處彼處の相撲場え行、相撲を取、行司の式法をも能見覺候由、仙臺領にて出世之幸、無之、遠野え來り藝事指南に諉け、在町に二三年寓居仕候へ共、志願不叶は候故、武士奉行の願を止、町宅を買求め、藝事を渡世にして居候處、新町檢斷病死の跡役、町内も太左衛門を願上、被仰付相勤候由。

一八戸も被召連候大工四五人、地方七石づゝ被下、御臺所に被差置、朝夕の御賄被下居候處に、二三年過候て御暇を願、古郷え歸候者有之、兩人殘候内、一人は病死相續の男

子なく、遺跡斷絶仕候由、一人、喜右衛門子喜藏は粗細工に候へ共、父死去の遺跡無相違、被下大工町に居申候、此男度々致醉狂候故、世人つくり喜藏と虚名を付、出會をいとはるゝ老人、頗髭白き小男、予弱年の頃迄存命して往來仕候を見申候、喜藏病死の時、子共は弱年にて家職も勤兼候へ共、御譜代の子孫不便に被思召、遺跡の地方半知家屋敷共に被下置候處、四五年過病死仕跡斷絶仕候、八戸より參候大工共古郷え歸候以後、當所の大工木挽疊刺段々數人被召抱、御臺所に可被差置所無之に付、町御同心の家續に屋敷を被下引移候ても、以前御臺所に被差置候時に不相替、新古の職人共、毎年正月元日、三ヶ日、五ヶ日、七ヶ日、十五日、二十日に致登城、御菓子餅濁酒近年迄頂戴仕候。

一昔兵亂盛の時代には、敵國の様子を見聞く問者に、猿引手つまの放下など仕候者を遣す事有之候由、此方様御家にて、其御用に被召抱置候者、子孫候哉、八戸より御引移の御跡よりてんや與平次と申者、妻と幼少の子を召連、遠野え參、住居の願仕候故、一日市町の下に、無役の家屋敷を被下居申候、其頃御先祖様御法事御執行の節、御佛前え被供候御菓子、の類、當所は不自由時代故、與平治八戸にて粒おこし仕候を御存



知て、上より被仰付候哉、手前より願上候哉、御佛前への御供、菓子丸き粒おこし一重、御寺へ持参差上、直々庫裏に詰居相應の働仕、御賄被下居申候、五正月は、御臺所へ御禮に登城の節、丸き粒おこしえ丸き匾飴を交て差上、御菓子御酒、鳥目拜受仕、御家中御町えも持参、其家相應の御菓子代貫申候、其外時々家内祈禱の札、馬屋祈禱の祭、札とを御家中在町え廻し、初尾を貫、妻は守子と稱し、小箱を脊負、御家中在町を廻り、毎家にてしらあ、と云物を箱より取出し、手に持、何やら諳に讀祈禱を勤、細く三角形の小札を家主え遣し、初尾を貫申候。しらあ、と云物は、軍用の采拜の如く、木串え色々の切物を細く裁、澤山に結付たる物に候、其串の頭に神舩有之由候へ共、數多き切れ物の中に包れ、神舩は見得不申候、八戸より参候始は、五正月の廻し菓子と夫婦祈禱の札を配り、なりく渡世仕候處に段々子孫多く成、渡世難義仕候、付、年始、御臺所御家中在町を廻り、春田打と申す舞興行御免被成下度由願上候へば、御免被成他郷より同類の者を雇呼、毎年正月七日、御臺所へ参上老若男女の面と烏帽子を被、小鼓太鼓を打拍子農業祝儀の舞終り万歳砂鉢廻しなど仕、御祝儀物を致頂戴、御家中在町をも廻り、其家相應の祝儀を貰ひ渡世仕候處、子孫の代に至て漸々勝手不如意に

成、拜領の町屋敷を賣拂裏町に住宅仕、寶曆五年の大凶年に家内致餓死嫡流の子一人やうく活殘候得共、至極の困窮故五正月の廻し菓子も、春田打も可仕様無之致中絶、同十二年の正月より如先例御臺所御下中え御菓子差上、春田打も興行仕度由願上、御免被成前々の通廻り申候。

此て人やと云者は、僧山伏にもあらず、俗舩にて祈禱の守札を配る。札に中臣被の文句を書候も見得候は、禰宜神主の屬類ならんか。仙臺御領のてんやに、吉田様より受領名御免にて、何ノ守と稱し候者有と聞得候、守子と云は、日本の上古に倭姫命と申す皇女、天照太神御鎮座の場所を尋給ふ時、神靈を御脊負、諸國を御巡行被成候儀、神書に有とかや、守子は倭姫命の遺風を學ぶならん歟。

一 仙臺領江刺郡柄内せれく、川主殿、遠野え欠落居候を、藤田但馬殿より傍示打の書  
 一日市町茂兵衛受取人渡邊次郎兵衛。



狀來、寛永五年十二月十二日於五輪峠返す。渡し人及川善右衛門、請取人渡邊作右衛門。

一 仙臺領東山の内、おそ澤久作遠野え欠落居候を仙臺老中より三戸御老中え書狀到來、寛永六年七月廿七日、於五輪峠返す。渡し人及川善右衛門、受取人菅野筑後大瀧藤左衛門。

一 仙臺領大眼十左衛門、寛永七年七月朔日、於五輪峠返す。渡し人横澤久藏及川善右衛門、河原木圖書、請取人仙臺より門間作助、江刺より鹿野帶刀、人首より鈴木勘兵衛。

一 遠野領又兵衛、仙臺領江刺郡柄内え欠落居候を、藤田但馬殿より申請、寛永八年六月廿一日、於五輪峠受取、渡し人江刺より矢内式部鹿野帶刀、人首より志和左馬之丞、受取人及川善右衛門、及川半右衛門、宇部清左衛門。

一 遠野領小友村鷹巢にて馬盗人、寛永九年三月廿四日、伊達武藏殿より申請、於五輪峠受取、渡し人水澤より本田主計人首より佐藤刑部、請取人及川善右衛門、是川彦右衛門。

一 遠野六日町清藏と申者の、女房女子を召連氣仙え欠落居候を、寛文十年十月廿一日、於赤羽根境受取、渡し人山田九郎左衛門、及川彌五八、受取人小向忠兵衛、中津山太右衛門。

門小笠原孫四郎。

一 遠野領仁藏、氣仙え欠落居候を、元祿八年二月十五日、於赤羽根境請取、渡し人沼倉助七郎、受取人中館金左衛門、田面木又兵衛。

是より以後當年迄、欠落人受取渡、無之候。

萬治四年正月九日、花卷御城代、一方井刑部殿、松岡覺右衛門殿、此方様御屋敷え御見廻、直榮様え、仙臺領え人返の御咄有、仙臺え人返の始り、御兩人共に御存知無之由被仰候へば、直榮様被仰候は、天和七年六月十五日、御双方人返の儀被仰合候は、六月十六日より以來は、仙臺え欠落參候者も、南部え欠落居候者も、相互人返し有、六月十四日より以前の者は、双方共に人返無之由被仰候を、御兩人即席右の年號月日を書付御歸候由、中館古忠左衛門覺書に有之候由。

寛永五年、遠野領小友村新谷之金山、仙臺領之金掘と諍論有之趣、三戸え御披露狀

一 當三月十八日、遠野小友村新谷之内赤坂山え、氣仙之内小股の内膳と申者參候て、小



屋を三ッ懸金堀申候故、同廿日新谷帶刀參候て追出申候處、又其後同月廿六日、右赤坂山え小屋七ッ懸申候間、是をも同廿八日追出申候、又五月十六日、同山え内膳小屋貳拾計懸申候、今度は氣仙の内、有住八日町の肝煎を仕る玉藏院と申山伏を、内膳同道仕、鐵炮五十挺程、鎗なども爲持來候て、小屋懸させ申候、此玉藏院は内膳諸親に御座候由。

一同五月十八日、新谷帶刀より内膳え使にて申越候は、此赤坂山は前々より幾度も如申候、遠野領内に御座候、先年關白様御代、國々の金山御改の時も、遠野の内にて、堀子八人の御長帳に乗、天下えも被召上候山に候、何とて一度ならず當領え小屋を懸候哉と申越候得ば、内膳返答に、此山え我等自分に小屋懸置事には無之候、仙臺奉行衆山廻片倉半助殿御意にて小屋懸置候間、帶刀と我等と自分の儀にて山は出申間敷候、但仙臺奉行衆片倉半助殿、其山を出候得と被申候は、可罷出由申越候、乍去互に使計にて承候事は本も無之候間、墨付を取可申と存、右の段帶刀より内膳方え此六月九日に狀越申候へば、内膳返書は不差越、口上にて申越候は、帶刀え狀の返事には不及候、小屋を懸置候事則返事に候、右より如申仙臺奉行衆片倉半助殿、底意にて懸

置小屋に候間、左様心得様にと申返しに、今小屋貳拾斗、懸金堀共居申候、山には内膳斗居候て玉藏院は有住八日町え罷歸候、此方より追上申候は安き事に候へ共、境目の申分も何と被召置候も難量候間、御誂次第に仕度奉存候、可然様御披露奉願候、以上。

寛永五年七月廿一日

八 戸 彌三郎（花押）

石井 伊賀守様

石龜 七左衛門様

參

同年十月二日、仙臺より赤坂境目爲檢者、中條帶刀、大町飛彈、氣仙之内今泉に居候て、横田えの使、原利兵衛矢作久右衛門口上の目錄

- 一 飛彈帶刀申候は、仙臺年寄共より赤坂境の儀に付使候、此境の儀は、先年毛馬内
- 三 左衛門殿御仕置の時、相互出入有間敷と申定候處に、此度六ヶ敷様子小股内
- 膳仙臺え及言上候、右互に出入有間敷と申定候、山の内敷外敷見届候様にと、仙臺年寄共申付候、此程境目兩所の者共、六ヶ敷云分仕様子に申成候間、今度境目



見申時、若近所の者共立働候事も可有之哉、氣仙領の者共え左様無之様申付候之間、遠野の者共えも其通申付候様にとの斷に候。

此方より申返候は、

一此度小股内膳盜掘仕候所は、右論の場所はり猶入込候、仙臺御年寄衆被仰付候て御覽可被成候は、三戸年寄共方え被仰斷合點仕候は、爲見可申候、彌六郎留守居の者共、自分致合點爲見申儀成間敷と申返候。

重て使の者申候は、

飛彈帶刀境目見候とも、南部御領中にも政宗領中にも、此度究申儀には無之候間、とかく飛彈帶刀可被見と申候。

此方より申返候は、

一政宗様御領内、氣仙の方より被見候には構無之候、南部領分え入候ては爲見間敷と申返候。

右遠野えの使は、十月二日に參着、同四日に罷歸候。

右之趣御披露奉頼候、以上。

十月七日

八戸 彌六郎

老中兩人様

參

他領他郷より引戻す徒者、並南仙境めの出入等、毎度三戸え窺ひ、落許の御指圖を被得候、其後御用有之候間、直義三戸可參由、老中より申來り、三戸え參上、利直被仰候は、遠野城代共勤中、情を入、遂穿鑿、不相知、徒者共の在所詮議仕出し、過半引戻し、且又境目出入の挨拶等、追々申越候次第、令承知、御手前を遠野え遣候は、さぞ様可有之と存、引移の儀頼候我等目利無相違と、御満悅の御賞美不斜、向後遠野に科人有之節、詮議並落許共に此方え不及窺、其方役人共え申付、隨分遂詮議、勸善懲惡の政道急度執行可申付旨被仰渡候に付、遠野領科人詮議の嗽問、斬罪、磔、火焙、梟首等の刑罰三戸え不窺、自分の仕置を、他領の諸人見聞之、陪臣の家中にて自分の刑罰、諸國に例なき珍事也と、當家の威光を感じ、恐、懼、自他郷の諸人は不及、云、他領者も市にて如以前、醉狂の喧嘩、刃傷、鬪殺の騒動もなく、火付、盜賊の徒者も、漸々絶、靜謐に治りける。一問曰、遠野え御引移の始は、四ヶ所の御境え御手前より番人被差置候由、御村替の古



記に有。然るに何時頃より御手前番人を被相止表より番人被差置候哉。答曰御村替より廿ヶ年程過、正保年中歟當時の御家老衆、名元失念直榮様え被申上候は、四ヶ所御境の通證文、私共より相出し、番人も御手前より被差置候ては、以往万一御境往來に付御めんだふなる出入事可出來哉と氣遣、數奉存候間、番人は盛岡より差置候様、御願可然と存候由被申上候に付、右の趣盛岡え、山城守直様御代被仰上候へば尤に被思召候、番人は此方より可被遣候、乍去所不案内にて差支も可有之候間、爲相談其方より添番人差置候様にと被仰出候に付、此方より相談人遊井名田は遊井名田與三右衛門、鮎貝は本宿助兵衛、新谷は新谷帶刀、赤羽根は福田藏人知行所故御番近き居宅の家來被仰付被差置候、是より以來、盛岡小身の諸士衆、直番の時も有、或は病人幼少衆の代番、雇の刀指參候て勤候時も有之由老人の咄を承候。

寶永年中、子細有て、御境近所住宅の相談人、何も横田え引越被仰付候。

一問曰、遠野え御引移の始には、南部惣御領内の雜人、盛岡御城下の如く、爰元御城下も乗打不仕由申傳の古説有、此説實正に候は、今以左様可有の處に、下馬仕候者無之候は、さぞ虚説ならんと存候、此虚實御聞傳も候哉、如何。

答曰、予が聞傳候老人の古説咄に、直榮様え御村替御頼の御請、押て被仰付候時、利直様被仰候は、遠野は他領境の地に候間、其方政事の威光に可相成候間、南部惣領内の雜人、遠野城下牛馬、乘不通様可申付旨、諸代官え可被仰付置候、乍去御城下の如く、下馬杭被建置候儀は、御差支の儀有之候故、被相控候間、其方給人を町宅に差置爲改、若乗打仕候者有之候は、住所名元を尋、其支配頭え役人共方より爲斷候様にと被仰付候に付、思召は有難仕合に奉存候へ共、御城下とは違ひ、私預り候城下にて下馬改爲仕候は、御領内大勢の雜人の中に、支配頭の申渡し届兼、不承知の者も可有之候、且又他領者を御領分の者と見過り候は、爲之喧嘩口論の騒動不絶、御政事の障りに可罷成と無心元存候間、此御請は申上兼候由御辭退被成候へ共、強て被仰付候故、此上辭退仕候は、思召を違背仕る恐れも御座候間、先御請申上差支の儀も有之候は、追々可申旨被仰上、遠野え御引越、中居林兵部右懸小三郎え被仰付候は、南部御領内の雜人、當所の城下乗打仕間敷由、諸代官え被仰付候間、町宿に給人差置爲改、若乗打仕る者有之候は、名元住所を聞届、其支配頭え可申達旨被仰出候、依之改人其方共申付候間、町宿に罷在乗打の者あらば、他領者歟、他郷者歟と念を入聞届、他郷者候



は、がさつ不斷、町囃、斷り可申候、たとへ先より荒義を申出、乗打仕候共、貪着不仕無  
 搆通し候て、其段役人共え可申達候、且又前々他領え欠落、行方不知徒者共、在所の様  
 子と此方領分政事の善惡、自他の評判、心を付け聞立、是又役人共え可申聞候、第一當  
 所は七七十里の諸商人集會して、市日には他領他郷の徒者も紛入、小盜の喧嘩口論  
 度々出來、騒敷處の由相聞得候間、此警固彼是當地大槩靜謐、成候迄の間、乍太義暫く  
 兵部は一日市町、小三郎は六日町、致在宅、相勤可申由、被仰付候へば、兩人再三辭退仕  
 候得共、強て被仰付候由、無是非御請申上町宅に居候由、八戸より引越候諸士の中よ  
 り生質實義の人品を御擇、右兩人を被仰付候由、申傳候、其後、寛永十七年の頃、直榮様  
 御願被成候は、御領内の雜人、私城下乗打の改、如御指圖町宅給人差置申處、乗打仕候  
 者も無之由、依之私引移の始とは違ひ、永々御城下同然、御領分の者下馬爲仕候義、遠  
 慮の氣違御座候間、下馬相控候様被成下度由、被仰上候へば、入念の所存に候、不及遠  
 慮候間、今迄の通可仕旨被仰出候へ共、又々御願被成候付、下馬の御停止相止申出、御  
 手前御家の御威光、成候事を強て御願、下馬を被相止候は、表え難被仰出、御内々御差  
 支有之に付ての儀と斗、申傳、其子細は不知由、老人の咄を承候。

一問曰、八戸御發駕前、利直様より、遠野御知行、奥筋の御知行高、合一万貳千五百石の御  
 印紙被相出候時、御家中大小の諸士知行も、村付の御印紙一所被相出候と云古説を  
 承候、直榮様え、御印紙の外御家中知行の御印紙迄御出被成候義、不審成事に候、其子  
 細御聞傳候は、承度候。答曰、御家中知行村付の御印紙は、惣諸士ば無之候、百五拾  
 石以上の大身衆斗と承候、其御底意は、遠野え着懸、家中之知行割、田地の上中下不案  
 内にて、割出す地方に勝劣の不同有之候は、内々めんだふなる申出も可有之候、上  
 より御指圖の知行はたとへ心に不叶共、とかくの申出不可有との思召にて、右の通  
 の由其頃下々の風説有と申傳候由、老人の物語を承候。

南仙領分境塚築始之事

南部領仙臺領境目の出入度々、就有之、御双方より被仰合、境相究り、仙臺老中より南  
 部の老中え、使者河島豊前持參の書付左の通。

境目申合覺

一田瀬かくま澤すりこは、屋敷通境に申合候事、  
 一人首境は、五輪峠切に申合候事、



一立花境は、土橋切に申合候事、

此三ヶ所は、御領分の者如申候、境目申合相立申事、

一氣仙赤坂山は、陸奥守領分の者如申候、峰切に境目申合相立申事、

一相去鬼柳界は、原の分御領分よりはまたなかねすみ塚の境を陸奥守領分の者は原切境の由申候を、互に前代の境を差置半分つゝに仕、新境相立可申と申合候事、

附鬼柳相去境山中え入候ては、御領分の者は駒ヶ嶽堂北半分、下は八森峯切と申候、陸奥守領分の者はげとう川切と申候、是も前代の境を互に差置半分つゝに仕、新境を相立可申と申合候、但堂の北半分は御當方、南半分は陸奥守領分に堂斗を申合候、駒ヶ嶽より落申水は御領分に仕候共、陸奥守領分に罷成候共、用水の時分は申合、半分つゝ水ひかせ可申由申合候、以上。

松平陸奥守内

寛光十八年十二月三日

河島豊前

小枝指 權兵衛殿

石龜 庄兵衛殿

儀俄 重右衛門殿

右之通相究り候ても、仙臺領江刺氣仙遠野領五輪赤坂の境論出來、翌十九年午六月、双方より檢者出會、境相究、同月十七日より境塚築初、同廿一日相濟申候、此節双方立合の檢者左の如し、

一盛岡より小枝指 權兵衛 石龜 庄兵衛 重茂與三左衛門

一遠野より松崎 大學 福田藏 人 菊池 孫右衛門

小笠原九右衛門 新谷 帶刀 同子 久右衛門

及川 善右衛門 同子 内記 水越 藤兵衛

一仙臺より河島 豊前 富田 四郎兵衛 伊木 安右衛門

千葉 十右衛門 笹町七郎右衛門

一人首より沼邊玄蕃殿役人 鈴木 勘兵衛 川村 嘉左衛門

右之通立合於五輪峠境論の問答有、遠野據人外山采女、人首據人大内澤、内匠罷出候處、采女申口不埒、相聞得、分明の究無之内夕暮に成候故、双方引退、翌日采女代に遊井



名田與三右衛門罷出諍論之時、人首據人内匠申候は、双方の境は鷹清水候由申出候へは、與三右衛門申候は、それは以の外相違の申様候、鷹清水は古來より此方領内、究りたる所候其證據は、信長様御時代、遠野の領主遠野孫次郎殿より白鷹献上被成候、其鷹は、此鷹清水に巢を懸け候故鷹清水と唱來候由當所の老人共段々申傳候と申候に付、遠野據人如申出候五輪峠を境と相究候、其次板橋近所堀切と云所にて、遠野據人平清水、右馬之丞、人首據人庄司相四郎兵衛出合、此堀切双方の境、無紛由四郎兵衛申候へは、右馬之丞申候は、其方の覺相違に候、遠野城代毛馬内三左衛門被勤候頃、他領え爲物留爲堀切候所にて、古來よりの境には無之由申候へは、右馬之丞申出候通板橋を境と相究り候、其次に新谷にて赤坂境の節、遠野據人新谷源五郎、氣仙據人小股内膳出合も、ちが瀧境の由源五郎申出候へ共、申口不埒に付、内膳申出候通赤坂山、峰切境と相究り申候、右の通双方の境相濟境塚五輪峠より築始候、此時立合の奉行左之通、

一 六月十七日、學問澤より五輪峠右方の塚は、江刺勘ヶ由殿役人高屋左馬之丞歌垣勘右衛門、遠野より小笠原九右衛門及河内記立合、遠野より一つ、江刺殿より

一つ、人首より一つ爲築申候。

一 五輪峠左方の塚は、人首より沼邊殿役人鈴木勘兵衛、川村嘉左衛門兩人出て、爲築是より段々一つ宛、双方より入違爲築申候。

一 物見より赤坂笹森、新谷境迄、遠野より奉行新谷帶刀罷出候。

板橋より箕之輪迄塚數

一 板橋に一つ、遠野より、大森に一つ、人首より、同所一つ、遠野より、箱石に一つ、人首より、物見の下に一つ、遠野より、たうせ長根道より上に一つ、遠野より、たうせ長根の上に二つ、人首より、せき取場に一つ、人首より、みのわに一つ、遠野より、みの輪より、似澤野迄十之内

みのわ向ふちに一つ、上あつさ川長根に一つ、赤坂洞頭に一つ、すり鉢峠に一つ、きわた澤、峠に一つ、野山山なしの澤共云の頭に一つ、似澤野に二つ、笹森峠に一つ、狼岩の長根に一つ、

かは坂長根に一つ、同所の中頃に二つ、板橋より五輪峠迄八つの内、御假屋場に一つ、川下し峠に一つ、同所に一つ、くきの柴長根に一つ、種ヶ澤に一つ、



板橋の手前長根の笹森に一つ、とちう長根の右方けなし森の峠に一つ、板橋の渡り向に一つ、人首領とちう村え下る道の左脇也、五輪峠此方よりの左方に一つ、右境塚築終て、盛岡、仙臺檢使、相互に境繪圖請取渡有。

五輪峠御境繪圖え仙臺衆末書

和賀郡之内鮎貝村、江刺郡之内人首村の山境、御領分よりは五輪峠、當領よりは鷹清水境の由申候を、去年始申合候、双方出合御領分の者申口次第、五輪峠を境に相究、五輪峠より板橋迄は五輪峠より續中山の峯通り境相定、境塚爲築申候、板橋より氣仙の内關屋場迄は、去年申合候外に候得共、双方罷出相談の上境相立申候、關屋場より箕輪迄は本境に境塚爲築、繪圖に朱印判仕候通、自今以後相違有間敷者也。

寛永十九年六月廿二日

富田 四郎兵衛元顯判

伊木 安右衛門吉重判

笹町七郎右衛門重俊判

河島 豊前頼泰判

小枝指 權兵衛殿

重茂與三左衛門殿

石 龜 庄兵衛殿

新谷村赤坂御境繪圖え仙臺衆末書

遠野之内荒屋村、氣仙世田米村の内小股、山境、當領よりは赤坂山の峯切に、東は篠森の通、西は箕輪の道切境の由申候、御領分よりは箕輪のもぢが瀧を境の由申候得共、去年如申合候、双方罷出當領之古人申口次第に赤坂山の峯通に相究、境塚爲築申候、繪圖に朱引印判仕候通、自今以後相違有間敷者也。

寛永十九年六月廿二日

四人 連判

三人 殿

延享四年十月十日、遠野御領御境據人預場所、御奉行松田忠右衛門中居林茂太夫、盛岡え書上之寫、

一五輪より板橋迄

小友村 采女

一板橋より定任長根迄

同 勘右衛門

一定任長根よりまたか峯迄

來内村三四郎



- 一 またか峯より赤羽根峠迄 平倉村長吉長作
- 一 赤羽根峠より亂保屋迄 細越村市右衛門
- 一 亂保屋より仙人三ツ股迄 同村 六兵衛

寛永年中、南部仙臺御境塚築始候時、双方の據人諍論の儀古記有、其後據人中絶候哉、元祿年中、盛岡御勘定より遠野御境御尋の御用御座候間、據人共被差出候様と申來、御境近所長百姓の内御境之義大概承傳候者共、據人分に被成盛岡え被遣候由、それより以來定役の據人被仰付置候由、然共直榮様遠野え御移以後、御境奉行之定役無之、利截様御代寶永五年、御用人福田作兵衛、凶戸仁右衛門、松橋長兵衛え御境奉行兼帶被仰付、翌六年の春作兵衛御境廻候節、御代官一人御物書被附遣候、此時據人共様子承候得は、平清水ノ勘右衛門斗、先年地方七石被下候處に、子細有て御取上の由、其外の據人共は御宛行無之由申に付、御境御用相濟罷歸據人共え、役料の御宛行の儀申立候へは、尤に被思召一人え地方貳石つゝ被下置候、其後御用人衆は御境奉行御免、御物頭小向次郎兵衛、男澤權八え被仰付候、以來段々御物頭勤來候由。

他領御境

- 一 横田より赤羽根妻ノ神御境迄二里半拾七丁、御境より仙臺領氣仙上有住迄壹里。
- 一 横田より新谷横大道御境迄五里十八丁、御境より仙臺領駒田迄壹里。
- 一 横田より五輪峠御境迄五里十八丁、御境より仙臺領人首迄十八丁。
- 一 横田より遊井名田御境迄五里。

右四ヶ所の外他領え隠し道

- 一 板橋水ヶ嶺人首の内戸中え出る一大洞大葛細道。
- 一 來内蔵峠大道、上有住の内西山新田え出る此道筋山村と云所に番所有。
- 一 長畑小道、西山新田え出る、一早坂之道。
- 一 三斗畑之道、小枝越、上有住の内舟作え出。
- 一 尻高澤道、同所秋丸え出る、一栗之木峠小道。

右九筋の隠し道、先年年號月日不知盛岡高橋九右衛門殿御出、御改御書上被成候由、

據人共申傳候。

一 將軍家をも諸大名をも、御逝去以後、御存生中の御事を申上候には、御實名をも不唱御牌名斗唱ふるは世中の風俗に候へ共、此書面には御當家御代々の御事を記し候



に御牌名をば不書御實名を書候故御實名をしらぬ後世の人は誰様の御事ぞと疑ふ者も可有之乎と直榮様より以來の御牌名を左に記す。

一直榮様 大乘院殿鐵州源船 延寶二年正月晦日 七十四歳

直榮様御遠行の頃迄は時世の風俗にて御當家の御牌名に院號は無之由依之鐵州様と御家中の諸人唱上候處に義長様御遠行の時世に至て世間に院號を用ひ候に付大慈寺光徳院殿と號し上候に付鐵州様御牌名えも贈院號を附上候由數年鐵劔様と唱上來候故多分御院號を唱上候者は無之由老人の咄を承候右の次第故昔は御家中の牌名何も禪定門と斗號し當世の様に信士居士など云は稀物の由予弱年の頃迄寺院の卵塔に禪定門の石塔あるを見申候。

一 義長様 光徳院殿日山惠公 元祿元年六月廿八日 四十八歳

一 義論様 觀照院殿徳眼義公 元祿十二年五月廿一日 十八歳

一 利哉様 要徳院殿玄將機公 正徳二年六月廿一日 三十歳

一 信有様 定涼院殿仁君智通 享保廿年六月四日 三十四歳

以上

一直榮様八戸より御引移の節は坂の下砂場石倉に侍屋敷有之候得共離々に家有て軒數少く八戸より御供衆並御跡より追々引越候諸士の居屋敷不足に付御役人の外は知行所の百姓屋を借宅して御城當番には在郷より通ひ往來して勤候由其後坂の下砂場石倉え新屋敷を割加ひ無屋敷の衆え被下軒續の丁成申由八戸より引越の諸士は何も當地不案内のみならず無筆無算の人多く諸御用差支且亦御領内不靜時節故御譜代衆斗にては御城の御用心も無御心元被思召候折節御奉公を望む當所の浪人他領他國の浪人を被召抱候新參衆え始は知行貳拾石づ被下勤功次第追々御執立の諸士左の通、

及川善右衛門下郷御境爲警固小友村に住宅被仰付組の同心拾貳人。

屋敷斗被下 御抱御預ヶ被差置候處其後貳軒潰れ拾人成申候善右衛門子孫代々今以右の通也。

及川覺兵衛後稱中津山及川半右衛門後稱男澤板澤長作後稱正右衛門綾織清左衛門後稱方駒木與兵衛人首彌左衛門下河原長藏菊池孫右衛門菊池新四郎菊池半九郎横澤久藏荒谷帶刀末崎彦兵衛松田與右衛門沼野太夫佐郷屋嘉右衛門外川新助野田源四郎狄



館久兵衛福田藏人・廣田太郎右衛門。

右は寛永十一年の御支配帳に有、此外段々被召出候新參衆數多有、且又御代々新古の諸士二男三男をも被召仕候付、其屋敷本町丁馬場前後の二丁下小路丁東丁欠下丁佐郷屋丁新小路丁追々御割出し被下候、直榮様御引移以前の御足輕屋敷は、新田彌市郎殿家中屋敷被割出候故、其頃世俗は新田丁と稱す、正保三年七月、新田知行御減少の時、家中諸士此方え御引取の輩、左の通、

作田相模・河原木石見是川彦右衛門・水越藤兵衛・松橋長兵衛・馬場右衛門・江刺家彌次右衛門・猪岡甚藏・類家掃部之丞右橋兵部・松橋治左衛門・長場彌左衛門・松岡如意・西村八右衛門・島森右近馬場常閑・遊井名田與三右衛門・高橋彌五郎七戸三郎右衛門・淺沼清兵衛・寺領附の寺院、鱒澤長泉寺、同所善行院、小友常樂寺、同所山谷觀音別當、平清水清來院等也。右の衆は、身帶家屋敷共に、新田に勤候時の通り被成、下屋敷替も不被仰付被差置、丁の名を西丁と可稱由被仰出候由。

一御城代持の頃迄、一日市町六日町斗有之候由、直榮様當地え御移、以後、妙泉寺善應寺を今の寺場え引移し、其跡え町屋敷を被割出新町と稱す、六日町も北の方え町屋敷

を被割出、其跡を御給人丁被成候故、世俗元六日町丁と稱す、其後六日の二字を中略して元町と可稱由被仰付候得共予幼年の頃迄老人は元六日町と申候を承候其以後一日市町の引續きに町屋敷出る、世俗新町と稱す、今の穀町也、其後一日市町の裏え町屋敷出る、世俗新町と稱す、今の裏町也、小友町は往古より有來る町にはあらず、金山繁昌の時、自他領の者大勢集り働申に付、餅酒強飯、煙草、履物等商賣仕候者共町屋の如く假小屋を懸續け賣候場所の由、金山相止候以後、小屋場を直々町屋に被成置、入首えの馬繼所に被成下度由願上、願の通被仰付候へ共、往來の人馬不足にて、町内の者共渡世成兼候間、市日を定め市人集り候様に仕度と願上、被仰付候處に、古來より市立候町とは違ひ、新市故市立の人、不集、町の濕にも不成、自然と市日斷絶す。

一當地の御城は、遠野殿時代より御城と唱來候由、寛文中公儀より太守様え、盛岡御城より自他領の城下え道法御尋の時御書上之寫、

奥州之内、南部盛岡居城より方々え、陸地海上道規之覺、

一盛岡私居城より江戸日本橋迄、百三十九里御座候由。

一同所より花卷城迄、八里貳拾貳町三拾六間。



- 一同所より遠野之内横田八戸彌六郎城迄拾三里。
- 一同所より同名武太夫城八戸迄、貳拾七里貳拾五町五十六間。
- 一同所より仙臺迄、四十八里程。

此外他領所々の城下え道法御本書有之候へ共、繁多故略之。

寛文九年六月十九日

南部 大膳太夫

北條 安房守殿

里老の申傳ふる説、延寶年中歟、遠野え御巡檢衆御到着の時、當所にて領主の屋敷を城と唱候哉、館と申候哉と、御尋被成候間、御挨拶人申上候は、前々より城と唱來候由申候へば、二三丸も有之候哉と御尋候間、家中新田小十郎屋敷を二丸、中館勘兵衛、福田正兵衛屋敷を三丸と申傳候、本丸は四方堀にて表門は四、足門に御座候、二丸の外圍は柵にて四、足門に御座候、其外にも曲輪に家中屋敷四五軒御座候由申候へば、堀に矢狹間を切、堀も有之候哉と御尋候間、本丸の堀も中の門の堀にも矢玉のさま御座候、地形高き山城故、水堀は無之、虚堀貳三ヶ所御座候、大手口の外頼來内川と申す川を堀同然の要害、用ひ候由申上候へば、答の趣にて御城と唱候は尤の由被仰候由、

彼是御城と唱來候處に、享保年中の大守、利視様より館と唱可申由被仰出、それより以來御館と稱し申候、右の被仰出は、何様の子細有之候哉、公義之館と御書上被成候儀を、大守様御後悔被成候と云風説有。

- 一 御本丸と澤里殿屋敷の間有る屋敷跡の畑は、御城代持の時宮森助十郎と云人居候由、直榮様遠野え御引越の節は、岡前宮内え被下、宮内滅亡以後、福田藏人え被下候處、今の福田屋敷居候、工藤四郎左衛門と致、屋敷替、四郎左衛門子孫代々居申候、寛保年中、四郎右衛門代居宅焼失、其項石倉丁、虚屋敷有之、四郎右衛門え被下引移、舊屋敷は澤里殿え被御預置候、此時の火事、御本丸の御馬屋と澤里殿御宅、甚危く見得候處に、何も無恙、其外飛火の無、類焼、二軒にて火鎮り申候。
- 一 搦手の御門之上、左傍の下に、南北え細長、平地有、當時漆の木立也御城代持の頃は、誰の居屋敷に候哉不知、直榮様御引越の時は、類家勘左衛門え被下居候處に、此家斷絶以來御菜園畑に被成置候由。

一新田殿北方の下、曲輪に屋敷跡の畑有、御城代持の時は、誰の居屋敷に候哉不知、直榮様御引越の節、新田の家族作田相模居候、以來代々相續仕候處に、作田傳七代小身に



て御曲輪住居迷惑の趣、正徳年中内々願上候へば、佐郷屋丁にて新屋敷を被下、砂場丁菊池道徹家屋敷と取替引移候に付、舊屋敷は御取上被成候。

一里人聞傳候古説に、遠野領南部様の御手に入、利直様御入部の時、二の丸南館の事也の西方は山林え續き、要害不堅固に見得候間、草木を切除ひ、新虚堀の御普請三戸え御歸駕前出来候様にも被仰出、其場所御指圖被成、御自身毎日場所え御出御下知被成候へ共、地形さる岩にて果敢不行に付、夜中も挑燈方燈を燈して普請仕候故、堀の右傍の山を世俗あんどん森と稱し候由、此御堀は倉堀丁より東丁え山越に往來する南館の下、曲輪白兀道也。

一古説に、亂世の頃は何國にても城内に牢屋を建て囚人を入置候由、遠野にも先領主より御城代持の時迄、中御門の内近世御鹽硝藏の有し場所に牢屋有て、殺生場は中館殿屋敷の曲輪下、來内川の端に候由、直榮様御引移以後も暫く有來る牢屋を御用ひ、其後今の場所え御移し被成候由。

今の牢も予弱年の頃迄は、四方に柵を振廻し、柵の透間之荆を稠しく結添置候を見申候。

御城代持の時、科人共在所の詮義届兼被捨置候徒者、直榮様御引移り段々御穿鑿被成、過半引戻し候に付、利直様御滿悅被成、向後遠野の科人は此方え不及、窺、拷問死罪共に其方役人共え申付執行、可申由被仰出候に付、宮野目川原え殺生場御割出し被成候由。

一坂の下丁御用御屋敷は、御城代持の頃は誰居候哉不知、直榮様御引越の時、作田主人え被下、其子新田内匠迄二代居候由、其次に中館典膳次男十兵衛え被下、其子十兵衛代寶永年中中館忠左衛門上り屋敷え屋敷替被仰付、十兵衛舊屋敷御取上御用屋敷と稱し御屋敷守被差置候處に、近年に至、御隠居様御座被成候。

一同所の左傍に虚屋敷有、御城代持の頃誰居候哉不知、直榮様御引移以後、拾五正立内五正御小の御馬屋有て、御馬別當御馬責替に晝夜相詰、坂の下丁にて乘責仕候、御城御馬屋に荷駄も御此時節は、御家中の諸士年若き馬好の人は、御馬別當より御馬を借、稽古の乘責仕候故、馬達者の衆數多有之、二男三男も御馬責に被召出候て立身仕候人、段々不絶出申候處に、元祿の末、御馬御減少の時、此御馬屋御破り、御城の御廐に斗、御馬を被差置候。



一 御馬屋の御門前より中御門際迄の御坂は、前々より左右共に御塀にて中御門の下より御藏の傍え流るゝ水拂の堰は、箱樋を被伏置候處に、享保年中御塀の代にひばを生垣に被成、箱樋をも被相止、常の堰に被成置候。

一 大手口來内川の土橋は、前々より欄干の板橋有、寶曆四年七月大洪水の時、橋落追々再營候、普請迄の間と假土橋被懸置候處に、翌年大凶作にて上下困窮に依て、御普請御延引に候へ共、御支度の御心懸有之様に承及候間、近年中如以前、板橋成就可仕候。

同十四年の春板橋になる此時始て拮橋に被仰付候

新町往來の土橋も、前々は大手に同然の板橋有、享保七年六月の大洪水に落候節、追て再營迄と假土橋被懸置候。

附箋に、

明和四年の春迄、新町土橋にて被差置候處、同年の夏如、往前板橋に御普請被仰付候節、大奉行川原木小兵衛御元、役御町奉行兼帶。

一直榮様御引越以後、坂の下丁中館金右衛門屋敷と橋治五助屋敷の間に、新田九左衛門知行五十石屋敷有、清水傳右衛門屋敷の左傍に久保田勘右衛門知行五十石屋敷有、口

は砂場丁北頼の中館彦四郎屋敷と小向六郎左衛門屋敷の間に、橋甚之丞知行五十石甚兵衛

先屋敷有、右三人の屋敷子細有て御取上、勘右衛門屋敷は砂場丁の土手敷と傳右衛門屋敷え被割入、甚之丞屋敷は左右の屋敷え段々送りに割入被仰付候、九左衛門屋敷も左右の屋敷え被割入候由、右三軒一度に御潰し被成候には無之候、追々の事に候由、此丁は内丸と云、何も屋主は五拾石以上候故、上より被仰付候哉、毎家に屋根の柱葺、表は門塀に御座候處、世間段々困窮に成候て家塀の修理も届兼、近年に至、屋根は皆萱葺に成塀を簾垣に仕替候屋敷も有之候。

一 八十四五年前迄は、坂の下丁上の番屋向に、惣門は有之候へ共、土手は柵にて御塀はなし、砂場丁より坂の下え往來の口には惣門も御塀も無之、土手え茨垣を結たる計にて平等故、他郷他領の乞食も鉦打坊主も拔參宮の子共等も勸進に參候、其頃、松前夷歟、田名部の夷歟、惣躰毛の生たる乞食、夷小弓え小矢を取添、度々參候を、幼少の時見候て殊の外怖敷存、それ夷が來たと云を聞ては、ねたれみ啼を止、部屋の間え逃隠、居候由子が母咄候を承候。母は坂の下丁中館金左衛門娘也

一 西丁より御坂え上る右傍の畑は、直榮様御引越の前後には誰居候屋敷候哉、予年若



の時老人え尋て不聞、古記も見得ず、故不知之、元祿の中頃、橋儀右衛門え被下居申處に、享保年中坂の下丁下の惣門際右方中館豊松上屋敷を工藤相馬え被下、石倉丁より引移當時清水傳右衛門屋敷也の時、相馬家屋敷を儀右衛門え被下、石倉え引移舊屋敷は暫武者溜に被成置候處に、掃除等御めんだふ故、近年金濱彌三右衛門え御貸地被成置候。一御城御曲輪所々の空地、經谷ヶ澤え漆木を澤山被植置候處、數年を経て古木枯木多く、御用漆不足に出、實生は木陰にて成長不仕候故、享保年中末崎和右衛門申立杉の實をふせ御用不立漆木を切拂ひ、段々杉苗を爲植申處に、今程致成木杉林に成申候。一櫻馬場は、寛永十七年、春新規御普請、大奉行小笠原九右衛門被仰付、長三町の土手に松と櫻を爲御植被成候、此年、實曆十年迄百廿三年櫻は段々古木成て朽倒れ、今は三四本殘、松は追年枝葉茂り候故、若木櫻を度々被植置候へ共、松の木陰にて成木不仕候、右御普請より數年以後、馬場彌左衛門を經谷ヶ澤より下御同心丁裏え引移り被仰付候節、屋敷狭く候故、馬場を詰屋敷と通路に御割出し被成候由。馬場の左傍に平地有、世俗丸馬場と稱し來候、此所は乘立の三歲駒十五疋繋ぐ御馬屋有て、毎朝乘責被仰付候由。

## 附箋に、

一 明和三年戊春、丸馬場え新規御馬屋御造立被成、前々より御本丸に在來る御鹿は、此時御引破被成候、此場所は御茶の間口の向に丁り、下御臺所え行右方の地形早き所也、此馬屋御普請、大奉行川原木小兵衛。

同所南方の隅、杉ひば植廻したる古木立の中に、馬冷しの水溜地有、予弱年の頃迄は毎年水面え落浮ぶ木葉塵芥の擢を被仰付候時、見申候へは、水底に切石を敷申候、馬場より丸馬場え入口左方の土手に、長さ貳間幅一間の御馬御覽の御假屋有、其背後には牡丹芍薬高麗薄玉瓔珞色々の草花紅葉柳など被植置候御花園有、今は古木の獨柳のみ昔の形見に残候由、予が祖母咄を承候、直榮様御引移の始は、御境めの諍論他領他郷の徒者共紛居、六ヶ敷出入不絶故、多分遠野に御座被成、漸々靜謐に成候、以後利直様御頼に付、御用席え御詰被成候時も、毎年遠野え御出、御領分の御政事御境廻り被成候由、其節御暇の御願表立不、被仰上、御家老中え御届迄にて御手廻様方共に御出、緩々御座被成、義長様御成生に至、御父子様隔年に御出被成候、直榮様御引移の時、御家中三拾石以上並寺院えも役馬持候様にと被仰付、遠野に御逗留の節、於櫻



馬場度々役馬御覽被成候、義論様は御幼少にて御家督被成爲御入部の十一歳、遠野え御出迄にて十八歳にて御遠行被成候、利勘様も御當家御相續以後二三度御出被成候故、御家老衆櫻馬場にて毎年御改候處に、元祿年中凶作打續候頃、三拾石取の役馬並寺院方の役馬持立不案内にて不宜に付、御免被成候得共四拾石以上の役馬は例年不怠御改有之、御馬見御假屋も享保の始迄は有之候處に、享保年中大守様より御家中所務の内四分一三分一五分一御借上に依て、此方御家中よりも御取上被成候故、五拾石以下役馬持立當分御免被成候、寶曆五年の大凶作に、御家中大身小身共に甚困窮仕候に付、何も役馬御免被成候。

一坂の下御藏屋敷は、御城代持の頃欠ノ下茂左衛門居候由、直榮様御引移の時米内仁兵衛に被下、其後石倉丁え屋敷替被仰付、舊屋敷御取上御藏被建置候由。

此以後御建直も御座候哉不知、只今迄有來る御藏零落仕候に付、寶曆十三年新規御建替被成候。

直榮様御引越の始、遠野舊士の浪人、宇夫方清左衛門被召出下郷御代官被仰付、其子長右衛門父子二代知行所綾織村在宅御免て相勤、下郷御百姓共御物成米上納の御

藏は手前屋敷え被建置、御藏奉行共兼帶勤、横田町にて御拂米は村々御傳馬にて附賦、盛岡御屋敷正月御用の御節米も、鱒澤村より手前屋敷え御米打の人足を呼爲、搗下郷の御傳馬にて宮森え附賦候由、長右衛門は壯年の頃より醫術を好、牛井流の醫道稽古仕候、其頃醫者不自由の時代故、盛岡御屋敷御手廻様方御病氣の毎度、繁々被爲呼。御代官同役及川内記は小友村住宅に候故、綾織の御藏え手遠にて急御用差支候に付、長右衛門屋敷の御藏を横田え御引移し被成候由申傳候、坂ノ下御藏は此節の事歟。

一義長様御代御知行一万貳千五百石の外御預り高有之候故、御勝手御潤澤にて、御納戸御金錢、御米穀御家中在町え御貸付の出納奉行四戸清左衛門え手傳佐郷屋甚五右衛門被仰付、清左衛門居宅の屋敷元町丁に御藏建置、拜借物上濟の時節取立候、御元利の米穀納置候處に、追年御俵物多く御藏狭く成候に付、砂場丁多賀明神の下に別當少納言と云山伏居候屋敷を御取上、新規に被建置、路地の右方え御俵物、左方えは盛岡遠野御入用の御圍肴其外諸色の雜具被入置候、義論様御代始に御預高被差上、且又品々御物入多く、御貸付物段々減少に相成此御藏に御用も無之、御修理も御



めんどふ故、元祿の末に至、御破り被成、御藏跡は御料理石、森瀬兵衛之屋敷に被下候處に、病死の時無子家斷絶以來毎年菜園の貸地に被成置候。

一坂下御新藏は、信有様御代享保年中の夏、氣候不順にて此天氣募候は、當秋凶作に可有之と、諸人無心元存候風説被及御聞、下々謁命の愁御救の御圍に麥百五拾五駄餘三斗五升俵御側錢にて御買上の外に、五拾駄御勝手方え買上被仰付候處に、氣候宜敷成凶年に成不申候故、先に凶年の御心懸に御納戸錢にて御買上の御麥は御用人え御預、御勝手方にて御買上は御勝手方え御預、御村の望人え御貸出しの儀御代官え被仰付、毎年御貸付の御元利上濟の俵物段々多、成申候故、新御藏御建被納置、其後御麥の内御米、御稗御代物にも直し御貸付被差置候處に、寶曆五亥年の大凶作に、御家中在町大勢の謁命人御救の根本と成申候。

一御本城御屋作、往前は萱葺の由、慶安四年寶曆十三年迄百十三年の春、西丁河原木小兵衛宅當時彌三右衛門屋敷也より出火西風烈敷、其頃は搦手井の下より此方に杉岡安内馬場彌左衛門西村八右衛門家續之吹付、其火先作田庄藏南館えは不行御本城え移り、御燒失の火炎大手の方え向ひ、福田藏人中館勘兵衛居宅燒失、其外の御曲輪屋敷は無恙殘候由

此時代出火の火元は早速致入寺、無調法の申立仕る風俗且又御城御燒失の火元故、小兵衛は對泉院え入寺して切腹の被仰付を待居候處に、遠慮御免の儀盛岡より申來出勤仕候由、御城御作事の御普請御急に付、當分の御假屋同然御指圖にて枉葺に被仰付候由。

其頃迄倉堀丁向の檜澤山は、夥敷檜の木立にて良材多、麓は木地挽居候て枉曲物、椀など挽き候由、昔は椀を五器と稱し候故五器商共の居候處と申儀を、後世の人五器石と唱候は誤也と云古説有。

其御作事御用材木は、過半檜澤山あり切賦候にて濟申由、此時經谷ヶ澤の屋敷主を別所え引移被仰付、舊屋敷は御潰し被成候と申傳候、此御作事の時代は檜枉下直にて御家中の家藏多分枉屋に有之候處に、所々の檜山段々切盡し、享保年中の頃より追年枉不自由に成、高直に付、御城御屋根御葺替の御枉代、毎年過分の御物入、金ヶ澤孫十郎と云御百姓承及、享保十八年の春申上候は、御屋根を萱葺に可被遊候は、梁より上の諸細工は私手前の入方を以可仕上候、天井御材木の切賦萱は御村え被仰付候様にと願上候へは、願の通被仰付、火を不燒所の御屋根斗、不殘、萱葺の御普請相



濟孫十郎え爲御褒美屋敷附の御藏地持高五石永代無役の御免地被成下候。

慶安四年の御作事以來御建直も無之其儘の御屋躰時々御修理被成候様は相見得候へ共年月久敷經候故御本屋御臺所共に以の外及零落寶曆十二年に御臺所同十三年に表奥の御座敷不殘御修覆御普請被仰付相濟申候。

附箋に、

一御本城の御塀前々より堀立柱の坂圍え矢玉のさまを被切置候處に寶曆四年七月山洪水の時柱の地形崩走所々の御塀倒候得共間敷不少故早速御建直成難當分簾圍に被成置候處翌年大凶作に付御普請御延引の間に殘る御塀柱の根くち申に付明和二年不殘石据し土臺え柱を建て太鼓壁の御塀に被成候但大手御門え向ひ左右は寶曆十二年春前々の通板圍の御塀に被成置候て御建替に不及候故此度は其儘被差置候御建直の時大奉行御用人男澤安作同斷仁田彌三兵衛。

一義長様御代天和二年七月新田小十郎長政殿え遠野御城廓の惣形を無相違土圖に取それを張拔に製差上候様と就被仰付候實方の舍弟福田正兵衛政友と相議し數

月心力を勞し其功成就張拔細工の棟梁は川原木治兵衛被差上候爲御褒美御刀備前守光拜領被成候由右御城形は四箱に入盛岡御屋敷御武器藏え被納置候然共其御城形にも箱にも小道具頭預り御道具帳にも作者の姓名年號月日の書付無之候間末世に至て作者を知る人なく長政殿芳名世に埋れん事を惜み記し置候。

長政殿は當小十郎甲州流域取鍛鍊にて其頃盛岡御家中指折の軍者衆に無陰陽褒美の評判を得たる達人故遠野御城形を被仰付候の由舍弟福田氏も城取達人の由。

一公儀より諸國え御巡檢使御廻し被成候始は寛永十年也其時より遠野えも御出の由此時の事にも候哉一日市町より大手え入口の左右に御旅宿の御假屋二軒被建置候御用地に町屋敷裏御取上屋敷主共えは石倉丁裏の畑無役の代地被下候此外一軒の御假屋には一日市區又助家此屋敷に當時は作御借上被成此以後も御巡檢御出の節は毎度御借上可被成候依之向後一軒屋敷の町役御免被成候由被仰渡候處に子孫は勝手不如意仕家屋敷賣拂同町の屋敷え引移候頃又助代度々居宅貸上其外御用にも立候由緒を御捨不被成引移候屋敷の町役御免被成候間前の屋



敷調る者は町役勤候様にと被仰付候由、寛文七年延寶九年の御巡檢衆も遠野え御出被成候得共、寶永七年より以來御出不被成候故、東方の御假屋は御破西方斗被殘置候。

一盛岡より毎年揶駒御役人御出の時は、前々より西方御假屋を御旅宿に被成、揶場は十文字丁の前後を違ひ簾垣にて圍ひ、御假屋續きの町屋に盛岡御役人此方御町奉行御代官御馬方列席詰居候様に被成置、常は屋守を被附置候處に、馬御用有之日は、晝の内御城より一日市え御急用の差支に成、且又揶駒惣馬改の節、諸村より牽來る馬を一日市町え集置候故、他領他郷より往來人の妨にも成候故、享保年中裏町檢斷屋敷の内、下の方御借上馬御役人の御旅宿被建置、揶場惣馬改共に裏町え御移し、十文字の御假屋敷は御拂被成候。

一前々より會所屋は無之、御詮義の科人は御町奉行宅、重御詮義者は一日市町西御假屋にて拷問をも仕來候處に、正徳年中一日市町の屋敷裏を御用地に御取上、地代金被下新規に會所屋被建置候へ共、寶曆四年七月來内川大洪水の時、屋躰半分流、殘候所も押倒候故、當分不殘御破被成、其後御再建無之候。同十四年如以前屋躰再建普請被仰付候

予が母昔咄に、我等幼年の頃同丁の御家老中館古忠左衛門殿御宅當地中館彦に四郎屋敷にて毒飼の罪人御詮義に、木馬雖揉なんばん問の拷問有之由にて、科人の苦しむ叫聲手前の宿えも聞得、怖敷存候と語候を承候、右の通り重き科ある罪人は、前々より御家老の屋敷にて御詮義の拷問等被仰付候處に、御城御曲輪に住宅の御家老屋敷え罪人を引上拷問仕る儀は可有遠慮事也と、御家老宅の御詮義を西御假屋え御移し候由、老人の申傳を承候、或人問、會所屋無之以前は西御假屋にて科人御詮義の拷問なども被仰付候由、兩御假屋は公儀御巡檢衆並盛岡より上使衆當地え御出の節、御馳走の御旅宿に被建置候御屋躰え、繩下の罪人を引入、拷問被仰付御屋敷を穢し候所え御請待は上々様え御不敬の御失禮と、其頃の御役人衆一向心不付不遠慮に被仰付候儀、漸々世間え流布して、御外聞不宜風説など相聞得候に付、別地え會所屋の作事被仰付候哉、如何。答曰、昔の御役人無分別にて、科人詮義の寄會を御假屋にて被仰付候事には無之候、慶長五年九月、規權現様關原御合戰御勝利以前は、江戸え勅使御下向は無之處に、權現様天下を御手に被入候以來、毎年京都より勅使御下向に付、御逗留中御馳走の御旅館に新規御作事被成、



傳奏御屋敷と被稱置候、此以前は諸御役人式日の御寄會は、御老中の御宅にて有之候由、傳奏御屋敷御普請出來の以後、常は御入用もなき虚御屋敷に番人被差置候迄の事に候間、御用寄會所に被成可然とて式日には此御屋敷え諸御役人衆被相詰候儀暫、間有て後の御役人衆御評義に、科人共の中に疵負も有、惡病煩の者なども有、それを召出し致詮義穢たる御屋敷を、勅使の御旅館に被成候義、天子様え御不敬の御失禮と申、且又、勅使御逗留中は御急用の評定寄會被相控、御政事の御差支にも相成候間、彼是寄會の場所を別地え御移し可然とて其御作事御普請出來の時、評定所と可稱由被仰渡候へ共、數十年諸人傳奏所と唱來候故、今以評定所とは不申、傳奏所と申、老人間有之由近年出來の記録落穂集と云書物に有、當地にて西御假屋にて科人御詮義の寄會は、江戸の傳奏所に准して被仰付候にて可有之候、其後會所屋を別地に被建置候も、江戸御評定所の例に準じ被仰付候にて可有之と被察候、不限之世間の風俗古今の變、數多有事候間、妄古人の噂を誹判可仕事あらず。

一 往古は猿ヶ石河橋なく、六日町裏木下の船渡にて宮目往來道有之候由、木ノ下と云は三ヶ月堂

松の尾の社の邊也其頃は本町丁下、飛内右内小原治太夫屋敷と、其裏丁六日町の屋敷はなく、船場え通路仕候由、其時船漕出所を今以舟場と云、此川洪水の節は舟の通ひ止り、下郷えの通用差支諸人致迷惑候由、予が會祖父宇方長右衛門綾織村在宅故、時々往來成兼迷惑仕候に付、何とぞ橋を掛諸人の通用無滯様に仕度と壯年前後より心懸候へ共、常の橋の如く柱を立、橋場無之候故、熊野參詣に登候時諸國の橋に無柱の橋有之歟と心を付候へ共、見當不申、數年心不絶致工夫候處、六十歳の夏山蜘蛛の綱を懸渡すを見て發明仕、愛宕岩堂の麓え橋造營の念願に企、大出山にて大材木杣取の晝扶持大工木挽の飯米作料釘鋸の鐵物代、其外雜用の金錢橋祝の入方に至迄、私費を以て可仕候、諸材木の代賦普請入用の人足斗、御貸被下度由願上候得ば、願の通被仰付候に付、大工棟梁は御扶持人十左衛門え工夫の趣申含普請に取付申候、此普請最中の頃働に出る諸人足橋釣木を渡す時必あ、の深淵え身を沈め、可惜命を亡ふ者數多出、父母妻子兄弟に愁の涙を流させべき惡業の罪を作る、長右衛門殿涙の橋え、今日も普請に出る仲やと口々、旬り、其外の諸人も昔より舟渡しにて濟來所を、十九成就もしれぬ橋普請に企、人殺しを可仕と、老若男女の卮言茗語と成、猶更願主長右衛



門は普請中人足、惟我有歟、橋於不成就は、此橋場にて腹を切他人に面を不可合と思ひ決め、寢食をも忘るゝ程人足配の思案に心氣を苦しめ、遠近の佛神え橋成就の祈願に抽丹誠候處に、人足に惟我もなく所存の如く成就して、桔橋と號し渡り初の祝義相濟時、稍安心仕候と語候由、橋の風説他領他國えも段々致流布、南部遠野の城下近所に無柱の新橋掛候を見物可仕とて、見物來遠近の諸人二三年橋場不絶由、此橋見習ひ大迫町の桔橋を始、信州木曾路の桔橋等も出候由、前申述候通此橋普請手前より願候て懸候故、近代の如く自他郷の村々より舫の繫金錢を以仕候事には無之、手前費の金錢米入方勘定目錄、長右衛門自筆に書置候遺書の寫左の如し。

覺

一米拾八駄片馬壹升 代金、貳拾九切

内 七駄

鱒澤村舟渡式部成

貳駄

綾織村御百姓廿三人より同斷

右米入用

大材木取候内の飯米

一貳駄片馬

一餅米壹駄

橋祝の入用

一七駄

木挽手傳共に四十日の飯米

一八駄壹升

大工飯米濁酒晝飯橋祝

金錢入用

一六切と三百文

木挽作料

一拾四切と三百五十文 釘かすかひ代

一拾壹切と七百八十文 大工作料

橋祝入用

一九百文 橋三ヶ所え懸錢

一貳百六文 まき錢

一五百文 妙泉寺え初尾

一貳百文 大村禰宜え初尾

一壹貫文 大工十左衛門え橋祝に爲取候

一七百文 大工七人え同斷



一壹貫五百文

酒

一壹貫五百文

買物其外諸遣

金ノ六拾切 錢ノ拾貫九百三拾六文

米錢代金にして

惣合七拾貳切百三十六文

元祿の中頃か、大迫町桔橋造營の普請、大迫御代官支配所斗にて、届兼候に付、大迫筋往來仕候他郷の御代官えも、高百石に何程と繫錢被仰付候節、遠野桔橋普請には、往來他郷え繫錢可仰付候間、取立差出し候様にと被仰渡候、以來當地の橋も、自他郷の繫錢を以御普請被仰付候、遠野桔橋掛始以後、修覆掛直し左の如し。

此橋懸初候寛文六年より十六年め、延寶九酉年御修覆、大奉行御物頭中館金左衛門、下奉行工藤權左衛門、延寶元年より十三年め、元祿六酉年御修理、大奉行御物頭清水傳右衛門下奉行。

是より十五年め寶永五子年に至て、致零落人馬往來危、見得候に付、下御同心丁外に假土橋を懸往來仕候、寛文六年より寶永五年迄四十五年也。

寶曆七寅年新規懸直、盛岡より大奉行中河原判平殿下奉行野村宗八殿、駒ヶ峰七郎右衛門殿被遣候、此年より十三年め享保七寅年御修覆、大奉行内田伊五右衛門殿下奉行御大工小頭和右衛門盛岡より被遣普請修繕。

同年六月大洪水の時、橋大破御修理届兼候に付、如先年御同心丁外に假土橋を懸往來仕候。

享保九辰年新規懸直、大奉行此方御物頭脇山武左衛門下奉行十日市七兵衛、澤里岡右衛門、是より十六年め元文四未年御修覆、大奉行城彌三右衛門殿下奉行御大工小頭和右衛門盛岡より被遣候。此年より五年め寛保三亥年御修覆、大奉行内城治五右衛門殿下奉行御大工小頭盛岡より被遣候。

寛延二巳年新規懸直、享保九年より大奉行盛岡より關津太夫殿下奉行此方御給人島森倉之進、四戸作右衛門、是より十五年め寶曆十三未年、盛岡より御大工小頭一人被遣橋板斗、修理被仰付候。

遠野さるかし川の由来を語傳ふる世俗の古説に、往古は内裏え下仕ひの役夫、諸國より大勢登、三年つゝ勤るを千人夫と號す、又士民よらず、生質容貌麗はしき十四五



歳の小女を、一國より十人つゝ召登せられ官女衆の側仕ひにして、三年の間和歌糸竹の音曲を見馴、聞馴、任習ふて、其器量すくれたるは長内裏に留置れ、器量なき女は御暇を被下古郷え歸しと也。往昔歌人の名を得し小野小町は出羽國和泉式部は陸奥國和賀郡より登し女也と云説有、其時代の事にや有けん、奥州閉伊郡山田村より登たる左内と云役夫、清瀧と云宮仕ひの官女を見初、忍戀にあこかれ、手寄を求、密に一首の歌を贈る。

雨ふらてうゑしさなひもかれはてん清瀧落て山田うるほせ

女返し歌、

及なき雲の上なるきよ瀧に逢んとおもふさなひはかなし

男又遣す歌

かけ階も及はぬ空の月日たにきよきけかれの影はへたてぬ

女返し歌

よしさらは山田に落て清瀧の名を流すとも逢てたすけん

それより人目を忍ふ枕の數積り、清瀧たたならぬ身と成、夫婦内裏を忍出、男の古郷

を心さし東路に赴き逃下る、道終はや先達て東國の村里え御尋の御詮義きひしき御沙汰の風説を聞、古郷の山田は云に不及、何方に〇一本、何方人も身を忍ふ隠所なく、廻り、〇一本、廻りなし、遠野東禪寺村の奥山深、分入、巖窟を舍、として、〇一本、しは居る間に、女は重き身重き病の惱をうけ終に此世を去ければ、左内は、〇一本、は泣々亡骸を葬、塚の印、建置たる石を、麓より見上げ、猿乎石乎、〇一本、疑と見ゆる故、塚の傍より湧出る細谷川を世俗猿乎石川と稱し來と申傳候。〇一本、言傳へ侍る

一或人間、昔盛岡御城御普請の節、遠野よりも御入足大勢相詰、大奉行新田茂左衛門殿男澤半右衛門殿など被仰付候、其頃我等も年若て盛岡え參、數十日逗留毎日致難儀候と、御村の老百姓語候由申傳の説承候得共、其時の殿様の御名も、年號並高百石に御人足何人相詰候と申事も不承候、盛岡御城築の始りは、信濃守利直様南部廿七代御代、慶長六七年の頃と申傳の古説有、其節の御普請候哉、如何。答曰、予も委敷正説は不聞傳候古記を以推量の考、利直様御代の御普請には有間敷候、大膳太夫重信様廿九代御代、盛岡御城廻の土手敷、所破損有之に付、御修理御普請の御窺公儀え被仰上、御老中様方より願の通普請可仕旨、延寶八年十月廿一日付の御奉書寫を致拜見候、且又



遠野御人足の大奉行新田茂左衛門勇澤半右衛門なども延寶年中在の人候間、彼是此時の普請可有之歟と存候、高懸りの御人足何程と申儀は不聞傳候。

一予十五六歳の頃、老農の咄昔は遠野にも御檢地度々有之山、其中に天下棹と云は棹間ゆるく百姓の爲に迷惑は無之と承候、其外の御檢地は田地不相應に御棹の伸縮有之候、才覺ある百姓は、棹打えも、御奉行衆えも袖の下と云秘事の謀を以上田の地方も、御棹伸謀の才覺なき百姓の地方は下田も、御棹縮候と語候を承候へ共、御檢地の年號も幾度と申儀も尋る心無之年頃故、聞捨にして老後に至致後悔承立候處、大閣様御代文祿三年、日本國中え御檢地被仰付、御役人被差出候節、大奉行羽柴下總守・岡野下野守・伊能兵庫頭・朽木河内守・一ツ柳對馬守・新庄土佐守、此外一人姓名不知右七人也と書たる古記有、此御檢地を天下棹と申傳候歟、是は遠野殿時代にて、南部様の御手未入時の事可有之候、此次の御檢地は幾度候哉不知、予が曾祖父長右衛門覺書に、萬治三子年四月遠野御檢地の時、手前知行綾織鱒澤二ヶ村五拾石より打出高、五石壹斗八升九合と見得申候、此御檢地は大守様より被仰付候哉、此方様より御願被成候哉、不承傳候、延寶三卯年九月御檢地は、義長様御代大守大膳太夫重信様え御願被成候

は、手前知行所え御檢地被仰付、打出高の内貳千石、弟頼母義也え被下度山被仰上、盛岡より御檢地御役人被遣、遠野上下郷上下宮森村、志和郡上下佐比内村、二戸郡女鹿村、奥友村、岩手郡平館村、卷堀村合壹万貳千五百石の御本高より打出高三千八百八拾三石餘の内、貳千石同苗頼母え分地に遣し、殘高千八百八拾三石餘は手前より願候檢地の出高候間、御取上不被成、其方え御預地被成置候由被仰出候、此時貳千石の御分地は、

一六百七拾壹石七斗八升五合 付馬牛村之内

一四百參拾八石九斗九升 東禪寺村

一八百八拾九石貳斗貳升五合 平館村

右之通被遣候由、天和三年頼母様御遠行御嫡子竹之助様御家督被成、翌貞享元年八月四歳にて御早世御家督の御人無之故、北九兵衛殿御二男傳之助様え御半知千石を以御家御相續被仰付、千石は此方様え御預御預、高貳千八百八拾三石餘御處務被成候處に、元祿元辰年六月廿八日義長様御遠行、義論様御幼少にて御家督被成、同年霜月御家老北九兵衛殿義論様の御外祖父の相談に依て、御先代の御預高不殘御手前より御願被



差上候村々は、下宮森村、下佐比内村、女鹿村、奥友村、平館村、卷堀村、右六ヶ村の由。

附箋に、

一天和三年亥六月十二日、頼母様廿五歳にて御卒去、御嫡子竹之助様三歳の御幼年に候得共、御遺跡無相違御相續被仰付候處、翌貞享元年子六月三日御舍弟權次郎様二歳にて御早世、同年八月十九日竹之助様四歳にて御早世に付御遺跡御相續の御人無之候故、檜山五左衛門殿御息女おゆふどのを義長様御養女に被成置、此養女え誰そ相應の掎養子を以竹之助家督相續被仰付被下度由御願被成候處、北九兵衛殿御二男傳之助殿を以名跡被仰付候へ共、双方弱年に付貞享三年寅三月廿六日おゆふどの十三歳傳之助殿十四歳、向御屋敷え御引移り被成候、但おゆふどのは御養女の品有之に付當日の朝氣に御出傳之助殿は晝過御出被成候由。

利戡<sup>トシカウ</sup>様御代寶永二年、從太守備後守信恩様、鱒澤村爲御用地、當分御借上被成候由被仰懸、下宮森村、下佐比内村を御代地に被遣、鱒澤え御檢地被仰付、打出高貳百拾貳石餘有之候由、其後爲指御用も無之様相聞得候へ共、御返地の御沙汰無御座候故、利戡

様被思召候は、遠野御城代持の頃鱒澤村の科人共在所の詮義届兼被捨置候儀、利直様御氣の毒思召、直榮様え遠野の御政務強て御頼に付、八戸より御引移根元の鱒澤村、永當家の手を放し候儀、殘念成事候間、御返被下候に仕度候へ共、表立願書等差出候儀は殿様思召の程も難計候、何とぞ御家老衆御内々の執成を以被相返候様に被成度御所存の趣、兼日御懇意澤田一郎左衛門殿<sup>知行四百石以前は隼人を御頼、右の旨御家老中え被得御内意候へば、御内々の御執成差支有之候、尤表立御願も御控可然由御挨拶に付、利戡様澤田殿え被仰候は、乍内々御家老中え申出候私願望捨置可申様無之候御家老衆御内々の執成差支の譯承届、其様子次第たとへ殿様思召に障り重き御呵を蒙候共、是非願書差上、於不相叶は當家の先祖えも家中の者共えも面目を失候段、心外千万に候間、早速當家を立退山田の家え立歸、浪人に可罷成覺悟に候、此所存御家老中え被仰達給候様にと御願被成、且又此方御家老衆も澤田殿え申候は、主人願不相叶當家を立退候跡え當家相續別人を被仰付候は、家中の者共御請不申立覺悟御座候、此所存只今御家老中様え對し申上候事には無御座候、貴様え御内々の咄候由申述候、澤田殿右の趣御家老中え具被申達候へば、追て可及御挨拶</sup>



由御家老衆被仰候由澤田殿被申聞其後數日御沙汰も無之利哉様御氣遣の御苦勞不淺候處に、正徳二年の春寶永二年先年御借上の鱒澤村御用相濟御返被成候御檢地打出高をも被添遣候間、軍役高え相加致所務候様ど被仰渡是より以來御當家の御知行高壹万貳千七百拾貳石八斗七升二合に成候由。

鱒澤村御借上前後の次第は、予年若の頃世間の風説聞及候趣記し候間、此紙面相違の儀多可有之候。

一直榮様より以來、御代々盛岡御家中の無調法人、此方御屋敷え御預御詮義相濟御免も有、如前首尾能歸參の衆も有之由、數人の御預故名本は致失念候、又永御預人は遠野え被遣御家中え御預被置候も御座候、其中に承覺候は左の通。

直榮様御代、御家老石井伊賀殿知行貳千石永き御預被仰付、遠野え被遣新田正藏宅に被差置候處、亂心被成圍を破、對泉院門前迄走出候を、やうやう捕押へ右の次第御披露被成候へば、切腹被仰付候由、由來正藏屋敷にて切腹の由、御檢使は盛岡より被遣候哉、不承傳候、死躰を土葬に仕置候、塚の由にて、屋敷の南方の隅に、予弱年の頃塚殘有を見申候。

義長様御代、盛岡御家中妻籠甚右衛門殿百石永御預被仰付、遠野え被遣新田殿え御預、知行所鶉崎村百姓屋の座敷上番の給人壹人百姓壹人づゝ被附置候、輕科人候哉、盛岡より御指圖にて圍えも不入、近所の山川え番人を連時々慰にも被出候處、或夜其家を忍出逃失候を翌朝番人見付、大驚尋人を大勢廻し尋させ候へ共、行方一向不知候處、其翌夜綾織村百姓屋敷の梨子の木登被居候を、屋主見出し捕押へ、鶉崎え爲知迎の者え渡し、本所え引返、右の趣新田殿より御訴に付、鶉崎え横田より御役人被遣出奔の子細御尋候へば、實に他領え欠落可申所存には無之候、忍出候日の當番馬場民右衛門え兼て遣恨御座候故、可爲及迷惑と存逃候由被申候、此趣盛岡え被遂御披露候得ば、斬罪申付候様にと申來、檢使は此方御目付被遣斬罪被成候、此節新田殿遠慮被申立、番人民右衛門は盛岡表より被仰付候哉、此方様より被仰付候哉、切腹下番の百姓は斬罪被仰付、其後新田殿遠慮御免の由老人の昔咄を承候。

御同代貞享二年、内堀民部殿知行千石御預御詮義相濟御預首尾能御免歸參被成候由。此節御預御長屋は、高知の御人に候得共、前々より有來、御預御長屋被差置候様に承傳候、其御長屋は今の御鑑御稽古場御長屋邊の由、元祿十五年表御長屋御修覆。



の時今の御預御長屋に被<sub>レ</sub>成置候。

義論様御代、星川惣十郎殿同子息宗助殿父子一所に永御預被<sub>レ</sub>仰付、遠野え被<sub>レ</sub>遣飛内市右衛門宅え御預、御同心計貳人づゝ番被<sub>レ</sub>差置候の處、右の父子此方様え家來、可<sub>レ</sub>仕由被<sub>レ</sub>仰渡、三人御扶持家屋敷被<sub>レ</sub>下候、其後盛岡御末様方より御願にて盛岡え歸參。御同代、報恩寺の住寺圓節和尚永御預、遠野え被<sub>レ</sub>遣小笠原由右衛門宅え御預、番人は星川同然に被<sub>レ</sub>成置候處、四五年過御免盛岡え歸參。

利截様御代、北川新左衛門殿永御預被<sub>レ</sub>仰付、遠野え被<sub>レ</sub>遣中館金左衛門え御預、番人は年頃長敷番頭一人、御給人二人、御同心二人被<sub>レ</sub>附置、五六年過中館殿え御預、東丁の家、中屋敷に番人表より前の通被<sub>レ</sub>附置候内、御預御免にて盛岡え歸參。

信有様御代、正徳年中、本馬孫九郎殿御預、度々於御會所御詮義、以後此方御屋敷にて、斬罪被<sub>レ</sub>仰付候、御檢使は御町奉行一條圖書殿御目付服部孫四郎殿被<sub>レ</sub>仰渡の御書付、續御物書大里彌七郎殿、御出太刀取は御手前御同心奥友喜四郎、隨分手際能討申候、其場所は御馬屋座敷の前に御幕を前後え打、外警固は棒持御同心、内警固には御先供並御給人と棒持同心被<sub>レ</sub>差置候、其時予年若にて、御給人の加詰合、内警固の人数に

罷出始終見申候、直榮様御代より以來、御屋敷にての死罪は、今度始の由老人の咄を承候。

信彦様御代、小足藤藏殿知行現米百石永御預被<sub>レ</sub>仰付、遠野え被<sub>レ</sub>遣小向市左衛門え御預、番人は北川殿と同然、其後坂の下御用屋敷御勝手の方え、圍座敷をしつらひ被<sub>レ</sub>差置候處に、此方様え家來被<sub>レ</sub>下候由被<sub>レ</sub>仰出、三人御扶持家屋敷被<sub>レ</sub>下候、以後行方不知出奔。

義顔様御代、石龜市郎左衛門殿二人御扶持永御預被<sub>レ</sub>仰付、遠野え被<sub>レ</sub>遣福田小左衛門え御預、番人は小足同然、其後脇山武左衛門え御預の内、此方様え家來被<sub>レ</sub>下候由被<sub>レ</sub>仰付、二人御扶持家屋敷被<sub>レ</sub>下候。

一直榮様御代、御家中の諸士大身小身御譜代、新參共に病死の時、男子なき家は云、不及、有ても身帶相應の勤成兼候子えは遺跡相續不被<sub>レ</sub>仰付、家柄依て幼少にても實子に候へば、或は身帶減少、或は知行を御取上、御扶持方を被<sub>レ</sub>下家相續被<sub>レ</sub>仰付も稀有之候故、繼めの願書差上御挨拶を不承以前は家内は不及申、親戚共に甚氣遣仕候由、是を當世比較候ては御無慈悲の様に聞得候へ共、是には子細有事也、戦國の時代には、家主幼少か病氣にて御陣立の御供勤兼候をは、亡父の遺跡御取上、小身侍にても、浪人



にても御用可立器量の人え相應の知行を被下御執立被召連候儀天下の諸家皆此風俗御治世に成候、而も暫不變を以て御當代御家中の家盛衰世人の申傳候、古説虚實は不知候へ共、予が聞及候趣を有増左に記す。

直榮様遠野え御引越の時、騎馬の御供仕參候類家勘左衛門、知行二先祖は南部御家派に候得共何様の子細有之候哉、御當家え御客分御招八戸の内類家村を知行に被下候、以來氏を類家と稱し候由、勘左衛門病死の時、家相續の男子なく幼少の女子一人有之、遺跡の知行御取上屋敷は御菜園畑に被成、此家斷絶、其頃橘市郎右衛門、治五祖妻は勘左衛門妹に候故、類家の女子を不便に存手前え引取致、養育、二郎右衛門實子出生不仕候故、養女にして成長に至、聳養子願上候得ば、松崎大學嫡孫三郎兵衛を被仰付橘の家相續の由、此家勘左衛門え遠野にて知行被下候、貳百石、直榮様の御印紙と勘左衛門存生の頃吹馴候横笛とて能笛一管有、是は女子を橘の家え引取候時持參仕候類家の形見と申傳候由、右の二品は予も見申候。

當時御家中に類家氏の家有、是は勘左衛門弟、名不生質氣隨人にて奉公に無望、浪人にて身を終り、其子掃部之丞、弱年の頃新田殿え小姓奉公を勤、成長に至て知行三

十石給り居候内、新田殿知行御減少の時、新田の給人此方様え御引取の節、掃部之丞も直參に成候家の由。

直榮様八戸より御引越の時、騎馬御供の御家老比卷澤市兵衛は秋田領久保田浪人の由、遠野にて知行二百石居宅の屋敷は坂の下丁にて被下、當時中館彦四郎屋敷也松崎大學と名を改勤居候時の儀、世人申傳候古説有。

直榮様御代、盛岡御屋敷に御成の節、御老中御座敷え御饗應の御膳出候頃、石井伊賀殿、御老中不圖座を立揚り腰の物を抜、白双を搦座中願回被居候、列座の御老中御相伴衆驚轉して、御成御座敷の御用心に御次の間え被詰候、此騒動を聞、御勝手に被居候御役人を始、御料理の衆迄不殘御次え走行、御老中御座敷えは一人も不參候に付、大學御屋敷當番にて居候故、御手前の御目付兩人伴ひ石井殿被居候御座敷え行、次の間の敷居際、御目付を差置、我身一人内え入ながら、御時節と申御人躰、御似合不被成、御楚忽の御事に候、早々御腰物を御捨被成候様と申候へ共、石井殿左右の挨拶もせず忙然として被立居候所え進、寄て、石井殿手え取付、白双を腕取、鞘をも腰より抜取、白双を納め、御目付兩人を番に附置、我身は其脇指を手に持、御成御座敷の御次え



持行、右の次第を申達し、伊賀殿を如何計ひ可申哉と窺候得ば、早々宿所へ送り遣候様にと御指圖に付、御式臺前の腰懸に居候伊賀殿家來え委細申聞、石井殿腰の物を渡し、御手前の駕籠へ伊賀殿を入、駕籠脇御徒十人附け路次無恙送届候由、其頃世間の評判に、石井殿脇指を抜候時、列座の衆早速執押え可申處、左様はなく御成御座敷の御用心に託、其座を逃出御勝手詰居たる歴々の御役人の中に石井殿様子を見届る者一人もなく、皆御次え走集候は不意の大變に武士魂を失ふたる臆病の仕方也、八戸殿家老松崎大學は白刃を持居たる座敷え身命の危を不恐進み出、脇指を挽取諸人に安堵爲仕候大勇の働を、御直參衆人心地出候時、さて恥敷後悔せられ候半と、剛臆の評判説暫、人口を唱し候由、其後伊賀殿病氣全快にて如前御役被勤候處、何様の無調法有之候哉此方様え御預被仰付、遠野にて放心の病再發して、切腹の根元は、利直様御代羽州羽黒山の修驗在廳え御立願の御祈禱御頼被成、御成就に依て爲御禮貳百石御寄進可被成御約束にて、其御印紙頂戴の願に下向して石井殿え其取次を頼候へは得其意候由、應諾は被致候得共、在廳下向の儀を不爲披露、在廳えは近日御目見被爲請筈候間待居候様にと計、幾度も申候て旅宿に逗留の年月を爲暮候事

既三年至、在廳石井殿を恨る立腹に不忍、元和六年二月三日の夜中自殺怨靈時々石井殿眼前え幻の如く現れ來て、遺恨の詞を述る面鉢の怖しご身の毛も豎程に候由、其崇難遁石井の家滅亡ならんと世間の風説後世迄云傳ふ。

直榮様御代、太守山城守重直様御領内御巡見の時、遠野え御來駕年號月不知御城に四五日御逗留中、小友村金山其外處々御回覽被成候由、此節直榮様は盛岡御留守被仰付、遠野え御出不被成、御饗應の御名代を新田彌市郎殿御勤候由。

太守様釜石え御越の時、爲御見送松崎大學仙人峠迄御供仕候、坂の内にて御湯可被召上由被仰出候へ共、御茶辨當間違有合不申由御側衆被申上候へは、澤水にても不苦候早々求差上候様にと御意に付、御側衆大學え水の在所を尋澤邊え走下り持參早速被差上候を、大學高音に申候は、是々常に不汲澤水に候間水毒の有無不知候先、毒試被成御上候様にと申候にて、其人心付毒試して差上候得ば、太守様御駕籠近く大學を被召寄、所柄毒試の助言神妙に被思召候由、御褒美の御意の上、御召の御羽織御手自被下置、坂の峠より御暇被下横田え歸候由、大學嫡子久作先父早世其後大學病死の遺跡半減を以、二男主計え相續被仰付、主計病死の時、男後稱橋三郎兵衛幼稚に依て



遺跡の知行家屋敷御取上被成候、大學三男は米内彌太夫先祖の掣養子と成、四男は田中十左衛門先祖の掣養子と成、主計子は成人に至御小姓に被召出、其後橋一郎右衛門掣養子と成、仰付、何も他家を相續して松崎の家は斷絶の由。

中館殿知行代々千石の家に候得共、兵亂盛んの時代度々出陣の供仕、於戰場忠義の武功を勵候馬廻の者共え、新知加増の恩賞を與ひ、藏入、處務高段減少して陣立の軍役成兼、不得止事、身帶差上浪人に成被居候故此家の代に新田の末家松岡兵部少を御執立、知行貳百石被下中館氏に被成、御家老被仰付置候處に、清心様御代慶長十九年、大坂冬御陣の時爲御名代、新田左馬之助殿え御當家御軍役の惣御人數三百二十人御預、新田殿爲拵添、中館勘兵衛殿を五百石の軍役に、御雇爲御登、歸陣の時本知の内五百石被返遣候以來當家の知行五百石に成候由、然共兵部少は中館氏を不改自稱候様にと被仰付、直榮様遠野え御引越の節、御家老にて騎馬の御供仕參候、以後病死遺跡の知行被減五拾石にて子共孫六え家相續被仰付候由。

御當家御元祖實長様、御本家より御別家に被爲成候頃、被召連候御家老三上藤兵衛子孫數代相續して勤來候處に、慶長十九年夏、左近直政様直榮様の御養父の越後高田御城御

普請大奉行に御出の時御供を勤、直政様越後歸國同年冬大阪え御人數爲御登被成候節、勝手不如意にて軍役の障立成兼、貳百石の知行差上浪人に成、家名暫中絶仕候處に、直榮様御代家の由緒を被及御聞御憐愍を以子孫兵左衛門被召出、貳拾石被下、廢家を御執立被成候由。

直榮様御幼稚の頃より御傳臣を勤候作田主水、直榮様御當家御相續時新田より御供にて參、遠野え御引越の節も騎馬御供を仕、其以後病死の遺跡百石嫡子匠後改新田相續被仰付、御村より上納の御役金錢の取扱ひ被仰付、取立候節は内匠宅え、御百姓共直々持參差上候由、其外毎年御物成の差紙も内匠一判にて御代官え相渡し候由。  
内匠死後、七戸作内え跡役被仰付候由、作内一判の古き差紙予も見申候。

内匠病死の時、子か孫か幼稚に依て遺跡の知行家屋敷坂ノ丁御取上、三人御扶持被下、御用屋敷幼少者は親類引取致、養育成長に至て市郎兵衛と稱し、身帶相應の御奉公數年相勤候故、利載様御代御扶持方を知行貳拾石に被成、本町丁に屋敷を被下居申候。新田七郎

兵衛養父也

右は、予が聞傳候家の儀計、記し候、此外古き御支配帳に見ゆる大身小身の諸士の中



に、今程家名も子孫も一向不知家數多有るは、此書面の如くにて斷絶仕候にて可有之候。

直榮様は新田より御當家御相續被成候へ共、實御舍弟新田左馬之助殿御病死の時、御男子なく御女子計三人有之、其頃聳養子相應の人無之に付、貳千石の知行五百石に被減候儀、さそ御心底には新田の御先祖え御不孝を幾多御惻可被成候へ共、國家の政道は貴賤親疎不分依怙最負なく執行を專要に守る主將の格法を、御家中え可被令爲見思召にて右の通に可有御座と奉察候。其考もなく當世に比較て、直榮様御私慾の様に、人有以の外成評判と存候。義長様御代の頃より戰國の遺風漸々緩み、諸士の家繼めの節以前より御憐愍の被仰付に成來り、就中信有様御代より亡父存生中御奉公神妙に勤候へは、御用に不立幼少の子えも、又無實子筋目の養子願上候者の遺跡も、無相違被下候。御慈悲深御家風の時世に生れ出る諸士中に、昔の様子を不聞人は、古今共に同然と存候て御奉公に油斷の疎意出る事も可有之かと、老筆の勞れを堪へて古世の風俗を記し置候。

一 直榮様遠野え御引移以後、最上浪人廣田太郎右衛門被召抱候處に、御奉公實貞に相

勤且又器量も秀候哉段々百石の身帶に御執立、御家老被仰付被勤候へ共、知行所飯豐村に在宅して、御用有之時計、横田、在府屋敷に詰居被勤候由、其頃御三家衆向役衆など横田屋敷え招き饗應の節は、入用の家具諸道具を飯豐より附配り、其外不足の道具をは予が曾祖父長右衛門太郎右衛門妹綾織村在宅に候へ共、無心に依て横田え附遣候由、予が祖母咄を承候。義長様御幼少の頃、太郎右衛門嫡子虎之助御相手の御小姓を勤、成長に至て小左衛門と稱し中館典膳殿娘縁組被仰付候に付、飯豐より横田の屋敷え家内の手廻被引越候由、太郎右衛門盛岡勤番の頃、早秋に朝霜厚く降候を見て、寛永十八年巳七月の事急御用有て郡山筋え參候由申候て、鐘をも不爲持御馬に乗早朝に御屋敷を出て路次を急ぎ、辰の刻郡山え馳着き米買置の渡世仕る町人の宿え行米の直段を尋候へは、亭主不時の大霜に驚轉して、即時直段何程と可申心當なく倒惑仕候哉、昨日迄の直段え二割増に候は、可拂由答候間、藏え積置たる米の駄數を改貳百五拾駄の代金先手付、金拾兩相渡置候間、殘金は盛岡え來て請取候様にと申合、双方より米賣買の證文を取替し、藏の戸口え太郎右衛門致封印、盛岡え歸候日より米の直段上り追日高直に成間もなく商賣の米一向無之、貴賤以の外困窮の迷



惑絶言語程に候得共、此方様にては御飯料の差支無之を、世間流布の風説聞及候諸人、時節柄忠節の働と感賞仕候由、老年に至登城の時御坂の歩行苦勞に付、退役の願被申上候へは、西御門の下迄鞍馬御免被成候間、乍太義勤候様にと被仰出候由申傳候を、當世の評判に御坂の往來難儀に依ての退役願に候間、籃を御免被成候義、相應の可爲御挨拶と云人有、予按するに其理を御存知なくて右の通被仰出候にては有間敷候、公儀の御掟に三千石以上の外駕籠御停止と被仰出候を、陰陽なく嚴御守不被成して不叶、御時代の風俗にて鞍馬御免と被仰出候にて可有之歟、凡古今共に世間の風俗は廿一年にて必變る物也と、古人申傳候説有、何事も其時世の風俗に應じて取計ふ事に候間、其考もなくしらぬ者を當世に比較て無益の評判すべからず。

一直榮様義長様御兩代の御家老、中館忠左衛門吉久は、中館金右衛門四男の末子に候へ共、御小姓に被召出成長に至て三十石被下相勤候處に、生質の才衆人に勝れ段々御加増百石に御執立、御家老被仰付、勤中の儀老人の昔咄に聞たる有増左に記す。

○八戸より直榮様御引越の時御供仕候御小者共、跡に残候老父母妻子を遠野え引越成兼、過半御暇を願本所え歸候故、遠野並奥筋御知行所御百姓共の子弟を見拔御

取上被成候に、八戸にての例に準じ男の上中下に依て其父兄持地の内、五石七石づつ無役の御免地被成下候へ共、手前農業の働人不足の者は迷惑仕、御小者不勤者の父兄は農業の差支なく、御村えの御手當不同のみならず、大勢の御小者共え御配分の御免地にて御處務高も減候を、忠左衛門致思案、惣御村え御小者金と稱し、高百石に金何程と割付の定法を立て、毎年御代官取上候様にと申付、其金を御家老え納置、御小者取上候節、五ヶ年居腐の身代金男の上中下に應じ定法を立て相渡候外に、夏冬兩度衣服の支度金を別て渡し候、以來今以右の通に候、此御金近世は御勝手え御預被成候由。○義長様御部屋住金忠左衛門預り取扱候處に、數年を経て過分に殖候故、前々より御家に御相傳の武具御馬具古く成、不御用立御道具數多有之候を、此御金を以御修理被成、其外御不足の御武道具新規に被御調置可然、山中上、御求被成候諸色の御道具不少、就中百め五十めの大筒、盛岡遠野兩所の御兵具御藏に有る御同心具足百領も、此時新規に御調被成候由、盛岡御兵具御藏に有る丹塗の御番弓十張は、此節御求被成候御弓には無之候、御當家四代めの御先祖又次郎師行様、奥州の國司北畠源中納言顯家卿の御名代に奥筋の所々御仕置に御廻り被成候頃、御旅行



爲御用心被進候を御代々御相傳被成候由、古人の語傳候説を承候。○直榮様御代、宮代の八幡宮を今の社地え御遷し被成候頃、御城下より不遠不近、祭禮の時大勢の群集にも田畑の作毛え障りなき場所を檢分可仕由、忠左衛門え被仰付所々致巡見候て、驚岡山の境内宜敷く見得候由申上、其場所え御遷宮被成候由。○忠左衛門生質たる秀才の名を世聞え唱しかは、何ぞ入組たる六ヶ敷出入沙汰の裁判を能捌を得手にて、御家中は不及申、盛岡御諸士中に六ヶ敷出入有之、親類衆寄會數日取暖候ても不埒明沙汰は、御家頼中館忠左衛門え頼度用事御座候間、被遣被下度由申來、被遣候へば出入の始末をとくと聞届、暫致思案謙退の以後、存寄を申述、其沙汰首尾能濟候儀數度有之候故、其頃世間の評判に、八戸殿家中、中館忠左衛門え肩を並ぶる秀才頓智の發明者不可有と讃候由。○延寶九年御巡見衆遠野え御着の日、義長様忠左衛門宅え御下り御一宿の時數年の勤功爲御褒美一倍の御加増被下、貳百石に御執立被成候由。○老年に至て寒冷の時節、盛岡勤番には頭巾御免被成、御前え出候と御客出會の外は御茶の間に常頭巾にて被詰居候由、是より以來の御家老にも老は有之候へ共、此例未聞及事に候。

一元祿五年四月、太守大膳大夫重信様御老衰に依て御隠居御願、同年六月信濃守行信様え御家督被仰付候に付、義論様より御祝義被仰上候。御名代の御使者新田小十郎長政殿江戸え被登候時、右御祝義の御能高知の使者え明日拜見被仰付候間、御上屋敷え五ッ頭相詰可申由、御目付衆より差紙旅宿え到來に付、爲御禮早速御上屋敷え參上の節、兼日懇意の御目付内々咄に、明日の御能各拜見所は御舞臺の御白洲え被相詰筈に候、表え未た御沙汰は無之事に候得共、爲御心得、御懇意だけに爲御知申候、明朝御出の節御詰所御内見の御案内を當番の相役共え申合可差置被申候、長政殿挨拶に爲御知忝存候、常の使者とは違、今度は彌六郎名代に罷登候拙者に候得ば、則ち彌六郎同然と存候故、御白洲より拜見仕候義難成候間、一應辭退の御請申上強て被仰付候は、即席頓病と申上旅宿え可罷歸と申候へば、其仁驚たる顔色にて眉を顰め、それは御無首尾を手前より被招候御不了簡、以の外成事に候。殿様御代始の御祝義御能御興行の御時節、左様に御氣障の義被申上候は、其元は不及申、彌六郎殿御首尾も宜間敷候、御所存には不叶共御堪忍被成、黙して拜見可然、由色々被申聞候へ共、不承引御意を違背仕事國元にて幼年の彌六郎申付候儀には無之、私一已



の思慮にて申上候事に候へは、乍恐彌六郎え聊御憤の御立腹可有之御事とは不奉存候。拙者身は重き無調法の御呵を的に懸全く御請を不申上覺悟決心仕候由申限候へは、其仁不興顔にて其座を立、右の趣御老中え内々被申達候哉、殿様聞召甚御立腹被成、明日の御能御見物に重信様御上屋敷え今日被爲入候故、右の次第御物語被成、陪臣の身にて拙者申付を違背可任我隨意の所存、不輕無調法に候間、明朝屋敷え相詰候時、違背の義於申出候には急度可申付と存候由、重き御呵の思召御内談被成候へば、重信様早速とかくの御挨拶なく良有て御意被成候は、彌六郎事他の高知とは違ひ重き家柄計にも無之、今程我等えも御手前えも親み厚き縁者と申し、且又小十郎も陪臣には候へ共五百石餘の身帯なれば、彼是白洲より見物を心外に存候は、尤の所存にて無調法には無之候、家中の小身者と屋敷え用達の御町人共詰居る白洲より見物可爲致と被存候御手前の了簡以の外成過と存候間、役人共見物の次座に差置可然由御教訓の御意を、行信様御承引被成御座敷より拜見被仰付候由、其頃江戸御屋敷、盛岡にて重信様御思慮深き御教訓と長政殿勇氣の逞き心底を、諸人舉て感賞仕候由、老人の咄を承候。

一問曰、直榮様御代御家中の諸士に懐胎の子、其父死去の遺跡未生の胎子え無相違相續被仰付候家有と、幼年の頃老人の咄を承候へ共、其人は誰と申義を覺不申候、先頃貴翁の御物語に、勤功の由緒有歴々衆の家も屋主死去の節、家督の男子なき家と、有ても軍役の御奉公勤兼る幼稚に待ば、遺跡御取上其家斷絶仕候も有、又御捨難被成由緒各別の遺跡は、本知御減少或は地方を被召上、小御扶持米を被下家名計、残る御家風の御時代に、未生の胎子え亡父の遺跡無相違相續可被仰付事とは不被存候、此説は決して虚談に可有之か、若し實説の御聞傳も御座候哉如何。答て曰、虚説には無之候、澤里彌傳次殿と申、仁亡父主膳殿遺跡相續以後病死の訴有之時、内室新田彌市郎殿女中懷妊の由被及御聞候、胎子出生仕候は、男女の様子遂披露候様にと被仰出、遺跡落着の御沙汰無之、其胎子未生以前五十日着終て後男子出生幼名卯彌後彌披露仕候へば、他の家士とは違ひ由緒格別の家柄に候得共、女子に候は、思召も御座被成候へ共、男子出生の由に候間、亡父遺跡貳百石相續被仰付候間、親戚共養育に心を入れ守立可申由被仰出、幼小の間は盛岡大手惣門の番代末家の一族澤里又十郎え被仰付勤候由、成長に至て御番頭共老人の申傳咄を承候。



亦問ふ、澤里の御家は御一門の歴々故、胎子え家督無相違被仰付候儀、御尤の御事と可申歟、新田は御一門中の棟梁と申し、且又新田より八戸の御家御相續、直榮様共に御三代八戸御家の御息女様新田え御入興、御四人彼是澤里より御親みの御由緒厚き御家の御知行貳千石を、五百石に被減候は御私慾の被仰付と其頃世人聒候由、尤至極の評判と存候。答て曰、直榮様の御底意をも不知、唯一偏に御私慾の思召と云は勿躰もなき過言の誹判と云べし、新田の知行を御取上御藏料の御所務高に可被成御私慾には無之、不被得止事、子細有ての儀也。それを如何と云、彌市郎殿御死去の節無御男子、御女子三人有、御長女も御弱年故、御縁付の御年頃に至、相應の躰養子を以家相續可被仰付思召にて、彌市郎殿御死去寛永十九年の暮より五ヶ年の間遺跡貳千石後室え被預置、御嫡女の成長を被爲待候處、其頃迄は貴賤共に人の心猛、任俠の荒義を好む時世の風俗故、家中の諸士婦人の主人を侮り輕しめ、我隨意の行迹多く、新田家派の輩は互に先祖派の遠近親疎、當時の身帶多少を以て出逢の會釋座席の高下を諍論し、譜代の諸士は先祖の武功強弱を鼻に揚、我より座上の人を侮り、慮外を舉止、當時大身の人には身帶の威勢を以て、取控之と互家々の威を争ひ、家中も

め合し、噪き無止事に付、直榮様より數度御叱の御下知被成候へは、一旦は謚り候ても問もなく、又蜂起仕候故、張本人を詮儀して急度刑罰に行ひ候は、双方に荷擔の當類多き由相聞得候間、却て手に餘る騷動出來候ては他領えの外聞甚不宜事に候、左有ばとて無構差置候は、躰養子申付候迄の間に、新田の家を危する大變出來らん、如何計ひ可然と靜謐の御思案に色々被盡御心、新田の先祖え對し不孝の仕方甚憫入候得共、家の安全には難代事に候間、知行を減し家中の騒を謚外の計謀は不可有と思召、新田え可被仰付御思慮の趣、太守山城守重直様え御内々被相伺候へば、無餘儀次第尤に被思召候間、其方所存の通可申付旨被仰出候に付、正保三年七月、新田の知行貳千石の内千五百石御取上、殘高五百石は、後年躰養子申付候迄、女子共化粧料に預け候。家中諸士の内、誰々は身帶家屋敷今迄の通にて、表え御引取可被成旨被仰渡、日來放逸無慚の不行跡者をば、或は身帶被召放、或は他領へ追放被仰付候得共、家中大小の給人違背の申出もなく、何も奉畏と御請申上、表え御引取の人數の中に御直參に成候事を本望と存、内々にては喜ぶ人も有しとかや、御請未相濟間は何様の六、敷申出可有之哉と、其御仕置を直榮様御氣遣敷く思召、御勞苦被成候處に、無



異事相濟御安心被成候由、此時成就院對泉院をも表え御引取可被成と被仰出候得共、後室被申上候は、たとへ屋敷勤の奉公人は被滅候共、兩寺をば今迄の通手前の寺に被成置被下度由、達て被願上候に付、願の通に被仰付、新田家の奉公人は、脇山六兵衛等が如く、天性質實にして奢なく才有て貪欲なき人を長臣に被仰付、家中の仕置を御下知被成候故、數年女主幼主の家に候得共、靜謐に治り候由、正保三年より五年以後慶安三年二月、福田藏人正腹の嫡子出羽後小十郎と稱す新田の掎家督に被仰付、十歳の時當家え被引移候由、右の通不被得止事次第にて新田の知行被滅候子細を、世間流布の古記には漏て不見得、故不知之、偏に直榮様御藏人の御所務地に被成度、御利慾の思召にて御取上可被成と批判仕候は、大に相違の僻言也と老人の咄すを承候。

一直榮様御代の頃迄も、亂世の熱いまだ残る故やらん、諸國の人心猛く、家中の諸士町人百姓に至迄無調法の科有て、御詮儀の役人より被呼候ても違背して未來者多きに依て、或は放討、或は押入捕と云事時行候由。放討と云は、何方にても於途中出逢ひ次第討留候様にと、討つ人え密に被仰付、善場所にて出逢候時、科は其身に覺有べ

し御意ぞと詞を懸ながら拔討に切殺す、科人手理なれば拔合せ命を限りに、働討人を反討して他領他國え欠落、其手柄を出世、種して立身仕る者有。押入捕と云は、捕手の人數科人の家え案内なしに不意に押入、組留て繩を懸連來るを云、其科人我身に覺有れば覺悟をして待居、腰の物を拔拂ひ五人も七人も切倒し疵を負せ、其場を蒐脱他領え立退者も有しと也。放討の討拿には手理の侍、押入捕には御同心を被仰付候故、其頃の御物頭は、居宅狭ければ組の者共、捧捕縛柔術の稽古場を別に建置、我身も組の者共も不怠致稽古、諸士も劍術の稽古折角修行仕候由、遠野にて捧捕縛の師範は柔術案兵衛と稱し、拔刀劍術も達人の名を廣め、他領他國えも被招諸士足輕在町數百人の門弟に尊敬せらるゝ、己が藝事に自慢の奢出、御仕置を背く我儘の無調法仕候に付、押入捕の人數を被遣候節、平人とは違ひ手強き捕者故、案兵衛弟子の中に御同心町人より藝事達者の器量を撰み、家内え入る者拾五人、屋外の警固は諸士御同心數十人、御物頭兩人被遣、一番二番三番の捕拿に引續き、十五人の御同心取たくと聲を懸、透間もなく押入を、案兵衛心得たりと出合せ、相手に足ぬ小餓鬼共、我等が手動は知つらん、いざ來ひと唾手引て先に進んで來る者を七八人搔摑、抛



出し々々傍目もせず働く最中、思ひもよらぬ測より半棒にて左右の臍を健か打れ、前へ踏て臥所え大勢降重、日來已が弟子共え教置たる骨節の當所え強く當られ、直名を得し案兵衛も思ふ儘の働き不叶、繩を懸られ御役所え參候。案兵衛を打踏したるは、我等廿三歳に成候時の働也と、小島太左衛門と云老人の咄を、予幼年の頃承候、當世は何程強勢の名を得たる科人も、國主領主の御意を背く任侠ならず、雜人は我れと背後え手を廻し繩を懸られ、武士は會所の玄關え出向ふ左右の人御大法を斷れば、無違背腰の大小を渡して内え入、御役人の云渡す御意の旨を謹て承る、古今の風俗大に變申候。

一昔亂世時代、敵味方勝負を争ふ戦の場え、御旗本より先手の侍○一本備え御下知の御用を蒙り御使に行く武者、小音にては双方より打拂ふ鐵炮矢叫の音にて其御下知不通達故、小音の人は寒聲の稽古とて、極月の寒中毎夜御城下遠く行て大音の稽古仕候由、御治世打續大音の御用なき時世に成て、御家中町人の中に謠小うたの遊藝を好む人は、寒聲稽古仕候者予が弱年の頃迄は有之候處に、當世は此稽古も聞得不申候。直榮様御代、御家中にて指折の大音は、小笠原九右衛門甚五中館將監孫六飛内先祖

七右衛門此家斷絶など、平日の咄も高吟にて、側に居る小兒は驚き客○一本て啼叫

候由、九右衛門は二男新左衛門を西丁の類家掃部之丞え掎養子に遣置候故、用事有て呼候には、使を不遣自身門口え出、新左衛門々と中音に呼聲聞得參候由、其時代には元町丁西丁につひさび持候家無之九右衛門斗、持候故諸方より無心せられ貸遣し、手前にて入用あれは門口え出、つひさびを返せくと叫候へば、借たる人より返し候由、將監も七右衛門も九右衛門同然の高吟故、其頃の世人は聲高に咄を仕る人をは將監よ七右衛門よと虚號おだまを付けて唱候由、昔田原の又太郎と云人は高聲に叫聲七里遠く迄聞得しと、淨留りそうしに有、今の世の三人はそれにも劣らぬ大音ならんと小音の人は羨候由、予が祖母九右衛門娘昔咄を承候。當世も右三人の如く高聲の人有り、門口え立出て呼叫用事を足、人有之は、傍若無人の不遠か者よ狂氣者よと出會を忌嫌はれ、上よりも御咎の被仰渡を蒙るべし、古今の風俗大に變り申候。一直榮様御一代に、江戸え九度、京都え二度、彼是十一度御登被成候由、二度の御上京と云は、寛永三年九月、將軍秀忠公御上洛の時、利直様供奉に付、直榮様廿五歳御供にて御登被成、於京都利直様被任四品、禁裏え御太刀目錄御献上の御使者直榮様え



被仰付、内裏え御持參紫震殿の階を御上り被成候時、御奏者の公家衆御出向ひ何れよりの使者と御尋候間、南部信濃守使者八戸彌六郎と御答被成候へば、南部の家は何れの派に候哉と御尋に付、清和源氏武田の支流と御答被成候へば、左候は、今一階上り候様にと被仰候故、又一階御上り御太刀目錄被差上、御旅宿え御歸利直様の右の次第被仰上候へば、田舎生立の年若に候へ共、公家衆え對し即時の御答神妙の仕方也と、御満悦の御氣色にて御褒美の御意御座候由、京都表首尾能御勤御下向の翌年遠野え御村替の御引移、彼此過分の御物入打續き御勝手御不如意の御時節、同十一年六月、將軍家光公御上洛、太守山城守重直様供奉の時も、直榮様御登の御道中、遠劔大井川え御着、將軍家の御先勢、御旗本勢御越被成、御後勢はいまた川の此方に殘候時、急に大洪水出候て、假御成橋も不殘押流し、人馬の往來とまり、嶋田より此方の驛々に御逗留の諸大名より水檢分の御使番、大勢川邊に列居候時、水量少し落候様に見得候故、重直様直榮様え水の淺深試み、瀬踏仕候様にと被仰付、御馬上の御供工藤四郎左衛門も馬に乗逆、卷水の波間を見合、段々向え御越被成候内、水勢強く度々馬を押流し候へ共、主従共に無恙向の岸え御乗付け、又此方の岸え御

歸被成候を、重直様御覽被成、早々越せと御下知に依て、御供の上下越るを見て、諸家の御人數段々川を越候由、依之南部の家中八戸彌六郎馬上の達者と諸國え御名譽、晚聽仕候由、直榮様御手勢御軍役の御長柄、廿本御鐵炮、廿挺御弓、拾張騎今度の御馬、十騎上下六人つゝ、此外惣御人數は、不知、先年の御登も同之上洛公方様御逗留前々より御延引に付、還御の節、直榮様御道中御雜用の御路費、刻々にて、若於途中不慮の御物入有之候は、御差支可有之由、御家老岡前官内、松崎大學え御賄小笠原三之丞申上り候に付、御在京中諸御用足の御町人之宮内大學金子才覺頼候へば、元利御返濟迄の内重き御侍御一人可被御殘置候は、才覺可仕由申に付、澤里主膳殿を被殘置筈申合、金子具數を受取、還御の御供御道中不意の御物入も無之御國元え御下着被成候故、以飛脚御返濟、金京都え爲御登被成候由、主膳殿在京中旅宿の亭主所の小荷駄難病を得、數人の馬醫療仕候へ共、無相應、絶命近く成候時、主膳殿は馬術も馬醫も鍛練の功者故、馬藥一貼調合して被與候を用ひ候へば、病苦に勞れ臥たる馬忽ち頭を擡げ少し嘶く聲有、亭主大悦して又一貼用ひ候へば、聲高に嘶き食物を好む氣色見掛候故、大豆を出し候へば、不殘食し起揚り、脛して全快す、此事四方に晚聽して、諸方より難病の馬數十疋療治を被頼、何も快氣、馬亭共より



相應の進物と馬醫執心の門人段々出來り、傳受の禮金彼是在京中雜用の金銀不足なく月日を送り、御返濟金持參の飛脚參着して道中無異事、遠野え被致下着候由、主膳殿馬醫の門人末崎喜兵衛と云老人咄候を、予弱年の時承候。

一前々より利直様御代迄、新田中館の兩家は年始御禮御吉事の御歡御凶事の御機嫌伺に御直參衆、同然に盛岡御城え參上に付、三戸御城下の例に依て上田丁の背後に在府屋敷を被下、遠野より屋守を替々被差置候、其中に不埒の者有之度々に出入有之候故、右の屋敷可被差上内談被致候折節、重直様御代替りの時兩家の出仕相控候様にと被仰出候に付、御屋敷も被差上候、御城の出仕は無之候へ共、此方御屋敷えは如前例出仕被成候、其時彌市郎殿は石橋三六、是は元來新田の家中に候へ供殿三戸丁の居宅を旅宿に被成候由、小十郎長政殿代御家老役御頼の以前出仕の節は桐の間に被差置候由、老人の物語を承候。

一義長様御代延寶三年、御領内御檢地御願、打出し高の内二千石御舍弟頼母様え御分地の御印紙、同四年三月七日太守様重信様より頼母様御頂戴、村分高前に記す同日就吉日、御別家に被爲成候節、可被召連、御家中の諸士御人分左の通。

可被差上内談被致候折節、重直様御代替りの時兩家の出仕相控候様にと被仰出候に付、御屋敷も被差上候、御城の出仕は無之候へ共、此方御屋敷え

御家老 中館 覺右衛門

同斷 中津山 太右衛門

類家 掃部之丞

大里 與惣左衛門

坂本 兵右衛門

小笠原 勘右衛門

及 河 源兵衛

小笠原 武右衛門

松橋 諸左衛門

大 橋 勘之丞

佐郷谷 與三右衛門

同十四日

野 澤 覺之丞

松崎 茂右衛門

小笠原 次郎兵衛

四 戸 源次郎

水 越 喜兵衛

此五人は御幼少の時より御時

より御附け被置候由。

右の人数那方の參候ても、此方にての身帶と同然に被下、二男有る人は、嫡子を此方に被留置父の身帶無相違被下、二男を那方の嫡子に可仕由被仰付、たとへ中館覺右衛門嫡子先右衛門は此方にて五十石の身帶相續被仰付、覺右衛門は那方に五十石被下、二男木工右衛門を嫡子に仕候、野澤覺之丞は二男無之一子勘平後稱覺之



丞 那方え召連參候故、此方には名跡無之處に、義顔様御當家御相續の時、覺之丞より四代の嫡孫文藏御供に被召連候て、野澤の家名此方御家中に致再興候、中津山太右衛門は男子一人御座候故、其身生涯中那方相勤、死後の遺跡子其善七え此方の家相續被仰付候。

御向御家九太夫様御相續の節、御家中諸士の内此方様え御引取の人数左の通。

米内和右衛門

同三十郎

和右衛門二男頼母様御小姓勤候由此成引取同氏金兵衛養子に成る

中居林久兵衛

大里與三左衛門

同八助

與三左衛門末子頼母様御小姓勤別て被扶持方被下候由此方え御引取御扶持被

下候へ共身帶差上盛岡御町醫と成祐元と稱す

類家掃部之丞

竹之助様御遠行の時御爲に法體宗閑と稱し貳人御扶持被下候

同善十郎

實父小笠原善右衛門二男也頼母様御小姓勤候由三十石は父善右衛門は頼母様御實母の兄の由掃部丞那方え參候時本知三十石は嫡女え聲養子新左衛門方え御引取半知十五石被下候善十郎兄弟善八代家名を願上嫡子に仕置候此

小笠原宅左衛門

同子

千之助

中館 長左衛門

玉懸左五右衛門

後改小笠原二郎右衛門

工藤 勘助

四戸 源次郎

松橋 諸左衛門

宇夫方 長兵衛

河野 長太郎

以上。

御向御屋敷え被殘置候人数、

野澤 覺之丞

中館 覺右衛門

同子 勘之丞

淺川 瀬兵衛

及川 源兵衛

松橋 茂右衛門

工藤次五右衛門

時田 左兵衛

外川 新右衛門

黒澤 助之進

中館 武助

淵澤 源六

細越 儀兵衛

太田 郷右衛門

田面木 宅兵衛

佐郷屋與右衛門

細越 團之進

十日市 喜平次

小笠原 万兵衛

中居林 新助

小笠原勘右衛門

千田 孫兵衛

野澤 勘平

宮野儀右衛門 是は北の御家より御供にて參候

〆 貳拾三人

一 南部廿八代の太守山城守重直様閉伊え御通の節、遠野御城に四五日御逗留、所々御



回覽被成候と申傳候古説は有之候へ共其年月を末世に至て知人なきが如く、三代の太守大膳太夫利視様元文中閉伊え兩度御通の時、遠野一日市町に御一宿、其次には御館に御一宿被成候義、後世迄語傳は可有之候得共、其年號月日は不知事も可有之哉と左に記す

元文二年六月、御當家廿七代彈正信彦様遠野え御入部、來春迄の御暇にて御越年被成候處に、同三年二月末、太守様近日大槌え御出被成候由風説有之に付、御館え御成爲御願の其御心懸被成候所に、御先之御用被仰付御通の御勘定頭工藤與市右衛門殿當地え到着御館え御見廻信彦様え被仰候は、殿様閉伊筋え御忍に御出被成候に付、三月二日、遠野町に御一宿被成筈に候、御忍の御事故彈正途中え出迎も、御旅宿え御機嫌伺の參上も、使者等も相控候様に可申達旨御内意の由被仰候に付、御指圖の通に被成候、御旅宿は一日市町九平治今は作右衛門屋敷宅、御一宿翌三日辰の刻御發駕。

同六年今年寛保と改元六月、殿様盛岡より宮古え御忍に御出被成、御歸駕は遠野え御通可被成御沙汰有之由に付、遠野御館え御入被下度旨御内々御願被成候處、可被爲

入由被仰出候故、爲御支度の信彦様遠野え御出、七月朔日殿様彦九郎膳亮様御二男

御同道御館え被爲入、御一宿翌二日御發駕。

延享三年七月、若殿様信濃守様大槌え御忍に御出被成候に付、遠野御通の節御館御一

宿の儀、義顔様御内々御願、同月廿六日遠野え御到着御館え被爲入、御一宿翌日御發駕。

但此時義顔様は遠野え御出不被成、御饗應の御名代御家老衆被相勤候。

一老人の昔咄に、鐵炮御停止以前の時代は、於櫻馬場弓鐵炮吟味の勝負寄會度々有、其頃射術の免許取、雪荷流は淺沼小右衛門、吉田流は工藤彌助、此兩人の門弟大勢寄會には賭錢を不貪、無益の戲雜談は不及、云、咳拂をも高せず、戦場の虎口に臨が如く、塚を對ふ敵と見て、我心鉢の行儀を正しき様にと慎み、武術の稽古を專要に心懸射申候、弓を稽古せぬ人も、的好の者は交りて射候へ共、不作法なる人は被省候故、何も行儀を慎眞の寄會と見得申候、夫、弓は目に見えぬ惡魔をも、藁目鳴弦の修法を以降伏する威勢貴とき、武道具故、一族の大將を引取と稱し候は、尤成事に候と語るを承候。予二十前後の頃、彌助門弟の免許取馬場九右衛門、新田傳由郎、福田帶刀、於丸馬場吉



田流行仕的と云規式的有、其後九右衛門々人免許取作田傳七同所にて辻的と云作法の的有、兩度共に弓を稽古せぬ者も其規式を習、大勢寄會の場所え予も出て射申候場所の式法嚴重にて況山なる見物に候、此以後ヶ様の的寄會は無之候予は三十年程以前より腕に故障有て弓を引事不成、以來一向射場え不出、當世の寄會を風説に聞及ぶ趣旨とは大に變り、芝居の傍に酒樽盃を並置、遊山野懸の慰の如く戯、雜談高笑して威儀を亂すのみならず、賭錢を貪り武家に可重、弓矢を下賤者の弄開牌、札源兵衛板を取扱ふ同然に見得候由承及候、それは町方の若者共が慰寄會の風説ならんと存候、若諸士の寄會右の通に候は、射藝の本意に背く惡風俗者とは大に變り申候。

一直榮様御代の中頃迄、碁將碁の慰南部などえは未行届候哉、せいと云かるた札の博奕時行、貴賤共に慰候由、直榮様も御心安き直參衆を御相手に御招度々御慰被成候時、大町清助會祖父人首平右衛門其頃は盛岡御家中御直參也其賭に勝申請候、麻御上下の由にて孫の平右衛門代九曜の御紋付古御肩衣持傳候を、予弱年の節見申候古今共に上を眞似ふ下の風義、盛岡御屋敷遠野御家中町方共に此慰時行候由、其以後天下一統博

奕御停止の被仰出は有之候得共、かゝる札の商賣には御構無之候哉、何方の町店にも出し置候故、下々は不及申、諸士の宿にても此慰寄會有を、予弱年の頃迄見申候、猶又神社の祭禮場には、此處彼處に屯して人目を憚る様子もなく、聲高の寄會有之候へ共、祭禮を賑かにと思召、御底意にも候哉、盛岡、遠野共に警固の衆も見聞ぬ体して追拂ふ下知もせず、被居候、其頃はせいと云博奕はなく、加字とやら云博奕の由、かるた札を蒔候時人目を暗ます奇妙の上手有て、大分錢を取、れ衣装を褌取れたる者多しと云風説を承候。元祿年中の末頃源兵衛と云博奕の筒取、他領より參、打始候以來、祭禮の場に開牌の博奕は見得不申候、此等の慰事に至迄時世の風俗様々變り申候。一予二十前後の頃、諸士の中に力の柄を革にて巻、鑑を鐵にて逆輪に張、太く長き鮫さや脇指は柄鞘短く、表の拵は刀と同じ、隣家えも刀を指、我か屋敷の雪隠えも脇指を不放行、老人二三人有、其中の老人え予不遠慮に語候は、盛岡も爰元も當世は諸士の指、大小は、何も糸柄え色々の美敷き彫物を仕たる縁頭を鞘も細く尋常なるを好む、其中に貴老の御腰物大に違ひ見分、不宜見得候と申候へば、老人輒然と笑ひ、御治世の尤豊に生れ昔をしらぬ足下の目より予が大小の拵を可啖く思はるゝは尤也、予



が祖父親の時代は亂世の煩熱いまだ醒ぬ故人前の交りに喧嘩口論の出入劫じ、不得止眞劔の勝負を争ふ場に臨み、手際の舉動をして討果すを、意地強き侍と讃る時世の風俗故、鐵がさ厚く堅物の能徹る試の道具を好み、表の拵外見の美飭を不好、鞘も柄も丈夫にして、又に鉛の出ぬ様に不怠ふき拭ひ、闇敷急用の他出にも大小の目釘に心を付て出候由、予が幼少の頃より祖父親朝夕申聞候教訓、心肝に染付たる予が目には當世の時行を却て可咲く存候、予が年若き頃も、御治世にて御陣立の御供をば不勤共、公方様も諸大名も御陣立の御試に度々の御鷹野御鹿獵にも毎年御出馬被成候故、此御供は數度勤め、或は嶮岨の山路或は地形に高下有て足場の悪敷野道をも、足下を見る間もなく先え急き走廻るに過て蹶踏れ、大木の剪柵巖の稜え腰物觸り弱地に拵たる柄鞘は不怵折碎け、其場にて繕ひならず、急病と申立宿歸せし人を二三人眼前に見たり、就中疵負の狂ひ猪熊狼の猛獸に行逢て、組留切留手柄をせんと働には、丈夫の刀脇指を頼むより外なき物を、延寶年中の公方様殺生御停止の被仰出以來、諸大名も御鷹野御鹿獵被相止候に付、當世の諸士は御陣立も御鹿獵も永代なく、疊の上の御奉公にも不慮の凶變可有共、不思、弓斷を心の主として刀は

侍と見ゆる目證に指物と斗、心得、指替の大小持ぬ小身者迄、刀も脇指もやきの有無善惡を吟味せず、乘良打の下作物をも細身を好み、それを不求得ば、太き身をも鞘を細くして表の拵を金銀にて莊り、外見の美麗を専ら好み、先祖より被讓たる名作の大小をも古風は見苦敷とて、當世の拵に仕直し、又に鉛の出るを見てもふき拭ふ事もなく、其儘指居るのみならず、近年の時行は男の大小によらず、刀の柄殊の外長し、毎刀に心の長きは不可有、多分空柄なるべし、當時又は鞘に蟄居する御治世にても、腰の物を抜て叶はぬ變あらば、其場を外し逃去も不可成と思ふ、武士心出來は、無是非、鉛深く光りの見へぬ赤き刃を拔出し、不心懸の恥を顯し、勝負を争ふ働の最中に、刀の柄物に障りて折候は、無手際の大恥を衆人の耳目に晒し、武士の汚名を後世迄傳んは口惜き事也、先年此方様え盛岡御城下火消御番始て被仰付候節、火事場え御供に出屋根廻りの働する諸士の中に、階子を上る時刀の長柄を階子の子え差入れたるを不見、急て上るに長柄中程より折れ候へ共、柄糸は不切閑々下るに心も不付働て、火鎮御歸の節、驚轉して糸を切放し、見苦敷様子にて歸候由聞及候。又極寒に氷る薄道、五月の霖雨に深泥滑する滑道を、急用有て走行時、蹄臥、細き鞘を打破り、



危き白刃を腰に指光らかして行るを見たると云風説をも聞候故、予が子孫え當世時  
 行の腰の物、衣服の仕立堅く無用とひたすら制し候へ共、表は承引の氣色を見せ、心  
 底には古風を嫌ひ陰にて母之密語と承氣の毒ながら時世の風俗無是非事と存候。  
 腰の物の拵に不限、衣服も昔とは大に違申候昔の衣服は、即ち予が着用の如く肩ゆ  
 き短く袖小、長は脛の見ゆる程短し、袴も裳の短きを着し、羽織は働く時障りになる  
 とて禮服に斗、着用し、常は着る人稀に有、旅行の装束は馬上にも股曳、脚胼、籃、乘大身  
 衆も裁付を着て、不慮の働きに無障武用の利方を專要に心懸候、當世の衣服は、長も  
 肩ゆきも長くして袖は屏の如く大きく袴は足の見得ぬ程長し、家内にては路次に  
 ても不意の凶變有て働く時、衣服袴の裾に跌き起れ、肩ゆき長き大袖に手業の働を  
 礙られ、日來の不心懸を其時後悔してもかへるべからず、旅行の装束も、大身衆は不  
 及申、小身者迄馬籃共に校朽を着し、急て走行用事の障りとなるを不知、適々武用の  
 利害を祖父親に習ひ裁付を着る人あれば、何時大工に成候哉、侍に似合ぬ賤敷き姿  
 見苦しやと、鼻欠猿が鼻有猿を笑ふと云諺の如く誹笑ふ。世中の風俗變るは慶長  
 以來、久しき御治世に生れ、生立武士の心悉くゆるみ武用をしらぬ過り也、他人はと

もあれかくもあれ、予が子孫の以往無心元存候と氣の毒顔にて語るを聞、尤なる金  
 言と感心發り候へしが、我一人古風に移し變候は、異相者よ闇方者よと世間の評  
 判を得て、人別の交りも不可成と思ひ直し、何事も時世の風俗に従ふて、七十六  
 年の永々しき月日を送る其間に、刃を抜て立働く凶變に一度も不遭、長壽の齡を安  
 全に保つ予が大なる幸を、後世の子孫鏡にせず、治世に亂を忘れぬ武士の魂を時々  
 磨き、己が家職を不取失慎みを冀のみ。右の通男の風俗變る斗、にも無之候、諸士の  
 婦人も、古今の風俗大に變り申候、天和貞享の頃迄は、年若き婦人は云に不及、四十歳  
 前後の婦人も我父母存命歟、我産たる子の有、中の夫死候時、髪を切ば、父母え對し我  
 變姿を見せ愁を與ふる不禮の不孝、我子え對し成長の不吉を招く凶事也とて髪を  
 不切、百ヶ日過ぎて以後は、如以前髮化粧をして子共の養育を肝要に仕る、其中に今日  
 明日を暮す渡世のならぬ貧家の婦婦、媒人あれば背本意と知ながら、無是非再縁を  
 組婦人稀にもあれば、人外者と陰指さして誹り笑世中の風俗也しと老人の咄を承  
 候、予が外曾祖母八十餘歳迄長命に候得共、子供等が祝ひとて毎朝手自白髪を結は  
 いふ白粉を方貝からの堅所を碎顔え付け、二ツ三ツ欠殘る齒え無怠鐵漿を付て居



候を、幼少眼に見覺申候此姥に不限、其頃の老女は何も此風俗に見得候、中に佛法に歸依して尼になる老女も間有之候處に、元祿年中の頃よりそろく婦婦の髪切時行、夫死すれば産みたる子の有無にも我親の有無にも無構、是非共髪を切て亡夫の棺え入る風俗に變り、落命の夫の口え水を手向、其座にて髪を切、寺參の外見に貞烈の姿を晒す、其中に幼少の頃より祖母の語古風の實義咄、自然と心の主と成し、婦婦は、夫に別れて髪を不切、百ヶ日過て以前の如く化粧する女あれば、再縁を好む卑怯女と誹し、詞の舌も未乾に年若き婦婦我夫の一周忌三回忌の年月も不暮に、再縁を媒、人あれば一兩度は腹立顔に辭退すれ共、強てとやかく宥賺され心底の憂歡は不知共、親ある女は親の教訓、舅姑有女は舅姑の教訓に諉け、相對して切たる短髪え添髪を入れ、紅粉、白粉、鐵漿、初縁の姿に化粧して、稚き愛子を祖父母に預け嫁入するを聊か恥る氣色も見えず、他人も不誹。剩近年に至て、夫に別だる時尼とはならず、斷髪して年月遙に過行、後に髪を剃、尼の姿と成候も間々有、古今の風俗如此變り申候、猶更衣類の品々、髪、の結形、顔の化粧、予が物覺て見る元祿年中より當世迄の間には、様々の大變り一々言葉に迷難し。○貞享年中の頃迄、諸士町人の妻娘共に女中他

出の時、紅花染の手巾を額え戴、其上に桂と稱し一枚かたに染たる麻の袷を被り、ふはめかし往來仕候、向ふ風はけしき時、歩行の女子は、供の者後より裳を取參候處に、御停止の被、仰出など有之候哉、元祿の始頃より自他國共に相止候由、其時代の女帶は幅二寸位の今織地、笠は竹にて綱代に組たる笠を漆にて黒く塗、足袋は紫の革革を用候由、予幼年の頃、祖母が着用の桂帶、笠、足袋等有之候を見覺申候。津輕御領の女中は、今以桂を被り候由風説に承及候。先年上方え登候時、桂被りの女中往來を見申候へ共、其節心も不付、昔より無中絶被り候哉と京都の人に不尋候故、其子細は不存候。



## 遠野古事記中

一御家中大身小身共に番代勤候年比の子共有て、我身は御奉公勤兼候程の老人も隠居の願仕候義御停止の被仰出有之候哉、手前より願上候例無之由、直榮様御遠行の時御存生の節別て有難御懇の御恩も御座候哉、年比の子共有老人の内飛内露心ハレン七戸宗智宇夫方即庵木村安齋松田夢玄御菩提の剃髮願上被仰付候へ共、隠居は不被仰付御支配帳に剃髮の名を被載置候由、老人之隠居不被仰付儀は子共家督以後重き無調法有て身帶御取上候ては老親迷惑可仕候、老父家主に候へば其子は惣領を外す迄にて、家には相違無之様にと厚き御慈悲の思召にて右之通と老人の味を承候、利哉様御代より番代勤候程の子ある老父え、上より隠居被仰付候も御座候、其中に人首與三右衛門極老には無之候へ共、病身にて御奉公勤兼候故隠居被仰付、子共諸右衛門え貳拾石の家督被仰付候處に、盛岡御屋敷勤番に亂心の自殺仕、身帶被召上此以前より與三右衛門弟與五兵衛數年御納戸相勤、御扶持方家屋敷を被下別家



に居候を、尤兄爲拵抱拾石被下、諸右衛門家屋敷は別人え被下候。

一昔は主人より拔群の重恩を得たる奉公人は、主人存命の時御不幸の節は殉死可仕と申合不幸の時殉死仕候得ば主人の譽にも成其身も忠義の武士と賞美せらるゝ譽の名を残すのみならず、其子え褒美の加増を被下候殉死の侍なき主人は死後の恥辱と成、殉死の侍多き程譽となる時世の風俗故諸家にて専ら時行候由、四代將軍家綱公御代殉死御停止、以後剃髮の願時行風俗と成、直榮様御不幸の時五人の老人剃髮仕候由、老人の咄を承候、義長様御遠行の節も剃髮の願人有之候得共御免不被成候故、其以後の御不幸には願人無之處に常穩院様御存生中、數年御奥役相勤候是川木工後稱空米内彌太夫後稱性空大町平右衛門御遠去の時剃髮願上候へば、木工彌太夫は番代の子共ある老人故願の通御免被成隱居被仰付、平右衛門は番代勤候子もなく老人にも無之候故御免不被成候、剃髮時行たる時代には町人も御目見仕候、御領主様に遠去の時存寄次第剃髮を願上候風俗に候由、當時にも六日町常圓常眞など、云老坊主を予弱年の頃見申候、義長様御代の頃迄は世間の風俗に候哉、御遠行の節迄數年御草履を取候者は御葬禮の御供を仕候以後法鉢を願上、大慈寺の弟子

に成僧道の器量次第寺院の住持に成候も有、青笹村喜清院の住持積立和尙は義長様御草履取の由又老親を養ふ兄弟のなき者は法鉢仕候ても宿え退き家業の働をして、一ヶ月二三度づ、寺え來て御靈屋前を掃除仕候由、直榮様の御草履を取候者の由にて在郷の古入道を予幼年の比見申候、義論様御遠行以來法鉢願上候御草履取無之處に、享保年中龜徳院様信有様の御實母様也御不幸の時御草履取法鉢を願上、瑞應院の弟子に成僧道の器量能、當寺相續の住持になられ候は當世の諸人存知たる事に候。

一御家中大身小身御扶持人に至迄、縁組は上より被仰付、手前より嫁願不相成、就中義長様御代迄は八戸より御供仕候御譜代の家と新參の家と縁組被仰付候、是は双方の家親の爲、且又新參の子は御譜代同然になる故右の通に候由、老人の咄を承候、信有様御代迄も縁組は上より被仰付、手前より願上候義不相成候處に、同御代の中頃重御役被勤候衆の内、嫁とは不申上、養女任度と願上被仰付候も有之候人指の縁組願上被仰付候義は近年の事に候、妻離縁の御訴も近年の被仰出にて前々は無之事に候。

一往古は不知直榮様御代以來御小姓は、御家中の大身小身御扶持人の嫡子は云不及、



二男三男の末子をも被召仕候故庶子をも無窺前髪故候義不相成容躰の善惡によらず十四五歳迄前髪を立居候處に、大守利視様御代享保年中より前髪の御小姓不被召仕候に付、盛岡御家中の御子息方にも前髪立は見得不申候に付、此方様御屋敷にても信有様御代の中頃より弱年の子を前髪なしに御小姓格に被召仕候へ共、御家中之勝手次第前髪爲執候様にと表立、被仰出無之故、嫡子は髮瘡等に託け願上、幼年より前髪を立不申候、二男以下は窺もなく前髪を不立とも御咎の御沙汰なき世中の風俗に變り申候、當世も前々の如く庶子迄前髪立候は、困窮の時節たとへ布子の龜服にても表着の振袖一ツ支度仕候は親々迷惑可致候、享保年中の大守様前髪立の御小姓不被召仕義、時世相應の御慈悲有難御事也。

義論様御代迄は御草履取も前髪を立申候故、容体見苦しからぬ在町の子は、十四五歳迄前髪を立十六七歳に成、御町奉行御代官え窺候て前髪爲取申候、其後前髪立の草履取不召連世間の風俗に成候故、利裁様御代より以來の御草履取は前髪を立不申候得共、元祿年中の頃迄在町共に當分渡世の難義なき家の子は十五六歳迄前髪を立ふり袖を着し候を數人見申候。

の御挨拶なく御通被成候て直に御暇を申請候と申候て早速御屋敷を出遠野え歸候人も有之由、義長様御成長に至て直榮様被仰候は、我等儀數十年來御城え日參の勤手前家の政事用彼是令退屈候間、手前の政務は其方え讓候万端心を付宜敷、執行可申候、屋敷詰の奉公人共格法無之當世諸家の風俗に相違の古風と心付候へ共、新田より入人の我等前々よりの家風を改候義致遠慮只今迄不任所存居申候、其方は我等とは違當家出生の身候間、無遠慮時世相應の格法改可申由被仰渡候へば、奉畏候致思慮追々相窺可奉得御指圖由御請は被仰上候得共、以後御改の御沙汰もなく三ヶ年過候て直榮様、催促有之付、御思慮の趣御窺被成候へば、何も同意候間所存之通可申付由御挨拶に依て、連て御改被成候儀數ヶ條の内御側被召仕候御次衆を別て被仰付御小姓も十七八歳の比前髪を爲御執、御次衆え御加、其外御茶の間えも定役五六人づゝ中小姓と稱し、其中にて武具藏御預被成候人を小道具頭と稱、前々御高別當預の手明御小者共をも小道具頭の支配被仰付、御祐筆も手跡を御吟味被成定役被仰付、御他出え御供も内丸外頼の人數御格法を被仰出、御駕籠脇は御次御茶の間詰御先供は御徒衆を被召連候故御徒の人數被減候へ共御徒頭をも被仰付候、



一直榮様御代御側に被召仕候御次衆と申は無之御小姓被召仕候由其御小姓は三十  
 歳前後頗髭生るを判たる跡青く見ゆる比迄前髪を立て、當世の御次衆の如く萬事  
 の御用を勤申候、御祐筆も定役は無之御小姓の中龜筆にても走り書達者なる人え  
 盛岡一應の御手紙等は被仰付、江戸表えの御書等は御城御用書衆え御頼被成候由  
 御小姓は前髪執候日より御徒に被成、表向長屋え被遣置候故、御家老廣田太郎右衛  
 門三男小源太後稱一右衛門御小姓を勤前髪取候て御徒に被仰付候を心外に存病身にて  
 御奉公勤兼候由申上、御暇を願生涯浪人にて被終候。

其比御屋敷常詰の御徒四五拾人有之、御他出の御供は御駕籠脇も御先供も御徒斗、  
 被召連何人と云定法もなく、人指の被仰付もなく御徒中伴ナカトナリ申合もなく栗石前え出  
 今日御供は大勢也と長屋へ歸候も有之候由、遠野え洗濯の御暇をも不被下、常勤  
 故御暇をも不願上、當病の申立をもせず四五人づゝ御屋敷を忍出着替の衣服を吳  
 座え包み刀の鑑かまえ結付肩え懸て歩行にて往來仕候由、其比は御徒頭も無之故誰は  
 頃日見得ぬと病氣、尋も無之、生質律義なる人は吳座包を刀、鑑え懸て擔、御登城の時  
 栗石前え出踞座、今日遠野え洗濯罷歸候と申上候を一寸と御覽被成候迄にて、左右

五拾石以下無役の御番組並御屋敷詰の御奉公をせぬ部屋住の嫡子を盛岡表爲見  
 習、暫々御徒の加被仰付、御徒には御家中の二男三男を被召出、朝夕の支度は御本屋  
 勤候衆の膳の間にては不仕、御徒膳の間と云御臺所の前座にて御同心以下同然、下  
 白米の御賄を被下居候、勤中或算筆馬術醫術等の藝事、出精仕候者、或才智の器量有  
 者を御執立相應の立身被仰付候故、何も行跡の嗜無、油斷志を勵候由、義論様御代小  
 沼仁右衛門御目付此時世より徒頭兼帯に被仰付候勤候節執成にて賄も中白米、御直し遠野え洗濯  
 の御暇も春秋兩度暫々から尻荷附合の御傳馬御貸被成候由、老人の咄を承候、利截  
 様御代御徒の人数又々被減候以來膳の間も御本屋衆と一所支度被仰付候、信有様  
 御代御徒を御先供と可稱、由被仰出御徒の名目は絶申候。

一當世の人は聞ても實と思はぬ古説有、直榮様御代江戸御登の御旅行、雨天にも御供  
 の上下え紙羽紙合羽ならん拜貸不被成候故、雨降候時は、行懸りの宿にて虚俵アキタツを自分調、  
 眞中を頭の入程切つふし着候由、其比御供を勤候御徒の中、歩行達者なる人は錢三  
 百文腰、下十二日の道中御供に不足なく勤候と語候由、申傳の咄を承候、義長様御代  
 に至盛岡地廻の御他出に雨天には上下共に紙合羽御貸被成候、御駕籠脇の内松田



忠右衛門・中居林茂太夫當世の御用人斗木綿合羽を着申由、御同代 公儀御關寺御用懸り御役人様、毎年江戸より盛岡へ御下向御逗留中御旅宿え御見廻の時斗、御駕脇の御供衆は何も絹衣装を着、其外盛岡地廻りの御供は御規式の御他出にも木綿衣服にて相勤候故、猶更御徒衆は御貸羽織の外自分絹羽織を求着し候儀無之處、義論様御代の御徒菊池藤太夫後醫躰の名道徹と號す古着の單絹羽織を求御他出の御供着し栗石前え出候を、御屋敷當番の御目付類家新左衛門何方より指圖にて其羽織を着し候哉、早々着替出候様にと以の外阿られ、面目を失長屋へ走歸り地布の島羽織を着暫御供仕候由藤太夫直談を承候、右の通の風俗故予が二十以後迄は遠野にて小身衆も拜領の御衣装は絹以上をも着候へ共、其外は内富にても手前袖を晴着して家の定紋付たる絹着物を着候衆百石以下には稀有、多分木綿の衣服斗、着候を見申候。

一直榮様八戸御座被成候比、御家中にて座敷を亭と稱候由、遠野え御引越被成候ても御譜代衆の家にては申傳、予十五六歳の比迄老人衆客來は亭え御通候様と申候もを承候、客を四間の亭え請じてと淨るりに語候間、往古は何國にても座敷を亭と唱候哉、盛岡御屋敷に御徒衆の手水洗足月額等の仕廻する御長屋を御亭と稱し、其手

水湯を沸し候、當番の御小者を御亭番と呼候も八戸にて唱候詞の由、往昔は御中間の人数大勢にて手塞、の者少き故御中間共居候、御長屋を手明と唱候も八戸にての名目の由、老人の咄を承候○八戸御座被成候比より御茶の間と云御座敷有、御家中も大身小身共、玄關より入口の座敷に爐を切流し前を付て茶の間と稱し、毎家に有、此座敷は客を招候時爐にて亭主自湯を沸、挽茶を調、或は茶を煎じ進候を馳走と仕候由、流し前は泊客の手水所に用ひ候由、亂世時代は放火の災難も繁く且又武士は何も今日限々々と存る境界故、屋作は風雨を凌、用心迄、小住居仕客出會も茶間にてアヒシラヒ會釋たる風俗御治世成ても暫、遣り、八戸より引移候御譜代衆遠野にての屋作にも用候見習新參衆の家にも元祿以前迄の作事には茶間と云座敷有。

一直榮様遠野え御引越より間近、比の事候哉、新田市良殿御宅御成座敷え敷縁付の疊常は箱え入れて藏え入置、御成の時斗、敷候由中館澤里御兩家も御家老衆の座敷にも疊無之、御成の時の時は新田殿疊を借用被成候由、其疊箱とて大なる箱新田殿藏、有を予幼年の頃見申候、高知の家さへ右の通候間、况百石以下の居宅を推察すべし、六十年余以前迄蘭草表の三枚裏縁なし、莚アヒシも賣物無之候故、百石前後の家も座敷え



縁付疊を敷候は稀々にて菅蔭スツレの縁なし計敷申候猶更小身衆の家は多分礎イシの柱はなく、堀立柱にて客出合の座敷にも板を不敷外より家内え入口板戸なく萱簾カヤを編たる廻し戸を付開閉アケドクして、明り取の窓にも櫺子レンジなく薦へ小石を重り付たる繩にて開閉仕る家予十四五歳の頃迄本町丁貳三軒有を見申候當世は御扶持切米取の小身衆も在町の家も多分勝手迄板を敷戸障子れんじを付座敷え縁付疊藁草表の三枚裏を敷置世中の風俗昔とは大に變り申候三四十年前以前迄は門塀カドのなき諸士の屋敷は大身小身共に表丁より屋敷え入口小升形をしてしをり柱と稱大丸木を門柱の如く左右へ立て冠木カウキを載扉の代細木を格子組コシそれえ荆トゲを厚く搔付カキしをりえ樞付クワシ杈木コシにて開閉仕候是は戰國時代陣場の門口用ひたる遺風の由老人の咄を承候今以御家中の屋敷には皆しをり柱を建置候へ共しをり戸のある屋敷は福田殿より外一向無之候は戸さゝぬ御代の證と可申敷。

一直榮様遠野え御引移の御供衆も御跡より引越候大身小身の諸士は何も亂世より遠からぬ時代の人情故軍役の御奉公を肝要心懸衣食宅榮耀の奢なく軍用の支度金を身帶相應に貯疊上のつめひらきを見事する起居を不好御陣立の御供出候時

命を惜む懦弱の色を他人に見せず御高の前え進出潔く討死する御奉公こそ士の本意也と軍役の勤を肝要心懸手自役馬を飼立爪髮乘責不怠鎗刀脇指の拵も外見の莊りを不好又鉞ツバの出ぬ様毎朝ふき拭ひ高知衆は之に不及百石の侍衆も戦場の武前え召連候心懸若黨常々懇に手當をして差置五十年程以前迄百石取衆の家に召仕ひ候を見申候猶更新參衆は立身を心懸る奉公故御譜代衆に笑はれぬ様と心懸候由予若年の時老人の咄を承候。

二八戸にては前々より御家中え被下候知行割大身小身共住所の近邊手作地を被割出候由其子細は陣立の御奉公第一身體堅固無之候ては不被勤候故下僕持候人も平日勤の非番は手作地田畑え出身身鋤鍬を取下僕等と相共働き風雨冷暑身を晒し馴筋骨を堅め候故野陣の小屋寢起をし小野の伏兵夜討夜軍出ても雨露風濕の病を不得身躰健かにして相應の武功を勵に障りなく且又手作の粟稗麥え交カを入たる焚飯朝夕喰馴候へば陣場にて兵糧乏敷時焚飯を喰て腹内障る事なし彼是男子は幼年より農業の働を武士の所作と心得手習文字讀などは父兄も不勤等閑に仕候故無筆の侍多有之候は右の風俗故の事候直榮様遠野え御引移被成候て八戸



にての如く諸士の知行は御譜代新參共に横田近所手作地被割下候、予幼年の比迄新田中館の御兩家を始大身衆も手作有て自身農業働は不見候へ共、秋至手作の穂物を屋敷々々え賦り候を見申候。

一昔の諸士は御陣立御上洛御供仕候時、商賣の草鞋馬杵なく召連候下僕爲造候、差支ある時の心懸、歴々の大身衆も作り様を習、自身作り覺候由。

一役馬持候衆は大身小身共に下僕を相手にして手自なではだけ、すそ湯洗朝夕晝飼料の大豆水等も下知して我眼前にて爲飼、朝か暮か隔日、自身乘責、不怠爪髪も自身に仕候由。

八戸より引越候ても右の通故持、參衆も同然任候由、予が外祖父中館金左衛門老母は澤里主膳殿娘也、父主膳殿乗馬の手當を幼少の時より見馴候故、中館え嫁し候て金左衛門盛岡當番の留守には役馬の手當を下僕被下知、飼料の刻限に下僕隙入有之時は手自仕候を予幼年の比見申候。

右三ヶ條の古風を當世比較候ては大變る世中と成申候。

一亂世時代何國の事候哉、御隱密の御用を被仰付書候、祐筆を御手討被成候大將貳三

人有之と云風説世間え流布して、手習好の子共をば其祖父親仰書昔は祐筆を仰に被撰出、可ツラ惜命を捨んより無筆にても長命こそ目出度、幸也、必無用と制して爲習不申候由、御治世成候ても其風俗世残り、直榮様八戸御座被成候比迄も子共の手習を制し候へ共、天性手習を好子ハツメは父兄の目間を忍習候て勝れたる能書成候人も有之候由、八戸より引越候諸士は遠野にても子共手習を勧る父兄無之故、予幼年の比迄無筆の衆も有之、其以後の父兄は手習を勧めいやがる兒をば折檻して爲習候故、當世は悪筆にても無筆は稀候へ共勝たる能書と云、不見得候、享保年中の比迄毎年宗門改の節年若無役の諸士部屋住手跡の善惡よらず、功者え初心を組合被仰付生死去來の差引勘定の算用控帳精帳をも書申候、其日數廿日餘にて仕廻候以後奉行衆より人數の出錢差引勘定の目録も不被差上候故、改人は筆墨紙の費をいとはず入用次第受取、手習同然に書候故手跡も上り算用をも仕習、御治世相應の御用を勤申候。

一遠野の昔は出家も醫者も家々の學問斗、情を入儒書を讀人は稀候故、猶更俗家に儒書所持の人は無之由、其時代より以後に至てそろく御家中の風俗讀書事を不知



ば、我用儀も御奉公にも差支有と存る心出來、十二三歳の子弟を能智の名ある寺院え頼み遣し、手習物讀を爲仕候得共、儒書は殊の外六ヶ敷、幼年の兒は退屈出、學文に障り有んと庭訓式目今川狀、手習狀、無覺悟狀等行文字の古狀を爲讀習候由、義長様は御幼年より御證人御番、江戸え度々御登一ヶ年づ、御勤被成候由、御天性御學文御好故、江戸御在番の時、儒書は林家、軍書は堀山宗閑老武者、武田流より御講習被成、御國元にて儒書は栗山難失老、軍書は白井仁右衛門殿、明石甚九郎殿兩人共に、甲州流より御習、和漢の儒書、軍書、板行書籍を數多御求、表奥の御居間御見臺を被差置、御政務御用御客來無之御隙、晝夜御覽被成候由、然共御家中の衆は昔の風俗いまだ残り、儒書の素讀を師範仕る人も無之の時節、津輕老人江田勘助被召抱候、此人儒書讀候得共、右の通の風俗故得指南候衆も無之處に、予が父市郎左工門幼年の時、勤助より小學四書、古文などの素讀を習候が、遠野にて子共の儒書を讀習候始りの由、其比より遠野の寺院醫者衆にも儒書讀段々出來、其中講釋をする學者も有、且又儒書の文義をやはらげひらかなかたかな下書たる色々の書籍商賣來、彌儒學時行、幼年の子も儒書の素讀を専らにして在所の子共より外古狀は不讀風俗成申候、然共予が壯年の比迄

は、當地五經史記左傳等の書籍を所持の人稀なれば、讀人もなき様に見得候處、當世は幼年子も五經史記左傳素讀をする人出來り、昔の人に比較ては博學者と見ゆれ共、幼年より和國の古狀を不讀行文字を見馴ぬ故、日用の文字遣ひ不束に見ゆる人間有、儒學の時行ぬ以前の遠野は、御家中在町共、佛道時行寺院方より經文を習、佛法の教を聞漸々修行の功積り、悟道發明の免許を得たるは誰々と指折てかぞへ上るゝ人も有、竈の世話を嫁に譲り、芋を紡糸を徒然の慰とする老女衆も和尙達より佛道の教を聞、かな佛書かな法悟など人に讀せて聞、寄會度々有しを予幼年の比迄見申候、其時代佛書、法悟を求置たる人の子孫持傳たる家間有、其後儒學繁昌成しより以來、御家中の男女珠數を手に持人もなく、念佛唱る人もなし、今以在町は佛法残り念佛講など、云寄合有由聞得候、世中の風俗古今如斯變り申候。

一元祿七八年の比迄五節句八朔の外月次にも御役人並五十石以上の衆は、繼肩衣を着て御家老中と間近き親類え當日の禮廻、に往來仕候處、元祿の末凶年打續世間困窮以來漸々相止み候へ共、享保の中比迄は五節句八朔の禮廻りは年始の如く廻り申候、御留主の時は年始の外御城にて御禮帳は付不申候故、登城不仕候へ共敬禮の



實義有志の人は御臺所へ參上當番の人へ御祝詞を申述、其時々御祝義御菓子御酒を戴き下城する人稀有、近世に至て年頭端午の外の節句は昔の月次よりも禮廻りの往來うすく成候は世中の困窮故と云人有之候へ共、畢竟昔より人情の實義うすく、禮の道を失ふ風俗の變なるべし、予壯年の比老人咄候は、五節句主人の御家は云不及、御政事御役人親戚他人の隔なく互往來して目出度と祝詞を立て盡の取遣するは其家斗の祝義あらず、君家の御吉祥を祝ひ奉る敬禮故、月次にも禮廻りを勤來れり、近く譬て云上に御不幸の凶年あれば五節句の禮廻りも相止、間近き親戚にても凶事ある家えは不行、我家凶事あれば我身も不出、他人も不來を以て禮廻りの根元を可知と語候を年若故聞捨にして心にとめず、老年至て思ひ出し尤と存候。

一 往古より御當家外頼之御他出ば對の御道具爲御持被成候故、直榮様御代迄は盛岡御城下て如御先格被成候處、大守山城守重直様御代も直榮様御用席え御出勤度々御前え御出被成候、或時殿様御咄の様被仰候は、家中高知の中我等と同格對の道具を爲持候者相見得候、君臣の差別をしらぬ不遠慮の仕方と存候、御手前は如何被存候哉と御當付の御意有之候へ共、相控候様と表立被仰出は無之候故、等閑の御挨拶

被仰上候處、又其後右の通被仰候に付、家格にても殿様の思召不叶義を強て募候ては君臣不控の災を手前より求る失禮のみならず、對の道具を相控候様表立被仰渡其節一本引候は、世間え外聞も不宜、且又永當家の格成彌心外の殘念不可過之候間、外頼え常の往來ば片對の先道具して重立規式の他出ば對の長柄を爲持候に差支不可有、若それをも御答の御沙汰有之候は、家格を幾度も可申募と御了簡を被決、表立御沙汰もなく常の御出斗一本御控被成候由老人の昔咄を承候。

附箋に

六日町裏に楮畑と稱し來る畑有、紙漉入用の楮を爲植被置候所也

問曰、諸家の御家老御用人御留守居等病身成、江戸地廻り往來の勤成兼候仁は、御主人様より駕籠乗物御赦免の御願書御用番御老中様え被差出御免の御挨拶有て、其仁御目付様御宅え參上、起請文え血判致差上候事公儀御大法の由、寶永三年春備後守信恩様御代御先代様御格例を以被差出候、御願書誓紙の寫

覺



乗物

家老

毛馬内九左衛門  
今年五十二

駕籠

用人

葛西平左衛門  
今年五十六

右私家來御當地差置用事申付候近年病身罷成候  
付馬上斗にては難相勤候間乗物駕籠御免被成下  
候様奉願候以上

三月廿七日

御名乗なし

南部備後守御居判

戸田山城守様

御願の通御免付右兩人四月晦日御目付阿部式様御宅え參上誓紙え血判仕候其紙  
面は

起請文前書

私儀當戌年何歳罷成何病御座候に付主人段南部

備後守方乗物駕籠御赦免の御斷申上候通御座候右之

趣於舊申上候は

是より牛王之罰文

年號何月日……………

家老

……………血判

御目付不殘御連名様

右誓紙相濟候付殿様より以御使者干鯛一折御樽代五百疋式部様え御家來貳人祐  
筆一人え貳百疋づ被遣候。

御用番御老中様御目付様廿壹人の御宅え兩人持參口上書

覺 小奉書半切紙

……………家老

……………用人



右今日阿部式部様於御宅誓紙判形被仰付有難仕  
合奉存候依之爲御禮御式臺迄參上仕候以上

月 日

寶曆十年辰正月 公方様左大臣御轉任大納言様左近衛大將御兼任宣下の節○家重將

軍右大臣に轉任、嗣家治權大納言兼任殿様大膳太夫利依爲御在國此御祝儀御使者

義顔様え被仰付二月廿二日盛岡御發駕三月三日江戸御着以後江戸地廻り御往來

御乗物御免の次第聞傳候趣左の如し。

三月七日御用番御老中堀田相模守様え御留守居吉田七郎兵衛殿様より御願書持  
參指出候紙面の寫

私一門八戸彌六郎と申者御上御祝儀ニ付獻上の  
爲使者其御地え差遣申候當辰三十五歳罷成候知  
行壹万貳千七百石余爲取差置申候乗物御赦免の  
儀奉願度候不苦思召候者願の通被仰付被下度奉  
存候以上

二月廿五日

御 名

此節七郎兵衛相模守様御家來え申談候口上書の寫

覺

南部大膳太夫家來の内當時乗物御赦免の者無御  
座候以上

留守居

吉田 七郎兵衛

三月七日

同十日相模守様より七郎兵衛被爲呼被仰渡候御書付の寫

南部大膳太夫家來

八 戸 彌六郎

右乗物斷可爲願之通候不及誓詞御目付え斷狀可  
被差出候

同十一日御目付中様え七郎兵衛持參差出候御連書御斷御狀の寫



一筆令啓上候拙者一門八戸彌六郎と申者今般  
御上御祝儀獻上の爲使者其御地え差遣申候當辰  
三十五歳罷成候知行壹万貳千七百石余爲取置申  
候乗物御赦免被成可被下候爲其如斯御座候恐惶  
謹言

二月廿五日

御名

御目付中様御連名

右御斷御狀無御滯御受取乗與可仕旨直々御指圖相濟

同十一日御屋敷在番の御家老桂兵庫殿より奉書到來に付義顔様麻御上下御着用  
御殿え御詰被成候處被仰出の旨兵庫殿被申渡候控書の寫

覺

八戸 彌六郎

御手前於御當地乗物御免の儀被仰上候處御願の  
通被仰出候間乗物相用可申旨被仰出

三月十一日

兵庫殿被申候は御目付淺野内膳様え自分贈物の儀尤御目付様え不殘回勤の儀御  
用人中御留守共え問合被得指圖候様と被申述候御目付衆御名は

桑嶋圖書様 瀬名傳右衛門様 典淵勝次郎様 太田三郎兵衛様 鷗殿十左衛門

様 淺野内膳様 大久保荒之助様 三枝帶刀様 大岡吉次郎様 新見又四郎様

西丸御目付

竹中彦八様 天野三郎右衛門様 京極兵部様 小菅伊右衛門様 細井金右衛門

様 萩原主水正様

右御本丸御名付十人の内新見又四郎様えは淺野内膳様の書誤り歟御太刀折紙干鯛一箱御持參。

右の通承及候往昔も直榮様も於江戸御乗物御免の由申傳の咄を承候始て御登の  
時より御免に候哉其比殿様より御願書の御先例を以て義顔様御乗物御免の御願  
書を被差出候哉寶永年中の御願書とは御文舛相違見得申候義長様利哉様信有様  
も江戸にて御乗物御免候哉何も予未生以前の御事故不存老人え尋ても不承候如  
何。答曰直榮様御乗物の御赦免は初御登よりの御事は無之候寛文六年極月六日



南部廿九代の御家大膳太夫重信様御相續被仰付候節御老中阿部豊後守様より殿様え家來八戸彌六郎染戸勘左衛門○染戸は漆戸の誤なるべし被爲召候旨被仰渡候由翌年正月四日江戸より御飛脚到來同廿七日御兩人様御發駕二月八日江戸御着同十二日殿様より北條安房守様を以彌六郎乗物御免の御願被仰上候處御願の通御赦免同十五日公方様え御目見首尾好御勤被成候と斗左記に相見得殿様より御願書の御紙面も御誓詞の有無も不見得委敷古説の聞傳無之候義長様利哉様信有様御三代の中義長様は御證文御番以來八度程江戸え御登と承候へ共此御代市出生の年六月御遠行且又長年至ても御乗輿の儀心不付老人え不尋候故不存古記も見當不申候利哉様信有様御兩代は御願の御沙汰もなく御馬上にて御勤被成候義顔様御乗物御赦免の御願並不及御誓詞儀寶永年中の御先例と相違は御一門と御家老御用人とは品格別の御身分故の御事歟又時世の御風俗歟公儀趣不案内の子が知事には無之候。

義長様御代盛岡御屋敷の御風俗聞傳候趣左の如し。

義長様御代御側御用勤候松田忠右衛門中林茂太夫○中林は中居林役名を御用人

とは不申御次頭と稱し義論様御代迄相勤申候朝夕の支度は長屋にて仕候其比は盛岡御城にて今の御用人を若御老中と稱し右兩人は表の若御老中同然の威勢見得候由。

一義論様御幼少より御傳臣新田半平小十郎中館平太夫勘兵衛中館作十郎中左衛門

右三人の加に中館覺太夫祖父甚右衛門義長様御幼少の時御傳臣を勤御成長に至

の加に被仰付候由何も葛籠夜具身附の諸具は御小姓部屋の二階下置髪月代も御小姓部屋

にて仕廻朝夕の支度は御次頭の長屋にて被致寢起は御次被致候由。

一御次衆は朝五ツ前御次の間え相詰申候義長様御代は表御居間より奥え御通路の御廊下御陣太鼓を被鈎置朝奥より表え御出の時太鼓を三靜御打御居間え被爲入來と御呼被成候時御次え一番詰候人罷出御用を承り其次被爲呼候時二番詰候人罷出候如此御次え詰候前後の列次第御前え出候様被仰付置候三度め被爲呼候時當番の人不居合遅罷出候へば御呵の御意は無之候へ共御用被仰出候御顔色不宜御見得被成候由猶更四番以下の人は御前え出候ても御無言にて御用をも不被仰付持を失ひ御次え退出仕候由惣て御役人の外御用被仰付候御次衆えも名を指



て被爲呼候事無之候へ共朝被爲呼候時度々一番罷出候者えは折節名を御呼被成候付朝御次え相詰候には互先を争ひ出候由稀も名を指て御呼被成候人は重き御褒美の拜領物仕候同然有難奉存彌御奉公志を勵し候由御客無之夜は五ッ頭奥え被爲入候爲御知御廊下の太鼓を御打被成候然共四ッ打候て御居間を仕廻申候奥え早被爲入候は御次衆藝事稽古仕候様と御底意故太鼓の音を承り書物の素讀軍書の講談疾方懸聲なしの兵法等の稽古所は臺子の間空穗の間を御貸被成御次頭え時々見廻被仰付候御小姓衆え晝は替々二時づゝ手習の御暇を被下五日一度づゝ手本の清書を御祐筆え見せ直しを得申候出精仕候者えは時々筆墨紙の御褒美物を被下無情にて或は晝寢或は悪狂ひの徒仕者をは朝夕の支度と自用立候外は朝より夜の御仕廻迄御次の間を不爲立退爲詰居候様と御次頭え被仰付候由夜奥え被爲入候以後惣御小姓衆物讀疾の稽古を仕廻臥候様には是又御次頭致下知候御次頭より申付候他所え御使者の御茶の間衆御徒御給人の表御使御屋敷え歸り御返答申上候時は御配膳のより御次の間え入候敷居際居候て暖簾を少開て顔を出し御次頭え口上を申述候卒爾御次え入候義不罷成御格法也。

一御番所は御取次衆貳人平番貳人御給人一日一夜替朝五ッ前より相詰朝夕の支度と自用の外何も詰の間を不立退居申候年始端午には五拾石以上の御給人五人遠野より被爲呼平番より座上詰居申候詰番と稱す御客の御用は御取次衆帶劔て直々御前え罷出申上御格法候へ共先御次の間て御前え出候由御次頭え窺ひ御次扇子を拔置罷出候御番所より御客無之夜は四ッ時御番人まいら戸を閉御取次は御小姓部屋の二階下え行致休息候。

一御茶の間ば御家老御目付小道具頭一人御茶の間衆貳人御番醫貳人御祐筆一人判番一人是は御屋敷中の貴賤男女私用御用共に他出の時下御門を出る改判を渡す判を受取通し申候惣て御門往來は夜五ッ限の御定にて五ッ以後は御用の外私用に出入候義御停止被仰付判番も請取人も五ッ限に仕廻申候利哉様御代御屋敷詰の人数御減少の時常判番被相止薬師の御祭禮御茶間番の御同心壹人坊主三人御草履取貳人何も朝五ッ前より詰居申候御用の間御物書は御用ある時斗居候て常は表御長屋に居申候御茶の間より御居間え御通り候御客無之夜は御家老御目付五ッ限退出其外は四ッ打候て仕廻申候。

一表御門番は前々より遠野御番組御給人十五日替勤來候由此時の下番人候哉小三



郎と申者數年定番を勤居候故、諸人定番小三郎と呼候由申傳候、利哉様御代に至御番頭小向次郎兵衛新田傳四郎え被仰付候、其比迄の御番屋は屏風もなく火鉢もなく四季共ふみだん前の大戸も出格子をも押開き小路を往來する人の目見得候様に、出格子際終日詰居、極寒、雪吹の入候を袖にて打除、く烟草盆の火入にて手を煖るより外に火氣無之故、惣身凍て面躰うるみ色、變り勤居候を予眼前見申候、正月元朝より六日迄御納戸より高屏風大火鉢出候を勝手往來の方え立廻ふみだん前の戸際え火鉢を置、七ツ限任廻申候、或年極寒の時節利哉様御他出御番人の様子度々御覽被成、御家老衆え被仰候は、前々より屋敷の格法とは乍申、古人とは違ひ精力弱き當世の人性にて寒氣の防なき迷惑斗にも無之、必病氣發可申段不便の至候間、内々忍分の屏風火鉢令容赦可然候、其方共も同意存候は、く此旨致通達候様と被仰出、其後龜相成、屏風火鉢出候故以前より冬の勤一廉快成候、上火の本用心氣遣の申立も有之候哉、火鉢代、爐を切冬はふみだん前の大戸の方え屏風を立廻時々爐火身を煖、勤さへ前々の御番人に比較ては大名成たる程の安閑と見得候處、猶又近年至出格子え風雨防の障子付候由承及候。

利哉様御代、重御道具の内御藏より紛失付色々御穿鑿被成候へ共一向行方不相知候、依之御屋敷詰の貴賤御用私用共、他所え遣す諸色え印判の切手を相添出候様と被仰渡、其切手改人は御徒御給人替々一晝夜づ、御門え詰居相改無切手の物は御用ても堅通し不申候、此切手は五日限に御目付迄上申候、其番所は下御門番の御同心居所の内内馬場方半間程板にて圍ふみだんの方切手を請取小窓を切開無袴にて刀夜臥候時斗持參して上々様御門御往來も下座不出罷有候様子、囚人の如、見得申候故か其後居所を表の方え御移し、番人は袴を着し晝も刀を持參仕上々様御往來はふみだん前え下座仕候故、番頭と見得申候、予も年若の時其兩番屋居候て勤申候、信有様御代、至切手の通用相止申候。

一 往古より盛岡遠野兩所の御臺所御端下女兩人づ、被差置、搗麩御清汁等の御用を勤居申候、毎年極月十二日夜は御屋敷御破損長屋にて、山神御年越御祝義有、此夜御臺所頭御端下茶一袋爲持候て御破損長屋え行、其女酌を爲、執盃の取替し仕候御佳例有來候處、正徳年中御儉約御吟味の時兩所の御端下被相止候。

一直榮様御代、奥様座當を被爲呼淨留り被仰付候時、奥女中え親類縁者の御徒衆御臺



所より奥の御下居え行其女中逢て陰聞<sup>カケ</sup>參候由申候へば、御中居近<sup>カケ</sup>案内して漬物焼餅などを出、御端下共御茶を調<sup>タテ</sup>くれ候を飲上留り終て長屋え歸るを、御役人見聞候ても前々より右の通故咎制する事もなかりしと也、義長様御政務以後御用の外奥御役人え相伺、表奥御料理の間境敷居を隔て出逢歟、御末の御寄附え行御末御番人を頼案内して女中を呼出、用儀を對談仕候様と被仰渡候。

一直榮様御代迄前々より御奉公人酒を飲候儀御構無之候故、御徒大勢の中、醉狂の高聲度々御長屋を唱し候人有之由、義長様御政務以後酒御停止被仰付、御用酒の外懐中の酒入をも下御門にて堅通し不申候、然共御徒は御切符貳駄の小身にて御屋敷常勤の御奉公仕候故、御容赦の思召にも候哉、毎年春は花盛の比花見の酒宴一夜、秋は八月十五日夜月見の酒宴四ツ限御免被成慰申候、四ツ半過迄騒<sup>ウツ</sup>鎮、不申候へば、御目付より制止の使を越申候、此例永不絶御代々兩度の酒宴御免也、予年若、時部屋住替り當番にて盛岡御屋敷え始て參上の比、表御長屋詰の衆手水湯を沸、御亭の御釜の弦、刀瑾の様なる切付痕二、三有を不審存、功者の衆え尋候へば、昔の御徒鳥屋部平

右衛門と云人醉狂の戯に刀の刃を見よと云て切付たる跡と申傳候由語るを聞、年若の心にも酒禁制の被仰付、御尤の御事と奉感候。

一直榮様此御屋敷え御引移の始迄八戸御座被成候時の如く、御式臺え御客來の御取次人は御式臺え近、御座敷御徒衆兩人づゝ詰居、袴をも不着側置、日暮の慰に或は箸を削、或は手遣ひの髻<sup>モトヒ</sup>を捻、或は自用の履物を作り、嗚<sup>ウツ</sup>の御案内有時、衣裝の塵を打掃ひ袴を着し出候由、其後直榮様御城御用席え御出勤以來、前々より御客の御出入多く成候故、御徒四人袴を着し御番所に詰居、御取次勤候由、其比の御徒は銘々地布の太麻袴一具づゝ持四季共着し候へ共、肩衣は不持故、五節句御祝儀の御酒頂戴の時、着用<sup>ツル</sup>の古辰子肩衣二具寄合に置替々着し御茶の間え罷出候躰故、猶更上下は所持不仕、五節句或は規式の御取次には御貸上下を着し勤候由、御寄附え御禮、御出の御客を他の御高知方の御取次は、小御扶持の衆迄様付に呼懸候へ共、此方様では御高知御老中をも殿付に呼懸申候、其子細は御當家の御知行南部様御領内より御分地は無之、南帝様<sup>吉野天子</sup>より御拜領被成、代々公儀え御直參の御家故、三戸八戸御双方の御家中互、殿付に仕來候、天正年中九戸亂の時御當家十八代薩摩守政榮様御代、信



直様の御頼依て三戸御城下の御假屋暫、御座被成候比、八戸衆三戸衆、殿付に呼候を氣の毒存候哉、八戸衆を殿付なし、呼候故立腹の口論度々有之由、信直様聞召三戸御家中衆を以の外御呵前々の通會釋仕候様と嚴敷被仰付候由、廿一代清心尼様御代至、利直様より壹万貳千五百石の御印紙を始て被相出打續て直榮様遠野え御引移の時、又利直様より御知行の御印紙被相出、南部の御陪臣致落着候得共、前々の御家風不變、直榮様御代も御客の呼懸も双方御家中出會も如以前、御高知御老中共、殿付に唱來候處、義長様御代御高知御老中若御老中は様付、其外は前々の殿付、唱候様と被仰付、御寄付の呼懸も常の出合も右の通、唱申候處、享保の中比より敬ふまじき程の人をも様付、呼候詞時行出、傍輩えも盛岡衆えも様を付て呼候人多し、此方御家中内輪の儀は敢、御家の御難も不可有、盛岡の小身衆え様を付て呼候儀、御當家の御先格を取失ふ不忠過敷、敷事也、然共時世の風俗なれば無是非事に候。

一 大手惣門御番人は、前々より上番は御物頭、下番は御同心三人づゝ被差置候、殿様御門御往來の時御物頭え下座請の御會釋は無之候得共、義長様御代の御物頭新田茂左衛門は體高骨大にて肉厚、大釣髭の逞しき男体、殿様重信様の御目とまり候哉、當

番々の毎度始て御通り被成候節、髭と御直の御意御座候由老人の申傳を承候、上番の下座は御高知御老中御用人え斗、仕來候處、信有様御代享保年中、中之橋御門、日陰御門番の如く上番も御勘定頭以上の御役人え下座不仕は不叶、差支有て御物頭の代三十石以下の御給人を上番被差置候。

一 前々より直榮様御代迄當世の如く始て御役被仰付候人血判の誓紙仕候儀無之、金錢御米穀を取扱ふ御役人請拂の差引勘定なしに勤候由、其右説、遠野御臺所頭是河伊兵衛助右衛門先祖勤候節、御臺所にて御賄被下候御扶持米並所々え渡し、米不足の時は我家の米穀を取上、償之我宿にて飯料不足の時は預の御米を出、御用私用を混雜、勤候へ共差引過不足の勘定もなく前々より勤來候處、義長様御政務以後、預物を取扱ふ諸役所え一ヶ年限諸拂の勘定目錄差上候様にと被仰付、勘定寄會日は御横目を檢使に被相出、御役初心の誓紙も此時始り申出、何御役を被仰付候人候哉、血判檢使の御横目え申候は、今度被仰付候御役勤中御後闇事可仕かと私心底を御疑敷思召、前々の御役人え不被仰付誓紙を被仰付候にて可有御座候、上の御疑ひを得て相勤候儀甚非本意候間、御役御免可被下候、御意違背仕る御請を無調法と思召身帶御取



上被成候共不及是非候、此旨御披露頼入候由申候へば、御横目挨拶、それは御手前の了簡違の御請と存候、御前の御目先を以御役を被仰付候人の心底を御疑敷思召、此誓紙を上より押て被仰付候事には無之候、御役を被仰付候人は其主役を陰陽の私なく正直可相勤と存る心底の實を現顯し懸御目顯様無之故、其證據を書面顯はし差上懸御目主人への御禮義、且又我心無怠、の爲彼是血判の誓紙を手前より差上事候、たとへ誓紙を千枚認差上、何役を被仰付被下度と願上候ても心底疑敷思召人え望の御役を可被仰付事には無之候、此段熟と被致思慮列座の御役人も血判被致候間、無辭退血判被致可然と存候由教訓仕候にて理合會し、血判仕候由古人の咄を承候。

一 御當家諸士御目見の格も列座も前々より新田中館澤里小笠原右市。

右市養父奥瀬飛驒殿は、南部御家中奥瀬殿本家の弟也、御當家十八代薩摩守政榮様え御懇意にて度々根城え御出被致御相手候付、政榮様被仰候は三戸え御奉公の御望可有之候へ共、手前より飢寒の苦勞無之程致宛行客分、可仕置候間、手前の家中成彌心安被語候様と被仰候へば、飛驒殿被申候は忝思召大慶存候、三戸え仕

官致候ては手膝を折て窮屈可仕と存兄弟共えも相談不仕居申候間、思召任御家中成世を安閑暮可申と被申候故、先四拾石進候不足に候は、追々加増を可進と被仰、且又飛驒殿内義早世後妻無之付、政榮様御子懐妊の御妾を後妻被下出生の子女子ならば此方え返し、男子ならば御手前の所存次第養子可被致候、若實男子出生候は、此方え被返候様と被仰合候處、御男子出生依て、飛驒殿被申候は後々私實男子出候は、致庶子、今度御出生の御子を直々私家の嫡子申請度と被願上被致養育成人の名を小笠原奥瀬の本氏右市と稱當時の茂作先祖養父飛驒殿御客分被仰合候故、御規式の御目見には澤里殿次被出、猶又右市は政榮様の御實子故子孫代々遠野え引越候ても右の通の由。

其次御譜代衆身帶列小身迄相濟其次、新參衆身帶の大小不依御當家え被召出候前後の列次第罷出候故、新參は御家老を勤候人も重御役を勤候人も、御譜代の小身衆より後出列座も下座居候故、御役の威勢もなく主役の勤所存の如く届兼候儀有之由、御譜代衆は亂世より遠からぬ時代の人故戰場えの御供出候は、身命を不惜御馬前て潔討死せんと思ふ心は猛く候へ共、十人の中七八人は無筆文盲にて思慮分



別の入御役を勤る才智有人不足故、器量有浪人侍を被召抱御政事趣の御役を被仰付候ても右の御家風を心外存身帯を差上御家を立退人有之付、直榮様御代始前々よりの御家風を御改被成度思召候得共、新田より御入人故御家中の所存に不合違背の御請申出君臣不和の變出來候ては却て御家の大事にならんと御遠慮被成、御身様御一代其御沙汰を被相止、義長様え其旨被仰合御改の御沙汰を御讓被成候由、延寶二年正月、直榮様御遠行の翌年八月御側御用勤候松田忠右衛門中居林茂太夫數年神妙相勤候付本知五拾石え倍の御加増を被下御次頭被仰付候、惣御家中え被仰渡候は向後御譜代新參の無差別御役の高下と無役は身帯の大小次第御目見前後の格を御定被成候、列座も可准之、御目見の列は新田中館澤里御家老御次頭御番頭無役の百石より六十石以上其次御町奉行御横目昔は御目付を御横目と云御賄後に御勝手と云無役の五十石以下段々身帯の大小次第可罷出候、此格法我等一己の思慮を以申付候事は無之候、御先代御改可被成被思召候へ共、御差支之義有之被相控等え被仰置候故、若存念不相叶者は御暇を願早々立退候様と被仰渡候へば、何も奉畏候由御請申上、御譜代衆大勢の中心底の無歸服人も可有之候へ共、御暇を願上候人も

無之由、是より前奥様附米田十右衛門北御家より參候時此方様より三拾石被下、御家來並成候得共、奥御役人と云名目の御役列は御入不被成、諸士の身帯格被仰付候由、此以後元祿年中盛岡御城にて御吟味役と云、御勝手御用趣の新御役人被仰付座列は御目付の上御定被成候、此方様でも御勝手方え御吟味役帶兼に被仰付座列も盛岡御同然被成候由、御勝手方は御金米穀の出納、御内々万端の諸御用斗、相勤御政事御用の御評議えは列座不被仰付候故、科人御詮義の寄會えも出座不仕候由、子が祖父市郎左衛門は、義長様の御代より義論様迄御勝手方御目付兼帶被仰付、利截様御代石橋半兵衛兩役兼帶被仰付、勤中御政事御用席えも出座仕候由、此外此兼帶役勤候人不承候。

遠き昔の御先祖様御代々の儀はいざ不知、御當家中興の御名將にて可被成御座と御家中舉て奉賞美、義長様御内外の御行跡衆人御勝被成候御噂老人の物語數多承候へ共、一々難、盡筆紙其有増を左記す。

一御政事の御用は不申及、輕御用にても卒爾不被仰出、幾重も御思案被成御快心の時御家老衆え被仰聞、其可否を尋御同意無之事、手前の思慮を被申上候へば、御一己の



御了簡を強て御募不被成、又々御思慮可被成由、被仰追て御思慮の趣被仰聞、御尤奉存候由、御同意の御請被申上候時表え被仰出候由。

一 毎朝御髪ぬいの御仕廻濟候を聞合、御家老御目付御勝手方爲、伺御機嫌御次え參上の節、二三日隔に御前え被召出、天氣の晴曇寒暑の御咄被成、其外當番中一兩度御夜食の御相伴被仰付御親み被成候由、此御底意は御前え罷出候義疎々敷候ては御政事御用の御内談に被召出候時思慮を不殘申上、御役を擔居候ても、邂逅罷出候ては御前御威光恐遠慮の心出所存の趣申上兼候儀も可有之哉と思召右の通被成候由。

一 遠野より御目付當番にて相詰候、毎度着日御次頭を始御次衆不殘御次の間を御拂、御居間え被爲呼、遠野御領の様子を委細御尋次に御家老御次頭え常々親しく出入候者は誰々候哉、御町人は誰々參候哉と御尋、其御答申上候へば出入仕る人の行跡様子を御尋、次御町奉行御代官の噂を支配下の者共何様申候哉と御尋、其御答の内無御分明義は押返く御聞届、以後退出の御暇を被下、其外當番中二三度御次の間詰居候人を御拂、御目付を被召出、四方山の御咄暫く被差置退出被仰付候由、是は御家老御役人を始大小の諸士行跡の善惡を申上候哉と面々覺悟を慎むべの爲、又御

目付の御役威光を御付、可被成爲の思召にて右の通被成候由、依之御目付の威光御家老同然、諸人恐候由。

一 重御役輕御役共、被仰付候人有之時は、遠野非番の御家老御目付致吟味入指の目論見書上候様と被仰遣書上候、紙面を御屋敷居候御家老御目付え爲御見、其方共も同意候哉と御尋、何も同意候得ば被仰付候儀無之由。

一 御役人は不及申、御次外様の御奉公人數年無疎意實貞勤候人えは御召、御紋付御小袖御上下御役立身御加増勤功の輕重依て被下、其人は云不及、衆人御奉公志を勵候様との思召にて右の通の由、勤功の無甲乙入えは拜領物も同様被下、述懐の心不發様に御手當被成候由。

一 御次衆の中けいはくを以、御機嫌を取人浮氣にしてしまりなく、龜相成人をは何となく御次を御免被成、相應の外様御奉公被仰付候由。

一 奥様は北古九兵衛殿御息女也、御入奥以來義長様御愛妾も無之故、御夫婦様御中御睦間敷、御座被成候へ共、和して流ぬ御慎深、御戯れの御口論をも承候女中無之由、朝夕の御膳後、御客來無之節は奥にて御茶被召上候故、奥様御手自御調被進候由、其毎



度御次頭と米田重右衛門北の御家より御供人長女中を御前え被爲呼、女中衆の通ひにて御茶の相伴被仰付、四方山の御雑談被成御茶終て表え被爲入候由、其比迄盛岡も昔の風俗遣り候哉、奥様は琴三味線音曲などの御慰は不被成紡績縫針細糸を御慰被成、毎年御袖二疋づゝ表え被進候由、右の通故女中衆御端下迄も自然と上の御風儀に作、御奉公の餘力は女の手業心を入候由、義長様御下召の御小袖をば御物師女中え不被仰付、奥様御手自御仕立終て御縫めを不殘御探り被成候以後、表、御納戸衆え被遣候御物師え被仰付候ては万一落し針など有て御身え障り此不慮の御痛所出來候儀可有之哉と御氣遣敷思召、御自身御仕立被成候由。

一義長様御慎の御心縣衆人御勝被成候義は、南部隨一の御大身と御博學の御智恵に御驕の御氣色聊も御見得不被成、御高知中は不及云、大小の御諸士え御會釋御身分よりは律儀に被成候故、先様も御城の御子様方え御會釋御同然に被成候由、○御生質御下戸故、御小盃にて酒二ツ三ツ被召上候へは、御のぼせ強く御苦勞の御様子御見得被成候へ共、上戸御客御長座の御酒談に御退屈の御氣色なく、御客の御心遣ひ無之様、御款待の御座興能御會釋被成候由、○若殿様信濃守御能御興行の節、御拜見

に朝五ツ前より御舞臺に御詰御見物の御座敷え御居被成候て以來、御中入の外御自用の御起居も御膝を御屈輪被成候、御身御動も終日御見得不被成候由、御白洲に詰居御能拜見仕、御町人共の中、氣の付たる者、義長様の御様躰を見留、下宿して中伴の者え語候は、御能御拜見の御高知様大小の御諸士の中、或度々御起居被成、或御膝を繁く御屈輪被成候御様子相見得候人多中、三五郎様義長様御事は終日御身躰の御動なく木像などの如く屹と御居り御座被成候を見上、傍目窮屈仕候、何様佛神の御生變りにも御座被成候哉と評判致候由、御屋敷え御出入の御町人御料理の間にて語候由、○江戸え御登の時通の御雇御鹿尺共御小者共え語候は、江戸御往來の旦那方被雇通の御駕籠數十度昇參候中、貫目輕き瘦形の御人にて、或御駕籠の戶外え度々御顔を出し、前後左右を御覽被成候も有、或御身の動、繁きも有て私共肩え障り甚痛み致迷惑候、此殿様は御肥滿にて貫目は重、御座候得共、毎日朝の御發駕より御休、御寓の御宿まで、御駕籠の中にて御身の御動、無之故、肩の痛む苦勞は一向なし、此度御供仕候付各えのけいはくに申事には無之に語候由。

一前々より御家御相傳の御軍用の御武道具、其外諸色の御道具、破壊の御修理は不及



申、御不足物を御加被置候品々數多の中、結構なる織物地の御夜具も數々有、又金縷今織地え武田菱鶴丸御紋を織付たる卷物、名香の奇南木上品の人參等、至迄御求、御子孫様え御讓の品々不少有之候由。

一延寶四辰年の冬於江戸大守重信様え方角火消番御成橋筋被仰付候節、御老中阿部豊後守様迄御内々御願被成候は、私義老躰の上持病致再發養生仕候へ共不得快氣、出火の時出馬成兼申候依之苦間敷候は、在所の一門八戸三五郎爲召登私名代差出申度候、此旨宜御執成奉頼候由被仰上候所、尤候間願之通可仕由、上意の旨御挨拶付、此趣江戸より被仰遣十月中旬義長様御登被成、翌年の春迄御勤四月中旬右御請取場御免御在所え御暇も如前々、首尾能被仰出候付、義長様えも御下向の御暇近日中可被仰出と、御前は不及申、御家中の諸士も分限相應の土産物等相調、道中小遣の金錢少々宛心懸、御暇の御左右を折角待居候處、四月十五日の夜、重信様より義長様被爲呼御意被成候は、在所え御暇被仰出候へ共、我等病氣今以全快無之故、遠路の旅行を無心元存爲養生、在江戸の願申上候へは、勝手次第可仕由被仰出候、依之八月中旬冷氣の時節、至御下向可被成と思召候間、其方も乍太儀八月迄爲致逗留御同道被成

度候、十万石の身帯にて万石以上の家中大名を治世の供、召連旅行仕候事世上無類珍敷儀也、老年の長病にて身体令勞衰、餘命難計候間、生涯の本懐被成度思召候、八月迄の長逗留家中の者共迄退屈し太義のみならず遣金等も不足の難儀可有之候間、先、六百兩御取替可被遣候、猶又不足候は、追々可申上由御意付奉畏候由御請被仰上、御歸御家老中館勘兵衛え右の次第被仰聞候得は、勘兵衛申上候は御下向御旅行の御遣金斗有之候外、御餘計の御金も多く無之、猶更御家中の上下何も八月迄詰居候遣金無支度にて迷惑可仕候間、御拜借金早々被仰上可然と申上居候處え、金奉行衆より勘兵衛え被申越候は三五郎殿え御前より勘兵衛え被申越候は、三五郎殿え御前より御取替金六百兩相渡候様と被仰付候間、受取人可被遣由申來、其趣相達御耳候へば此度は御金請取申間敷候、不足も候は、追て可申入由挨拶仕候様と御意被成候故、勘兵衛不得其意儀と存候へ共、任御指圖右之通及返答候處、翌朝勘兵衛え御意被成候は、八月迄逗留中の諸雜用金家中の上下え取替金共納戸金の内より先、五百兩出し候間、茂太夫忠右衛門より受取諸士下々又者共逗留中不足無之程分限相應、取替可遣由被仰渡候付、上下何も致安心無、差支八月迄詰居、無異事御下向の御



供仕候由。

一右の通御勝手御潤澤候故御家中の貧士在町の貧民拜借の願仕候者えは金錢穀物望次第安利御貸被下候ても猶御餘財有之候故不願上諸士中えも分限應じ御金御貸出し被成候其拜借を却て迷惑存る人も有之候由在町えは一町一村家數の多少應じ無盡元錢を御貸出し御元錢は在町の痛不成様連々上納仕候と御町奉行御代官え被仰付二廉諸民の濕成申候處數年を経候間此無盡過半破候中御村は不知御町には今以無斷絶殘候も有之由。

一凶年には御領内の四民え飢餓御救の雜穀を被下困窮の難儀無之様に御手當被成候太守様より御藏御領の御百姓共え御救の食物被下候得共此方様の御宛行より下足にも候哉隣郷の御藏御百姓共此方の民を羨間敷存候由。

一義長様は儒學軍學の書籍計御好にて御武藝は御稽古不被成様承候由申人も有左様には無御座候御兵法は新當流御鑑は法藏院流御馬は大坪流一ヶ月三度つゝの御會日其間にも御次衆御相手ノ御稽古無御懈怠御責馬も隔日暮々被召候直榮様程御達人の御名は不聞得候へ共若殿様信濃守御事御鹿獵の時御誘引の御出馬山野御

馬上進退の御鞍不危御見得被成候由御鷹野は直榮様の如く御好は無之候得共御肥滿の御保養がてら一ヶ月二三度つゝ御出御鐵炮か形小鳥獸の御得物え能御中被成候由若將棊御謠等も十人並より御勝被成候故何にても御好の御客來御慰み御會釋に御惑果不被成候惣て御藝事え偏に御なづみ不被成又御懈怠も無之由此時代御奉公勤候老人の咄を承候。

一義長様御内外の御行跡衆人御秀被成候御噂を世間にて評判仕候風説に彌六郎殿は孔子の門人十哲も肩を可並當世稀なる器量人と賞美仕る御名譽遠近の他國えも相聞得人口唱す流布の風説連々殿様重信様御事の御耳入御家の御光りに御重寶人と御滿悅不斜猶更御領内の四民は卑夫山兒カッに至迄恐悦して千鶴萬龜御長生を朝夕佛神え奉祈願候處美花の草木は榮茂の齡短く疾朽枯が如く吁哀哉義長様元祿元年三月下旬御病惱日々々々御彌留色々醫禱の秘術を被盡候へ共其驗なく六月廿八日御年四十八歳にて御遠行御家中大小の諸士は云不及在町の諸民迄暗夜の路次燈の消たる如く途方を失ひ就中諸士は御一子戌千代様七歳は御幼少故御家督の御首尾如何あらんと一入氣遣ひの煩襟心を痛る故是の悲歎何に譬へん様も



なし。

一義論様御忌中の日數程なく終て以後、御家督無相違御名も彌六郎と改候様と被仰出、重疊結構なる御首尾御家中舉て安堵の恐悦不斜、何とぞ無御恙御成長あれかしと朝夕神や佛え丹誠の祈願を掛、我身の齡更行老年を惜む心は聊なく、年月早暮行て御二十被爲成候を見上度、是のみ待居、御傳臣は御養育の御拵抱、義長様御存生の時御指圖御臨終の御末期前被仰置候御書付の趣を肝要相守勤仕、心を被盡候御家老衆御役人は、御幼君御代替の御時節故、御領内の御救道御屋敷の御家風御先代無相違様と晝夜心を安ずる間もなし、御幼少の御事故、毎夜奥御寢被成、御遊の御座敷は御機嫌次第奥表不定、時々四ツ以後迄も表御座被成候へ共、御寢の御格を如御先代仕、御氣詰りの御病氣など出來候ては無心元事候、御自身御政務の御采拜被爲執候迄は御心儘に仕可然と奥え遲被爲入候、夜は御茶の間詰の御家老御目付を始、諸役所何も御寢の御左右を待居仕廻不申候、御先代の御格相違は四限の仕廻斗、無餘義被相除、其外の御家風は御先代相變事無之候。

一御家督の秋、北古九兵衛殿御出奥え御通り、當番の御家老中館勘兵衛を被召出、お袋

様え被仰候は、彌六郎殿幼少候へ共大祿の遺跡御手入も、かく相續被仰付有難事候、就夫、身帶相應の御奉公被勤候、成長迄は暫間も有之候間、先代の御預、知行差上度由御願可然候、本知の外の御預、高候間上より御取上の御沙汰御座候ては、彌六郎殿外分甚不、宜事候、早々被願上候様と被仰候、勘兵衛申上候は、他の御預、高とは違、手前知行の内頼母え分地の願、依て御檢地打出しの高候間、御前え御取上不被成、直々當家え御預被成候由被仰出候、付、相續の節御沙汰も無之儀を、手前より差上候願は、即席御同意の御請は、難申上候、遠野え申越相役共、所存承候て可及御挨拶候、是非一兩日中不願上して不叶事も無之候間、それ迄御待被下候様と申上候へは、九兵衛殿被仰候は、上を重ずる彌六郎殿、御禮の願候へば、遠野御役人共も無理内談とは不可存候、遠野え不及相談事候間、早々願上可然と被仰候、勘兵衛黙してとかくの御挨拶不申居候得ば、彌六郎殿首尾能様と存候て及内談候儀を於無承引は、向後當家の諸用我等え相談無用候と御立腹の御様子をお袋様御覽被成、勘兵衛え被仰候は、九兵衛様思召を致違背、向後當家の用儀御指圖の御内談不被成下候ては、幼年の彌六郎殿爲、無心元候間、早々御同意の御挨拶申上候様にと再三御意被成候故、勘兵衛無是非御



同意の御挨拶申上候へば、即時奥え御祐筆を被召出御願書の御案詞下書御指圖被成爲御書如此相認明日御目付を以差上候様にと被仰御歸被成候、翌日御願書被差上候へば尤の願候間御預高返上可仕由被仰出、貳千百八拾三石餘被差上候由。

一元祿三年二月始、九兵衛殿御出奥え御通り當番の御家老名本を被召出、お袋様え被仰候は、殿様重信様我等え御内々の御意、彌六郎事無兄弟一人て家内寂敷可有之と被思召候、依之八戸屋敷えおけい様重信様の御娘御年五歳被遣、母徒然の相手御養育仕、御成長の比彌六郎え可申合候、此思召母並家頼共内存をも不被聞召、表立被仰出候儀如何敷候間、我等え内々にて申達候様と御意の由被仰候、お袋様被仰候は、御可憐の思召有難仕合、奉存候得共、御幼少の御姫様手前て御養育の御拵抱畏憚の遠慮御座候故御請は申上兼候、此旨宜様御執成被下度由御辭退被成隨て、御家老も右の趣申上候へば、九兵衛殿被仰候は、遠慮の辭退尤候得共、殿様御底意は彌太郎殿先祖彈正殿え伯母様利直様の御妹御入與より間も有之、段々御遠々敷被爲成候付、おけい様被遣前々の如く御親しみ厚く成候は、八戸家の威光も彌能可相成と有難思召を以て被仰出候儀を、餘り執し上強て辭退仕候義は却て御厚情の思召を徒仕る失禮至極の無調

法と思召、立腹の御訶御座被成候ては、彌六郎殿御爲不宜候間、御請申上可然と被仰候付、御家老えお袋様被仰候は、殿様御厚情の思召有難御事候間、御内意の趣遠野え申越、家中の者共えも申聞御請の御挨拶申上可然と存候由被仰候へば、九兵衛殿被仰候は尤候間、遠野え申越、早々御請申上候様と被仰御披被成、早速遠野え申越候處、御家中一同恐悅の由申來、右の趣九兵衛殿え申上候處、同十一日義論様えおけい様御縁組被仰付、同廿六日おけい様此方御屋敷え御入與の節、御供の御附人梅内彌五左衛門殿御局小川どの其外長女中御相手女中御端下彼は大勢被召連候由、彌五左衛門殿此方より中館先右衛門御加、兩人にて奥御用相勤申候、御入與翌日より御老中御役人御諸士中御引移の御喜御機嫌伺として御番所御茶の間御末え御出入の御客、且又御末えは御城の表奥並御連子様方より毎朝御機嫌伺の御使者、彼是御長屋前の内馬場五人七人往來絶間もなく、奥の御前えは御醫者衆、檢校、勾當、繁々御出毎日琴三味線の音晝夜不絶御賑かに御内々夥敷御物入を察すべし。

一元祿八年極月北九兵衛殿御見舞奥え御通、お袋様義論様御列座え當番の御家老御次頭を被爲呼被仰候は、彌六郎殿幼少にて大祿家督無相違被仰付候以來、相應の御



奉公も不被成候來年は十五歳に候間、御城下火消番成共被仰付被下度由御願可然  
 と存候此段遠野相役中えも申越同意候は、正月御用初御願候様と御相談付遠野  
 え申越候處御尤の由申來候故翌九年正月十三日右の趣御願被成候へば、尤の願候  
 相役は七戶外記殿御信様御舍弟被仰付候間致相談隔番可相勤由被仰渡候依之御  
 家中の上下火事場の働不案内故御内試ウチシの爲御相談江戸表火消の様子見聞たる功  
 者の衆と當時軍者と名を唱衆を御招數日の御評議大槩相濟正月廿二日御出馬御  
 行列書出來。

高灯燈 小道具頭 小道具頭 足輕 同 同 同  
 御纏 田中三右衛門 同 同 同 同 同  
 高灯燈 小者貳人 足輕 同 同 同 同

御目付 小沼仁右衛門 草履取 階子 小者貳人 御茶之間  
 及河善右衛門 草履取 階子 小者貳人 宇方七右衛門

籠長持 草六本 本本 小者四人 御茶之間 是川孫左衛門  
 水之 高灯燈 水木津 桶廿五 籠長持 水桶廿五

水之 高灯燈 水木津 桶廿五 籠長持 水桶廿五  
 江刺家彌助 小者貳人 籠長持 細引 御徒 米内武右衛門

高灯燈 小者一人 御番頭 庄兵衛 燈持 若黨 澤里孫右衛門と交代勤

高灯燈 高橋 安太夫 同 橋彌五右衛門 同 川原木 左助  
 同 川野 三内 同 米内 金兵衛 同 左郷屋善四郎  
 同 内田茂左衛門 同 小笠原 甚助 同 太田 半十郎  
 高灯燈 野右衛門 菊池 兵右衛門 御旗本御使番 與五兵衛 中高灯燈



同 小笠原 七郎助 同 同 断 四戸市郎右衛門  
同 木 村 小兵衛 同 同 断 河原木 治兵衛 同 小笠原治右衛門  
中居林藤八 鷹木覺之助  
中高灯燈

新田 半平 末崎 喜三郎 御持鐘 御挾箱

中館平太夫 御馬 玉懸十左衛門 松田嘉太夫 御草履取 御長刀 御茶辨當

手灯燈 馬 小者三人 又内押 河野理兵衛 草履取 中村 友卜

高灯燈 高灯燈 高灯燈 高灯燈  
同 同 同 同  
足輕 足輕 足輕 足輕  
以上 内 侍 三拾七人  
右之外

冲館半左衛門 森山佐左衛門 宇夫方長兵衛 工藤權十郎

候。 此四人替々壹人づゝ持筒同心貳人召連毎日晝夜御城下諸士丁町々廻番相勤申

此時の御臺所は高大にして門黒川邊より屋の棟見ゆる程高き箱棟え火の見矢倉を揚候故御城下は不及云四方の遠在迄眼前見下遠方の出火は早板木御城近所は板木と大鞍内丸は板木大鞍鉦三拍子のもみ合を打相圖の定法を火の見番の御同心御小者共え申渡し御供の上下えは御行列の立所火事場の働諸法度を委細被仰渡諸士えは革頭巾下々えは看判物手釘鈎繩かんじき白米五合袋入銘々被相渡候何も物始の御供故出火といはゞ他より先に走出んと晝夜股曳脚絆を不脱夜中も草鞋を結付臥候へ共始二三脚絆を不脱夜中も草鞋を結付臥候へ共始二三度の出火には兩所の早鐘矢倉の早板木鈴唱子早手木を聞や否や驚轉して心悸同部屋互に鬨なくと慄聲にて口走詞と違ひ可持物をも取落し草鞋緒も纏あへず栗石前え出候ても御行列の立所を忘却して那方這方え塀火事場近所え行詰て隣家え燬降懸り類焼の火勢炫に轟音を見聞彌氣逆上り場所え行我可勤主役を忘れ不都合の働する人多中に進退の見計ひ能働候諸士は火鎮御屋敷え御歸御廣座敷え被召



出御役人列座於火事場其方共働の次第御目付見届候趣相達御聞神妙被思召候由御褒美の御意申渡働の甲乙依て或鳥目或御吸物御酒を被下自慢の廣言を吐も有又火事場にて能働候人も御目付見外され御褒美を得ぬ人は立腹して御目付を誹獨言人も有又狼狽廻り働不埒の人は御目付長屋え被呼以來の心懸を被申渡甚面目を失ひ適大火事出よかし今日の恥辱を雪んと後日の出火を待人も有しとかや其以後度々火事場え出上下何も物馴て働功者成候由。

前々より御城下出火の時は御物頭御町奉行御目付斗場所え出被致下知御高知衆え定火消番被仰付候儀無之處是より以來御高知中え毎年駈出の定火消御番被仰付候。

一義論様天然の御生質御容貌御麗しく御様躰不卑御愛相能御心御溫和にて御短慮ならず御幼稚より御生涯中御相手の御小姓次衆御機嫌に障る過り仕候ても御立腹の御打擲一度もなく御年比より万事御長敷御高知中御役人御諸士衆え殿中途中にて御出逢御會釋御惑の御様子もなく御成長の向末御親様も御劣被成間敷御器量ならんと御家中舉て恐悅の月日も暮御藝事御稽古の御年比至て御鑑は法藏

院流御師匠大谷 御兵法は三徳流 御師匠中居林 御馬は一和流 御師匠佐羽 御修行無

作右衛門殿 茂太夫重常 内仁兵衛殿 懈怠夜は御詩作漢和御香會御囃子の御寄會は御自身大藏流大鞍被爲打彼是の御慰夜更迄も御座被成御仕廻以後表御居間御寢被成候故御本屋の諸役所も御床え被爲入候爲知無之間は詰居申候元祿十一年の秋御家老御役人内談おけい様御生質御庭弱にて御年比より御稚々敷御座被成候へ共來年は十四歳被爲成候間四五月の比御婚禮被相調候様可仕と御祝義の御入用物支度段々申付候處翌十二年二月中旬義論様御水痘御煩先御清快被成候へ共打續御病氣にて御針藥の御養生は不及申寺社の御祈禱神社佛閣え御立願の御代參甲州身延山えも御使者鳥屋部六右衛門被遣候へ共無其驗五月廿一日御年十八歳して御遠去お袋様御力落の御愁歎御家中の諸士は御別の愁傷のみならず御末期御後嗣の御願被仰上置候へ共後日の御沙汰如何あらんと彼是心は常闇の煩襟月日を送候處七月十二日山田大學様重信様の御舎弟主水の御一子彦市利哉様え御當家の御相續被仰付此方御屋敷え御引移被成御家中致安堵候寶永三年四月於江戸太守備後守様え護持院火消御番就被仰付候利哉様え軍役の人数召連罷登候様被仰付御供騎馬十騎惣人数貳百七拾人餘



にて、五月二日盛岡御發駕、翌年四月中旬迄御在江戸中無異事御勤、四月下旬盛岡え御歸駕被成候、此御勤に付始終の御入用金元祿判三千兩程御遣被成候由、其比風説承候。○御在江戸中御中屋敷あたご御本屋御座被成候、此節身延山久遠寺聖人江戸え御出府、谷中瑞林寺御寓居付、利哉様御見舞御慰勸の御出逢、御座候由、其後聖人様も此方様御屋敷え御見廻被成候を、御屋敷御近所にて見聞之、此聖人は御城御三家様御老中の外何方えも御見廻は無之處、南部殿中屋敷え御出は何様の子細ぞと不審存候由、其後此方様えの御見舞は身延山開基の大旦那波木井殿後胤八戸勘解由と申仁、護持院火消御用にてあの屋敷詰居候故、御見廻と段々世間え相知、諸人の疑晴候由。正徳二年盛岡御屋敷奥御座敷御修覆御普請付、御夫婦様遠野え御出被成候處、六月初旬利勘様御病氣御養生不相叶、御大病及て御家御相續の御男子様無之故、御遺跡の儀御願書被差上、同月廿一日御遠去、以後常穩院様奥様御事より御内々御願依て南部織部様重信様御末男御子善之助様え御當家御相續被仰付、御成長至て若狭様と御名改被成候。○享保三年十一月十五日太守様より公方様え年始御祝儀の御名代御使者被仰付、極月十三日盛岡御發駕、江戸表首尾能御勤、翌年二月中旬盛岡え御

下着被成候。○同五年盛岡御城御用席え御出座御加判御役列には無之候被仰付、御日參御勤中彌六郎と名改候様と被仰付、御名御改被成候、同十年大守修理太夫御代始御用席御出座御免。○同二十年五月下旬御病氣六月四日御遠去被成候。

一直榮様八戸より御引越以後も亂世の遺風未失、殊更遠野は山深き田舎故、諸人榮耀の奢を不知、無益の物を買求る人なき故、當世の如く色々の商賣物は無之由、御治世久敷打續き貴賤共衣食宅榮耀の物好は云に不及、無て事欠ぬ無益の物をも買求る奢の風俗に成、商賣物も色々出來買求るに不自由なき世と變り、爲之上下擧て困窮するは尤也、予が見聞たる遠野の分野を左に記す。

○しらぬ昔モトモト髻伽羅油のなき時代には、ふのりの煎じ水この手柏の葉水浸し鬢水に用ひ、在々人人はわらて髪を結候由、伽羅は江戸も正保慶安の比より當年より百出廿年程也出候由、其比の事も候哉、此方様御小姓衆え江戸出產、髪え付るきやら油と云物也と句きやら一曲被贈幸、其翌日見物事有て町方え被招候故、髪え付可參と存候へ共付様を知らる人無之、前髪を結候髻の結びめえ大豆程に丸めて付參候由、其後盛岡え上



方より賣きやら段々鬢下候へ共物始故直段高勝手不如意の人は求候事成兼候故、蠟と松脂え女の付油を加ひ手前煉を用ひ候を、遠野でも聞習見習脂きやらを付申候香脂臭髪とちあひ翌朝の櫛え脱候へ共、ふのり水より髪しまり有てよしと用ひ申候、元祿の始比より盛岡當世の如く大白きやらは無之候へ共、地煉の賣伽羅地捻の賣鬢出候て直段も安く候故、諸士は手煉手捻きやら鬢を止盛岡より買求申候、其風俗漸々下下えも移り當時五十歳以下の人はやにきやらをしらぬ者有べし、然共女はきやらを付ぬ物と申候て、貴賤共に蕪の油斗用ひ候處、享保年中の比より油斗付候ては髪しまりなくゆひにくしとて、下女端下に至迄きやら油を用る世中の風俗變り、女中きやらとて品々のきやらを煉出し賣候故、蠟の費昔より多き故蠟燭の直段高直成候は尤なる事也。

○元祿の末比迄遠野の在々にて瓜藍烟草などは作り候て賣出候へ共、其外賣菜園を作り候者は無之候故、夏大こんじんごぼうねぶかにんにく等も他所より請商仕候より無之處、近年至當所、在々て色々の菜園物を作り出す者多く、商賣大分出頃は八百屋も出差懸る急用も差支無之世中と變り申候。

○梨木は前々より御家中屋敷斗有て町屋敷は無之哉、御家中より町方え進物遣し候へは珍敷致、賞味有難山厚禮を申候、梨木敷持候諸士え調度と望人有ても賣出す義は侍に似合ぬ賤敷事の様存候て相對不仕致喰捨候、小御扶持人などの中、賣候を人稀有ても、買人え他言を制し忍賣致、相對顯して賣候を恥ヶ敷思ふ昔、風俗當世とは大變、申候、寶永年中至て六日町佐左衛門と云者屋敷裏え、接穂の梨の木四五本在其實を商賣出候處、其比は在々より商賣に持來るは山梨子斗故、佐左衛門梨子以外の揃賣申候、且又冬園を能仕置翌年の春所望買の者參候へは、犬ころしなどは一を拾文前後の直段拂候故、爲之身帶仕上候を見聞在町者も段々接穂の梨仕候付、當世は賣梨子の捌、以前よりにぶく成直段安成候故、勝手の濕ひにも不成就中町屋敷はさゑん物も木陰にて不宜入用あれば調候て仕ひ候故、段々薪仕候者も有之候由。

○元祿六七年の比迄御家中在町の婦人、麻布藤布紬などは手前て仕候得共、木綿を仕る女人は無之候、同十年以後よりそろく手前木綿仕出人間有、猶更絹糸を取候儀は一向不存候故、手の利たる御家中の婦人、細麻糸の嶋袴地え絹糸を交て織申候、其絹糸は盛岡え上方より下置候商糸を調候へ共、高直故幸便を以福島より買下用ひ



申候處、江戸より御尋人武兵衛吉兵衛と申者、武兵衛は綾織村田地家屋敷を持って百姓、紛居吉兵衛は家屋敷を持妻子をも引越致住宅、右兩人何方え參候哉、時々家を出十四五日廿日程過て歸候節、色々の商物を持參して下直賣候て十ヶ年計當所居候處、元祿元年春盛岡より御物頭御目付御徒目付を被遣御詮義御改出し、兩人江戸え爲御登被遂御詮義候へば、御尋の徒者相究南部え引下死罪可申付候、妻子住所は何方成共御構無之由被仰渡、武兵衛吉兵衛は盛岡於殺生場死罪被行候由、吉兵衛妻子は何方えも不立退直々穀町居申候福島者の山、絹糸取候も織様も知候故家中の婦人習之、同八九年の比より遠野て手前絹始申候、糸の取様は繭より糸を曳出しながら左右の掌て捻太竹え卷付申候、享保の中比より菊池道仲内義仕懸取と云を仕初以前の取様より殊の外果敢行候故、段々世間え廣まり近年は御家中町在々共手前絹の上手大勢生來、商賣の絹多く出申由、○絹木綿の地え汎織物は、正徳年中新田藤藏内儀上方て織出す汎織地の物を解し見てあやのかけ様を思案して織初被申候、其後縫物を得手たる女中針配の仕ひ様にて汎織を發明して紋がらを織出し候へ共、遠野にて汎織物の始は新田氏内儀也。

○六十四五年前迄は當所の町細物店は一軒もなく、筆墨扇子きやら油髻白粉等は云不及、櫛針なども盛岡え幸便を待て買求申候故、水引などは無之入念の進物など包表結はすわら染の赤紙を細裁て結申候、常の進物は白紙を捻て表包の上を結ゆひ留たる所え、紅か黒を少付て越申候、すわら染の紙も一日市町金十郎後稱常字より外當所に賣候者は無之候、元祿の始新田殿て進物包の急用有て赤紙調被遣候時、金十郎手作場え出家内の者共紙の置所不存、使の者歸候て間もなく來不叶、御入用候間、金十郎方之人を遣紙の有所承賣候様と被仰候由申付、從より人を遣し候へば金十郎歸候て賣上候由語候を予幼年の比承候。

○木綿は他領他郷の商人共市日は立前の町の正中此以前は左右の小中店と稱し、日店前に用水せき有除の假小屋を懸賣申候、其比は上染木綿一反の直段五百文、前後中下の直段も准之、上々の白木綿は三百六拾文位、中下直段も准之、其後當所一日市町金十郎孫兵衛關東え登、木綿を仕入、毎年買下し致商賣候。

○當所の町に細物店の出候始は、元祿十年の比仙台より境屋儀兵衛と云商人、新町上横丁の角屋敷を借宅仕諸色の細物藥種木綿等の出店を出し、御家中在町え詰拂の



貸商も仕候故、世俗仙臺店と稱、殊の外致繁昌候處、八九年の間、追年買懸りの代金、多内々て色々責付候ても返濟不埒、且又諸色々の商うすく成、店を仕廻江戸え登、御評定所え願上、公儀御役人様方より返濟御下知の十判と云御判物を申請罷下り、當所御町奉行え差出候に付、早々返濟申様と嚴敷被仰渡、日數十日斗の間、不殘相濟、儀兵衛は本所え歸り借人共より返濟仕候趣、公儀え御訴の爲惣名代、新町檢斷理、左衛門江戸え罷登候、其以後盛岡より志田屋又兵衛と云者、一日市町え細物店を出し致商賣、七八ヶ年居候て仕廻本所え歸申候、享保年中又兵衛居候家え盛岡美濃屋の出店新町盛岡大塚屋の出店、同町上横丁、槌屋と云者、木綿細物の店を出し候處、何も十ヶ年程にて店を仕廻本所え歸候へ共、其後新町六日町、古館屋の兩店出て金銭さへあれば、諸色の買物無手交、用事相濟遠野の分野昔とは大に變り申候。

○賣蠟燭も當地には無之盛岡て調候由、元祿の始柴澤よりあかし懸、久三郎と申者、妻子召連、當所新町え引越、蠟燭を懸御前御用も賣上、地拂も仕候、其比仙臺領より牛の膏を蠟にして懸たるを牛燭と稱し、一丁を三四丈程賣候あかしを持參仕拂候故、以の外時行諸人調之、本蠟燭は神前佛前え斗、用ひ牛燭斗、燈し申候、盛岡御屋敷御用も

御買上被成候處、四十年程以前より御家中町共に牛燭を忌嫌ふ世中、風俗變り不用、故商賣も不來候、其後鯛の油を蠟にして魚蠟燭と云あかし賣物に參、當所にも懸候者出申候、又脂あかしと稱、松脂にて蠟燭形に拵候あかしも商賣出申候、○昔は盛岡にも蠟燭不自由物候哉、此方様御屋敷ては御居間斗、御あんどん、其外は割松を燈し候故、御松あかしこと稱し、十四五歳の男女子御取上被成候由、其御用を勤候老女の咄を予幼年の時承候、其比は魚油も商賣無之時代故、御前ても御家中も知行取は百姓より粒荏を取上燈し候へ共、閉伊筋より商賣のあかし松大分參壹駄の直段百貳拾三文程候故、粒荏を賣其代にて松を調燈し申し候、猶更小身の諸士御町人共、夜中の用事は割松斗、燈し申候、天和年中の比より賣魚油濱通りの者致持參、三拾盃入一樽三百文程、拂候へ共、あんどんを立候家は、大身衆と御町の内富者より外は無之由、其後鮫腸商賣參候を調手前にて煎じ燈候得共、元祿中比迄、大方松を明候處、是又直段高成就近年、至魚油のふり賣五文三文分も賣候故、御家中御町の小借屋者迄皆方燈に成申候。

○貞享年中の比より盛岡て美濃茶の商賣有之候、由遠野は前々より諸人仙臺領柳津



世俗町中斗飲申候、其茶の中、真切とて色青く葉細なるを上茶と申候て珍客えの馳走、出し候、其比は何方も茶の湯時行、當地ても茶會の仲伴毎年宇治より茶壺を買下、慰申由、其子孫茶白茶壺を今以持傳候家有然共朝夕の煎茶は柳津斗、用ひ來候故、盛岡土産、美茶を貰候ても腹中え障り候とて嫌人多き依て、一日市町金十郎後稱、六日當宇治町十兵衛後稱、兵衛門望次第計賣、仕過分、錢を貨殖身帶仕上申候、其後美濃茶當所の世俗、久喜長茶と云を五文、十文分の小袋え入ふり賣、丁々を廻り望次第貸賣も仕候故、諸人段々飲馴、近年は在々の者迄美濃茶斗、好候て柳津茶を嫌候故、當所町、美濃茶を仕入、買下、商人出、柳津茶調候人無之、頃日は一向商賣なしと聞得候。

一 饗應の款待元祿年中の比迄と當世の様子大變り申候、予弱年の昔御家老衆御招請、婚姻の祝義振舞も客衆座着、即時貴家にて長鬘斗を出す如く腰高菓子盆え焼米か青大豆か栗榛、桃梨子の類、時節有合の物え切昆布を添、右の菓子無之時節は、糯米え小粒の黒豆を交へ煎たるを盛て出す、是を御手懸菓子と稱す、今以在郷にては與風懸菓子を出す、來る客えも有合の手は昔の遺風也、次、煮染の茶請を出、柳津の真切茶を出し、次、二膳引菜の料理を出し、飯後、鱈の吸物、銚子を出し、肴物五種より多く不出、當世の如く膳の前後、數々の吸物肴

入念の馳走、ば魚鳥の料理精進の調菜共、筍羹と稱し、常の平器より一倍大なる平器え大筍、輪切にして相應の取合、物を加ひ、二膳え据て出し膳最中の比、或は遠來の珍味か、或は時節より早出の珍物え相應の物を取合せ臺のある煎盤センパンへ入、箸と杓子を台え載、亭主座敷え持出し、正客より相伴衆え一人毎に身々に盛て進物を鑑物と稱す、未座迄不盛終、間は客衆箸を持直し、亭主勝手え退て以後飯を給候故、寒冷の時節は飯汁、菜物冷鹽梅も違ひ、夏より秋の末迄は膳部え蠅集り穢敷成候處、寶永の始比より此鑑物は相止、其代に蓋茶碗え盛出す時行ぜんば、鑑は物置の偶に隠居して人前え不出、油揚の豆腐仕る時斗、被用、昔晴ヶ間敷座え出て賞翫せられたる鑑物の美名を失ひ候事を器物の心あらばさぞ本意なく存、蓋茶碗を羨むべし、筍羹の大平物は予が未生以前より廢り候故、其器物を見て何に用ひ候と云事を知、知不審、存老人え尋て致承知候、此外昔入念の振舞、茶物の組引には、鯡の昆布卷、肉糍、カゴ精進料理、打豆汁、ズ、コオス交、コオス膾、巾着豆腐を不出、は疎略の馳走と存候、惣て魚鳥の精進料理共、切方鹽梅取合等、昔と當世とは大に變り申候、天和年中の比迄餘財の力有、人は宇治より茶壺を寄會下、重客珍客えは夕飯以後輕き茶菓子を出し、列座の人數を積り茶碗一え



物を出す事なし、濃茶を調紫の服紗を添亭主自身持出、正客え進て亭主退き、座中何も終て薄茶を銘々茶碗え調て出し候處、其後濃茶を銘々茶碗え調て出すを各服と稱、時行候は略義物の御老人の咄を承候、貞享の末比より當地にて宇治の茶壺を買下、人もなく、濃茶の馳走は絶申候、昔の後段は當世の如く挽抜粉の蕎切候義を不知、色黒く見分不<sub>レ</sub>宜、故薯蕷<sub>・</sub>麵<sub>・</sub>か<sub>・</sub>卵<sub>・</sub>麵<sub>・</sub>を出し申候、薯蕷<sub>・</sub>麵<sub>・</sub>と云は薯蕷<sub>・</sub>を摺、粳米粉をしとね麥そばの如く薄く<sub>レ</sub>のして切也、卵<sub>・</sub>麵<sub>・</sub>と云は切麥えけいらんを盛交へ出し、何成共好次第給申候、後段の膳後、吸物一度肴物三種斗、銚子を出し、亭主座敷え出て酒を進め、銚子を入客衆え袖土産の銘々茶子も不出、客衆坐敷を起被歸候准之、並合の振舞に歡待<sub>・</sub>の輕きを推察すべし、近世挽抜粉のきれひなるそば切時行候以來、後段は多分蕎切を用ひ、薯蕷<sub>・</sub>卵<sub>・</sub>麵<sub>・</sub>は廢り物と成、右二色を當世の人見候は稀なるべし。

元祿年中の頃迄輕き饗應の馳走、飭飯と云食物時行申候、碗え盛たる飯の上え花鱈打のり大こんにんじん皮、懸豆腐の皮、細織<sub>・</sub>に挽、青菜くるみ、陣皮なと盛、此盛様に式法の傳有本膳えも右の色敷を皿え盛、坪物か平器物か香の物で汁なし膳を出、寒冷の時節は暖なる清汁、夏は冷たる清汁を切立と云口の有器物え入て出し、飯え請て食する間、

萬菜の色敷は亭主の心次第出也、往古は客え恥をか、せんと存る意地惡き亭主は、飭飯<sub>・</sub>として飯碗の底え、柎竹などを細、削、堅横、格子入、其上え飯を盛て出し候を、客は不知之、常の汁かけ飯の如く給候へは色々の物を盛て飯溢れ、衣服の袴袴え落散、座敷を亂し甚面目を失ひ迷惑仕候故、小笠原の躰方、飭飯喰様の傳有、此振舞も漸々廢り當世の人、飭飯を知たるは稀なるべし。

○元祿十年前後迄大慈寺にての御法事御家中の法事共、諸家三十五日の法事共も酒を出し、就中父母の三十三回忌法事には導師の和尚被歸候ても親戚を留置、燒香濟位牌を寺え送り、佛參歸り、親戚を我屋え伴ひ來り、吊上<sub>・</sub>の祝儀とて魚物の吸物肴物を出し、小うた三味線にて亂舞の酒宴仕候處、元祿の中比曹洞宗の惣録より一宗の寺院え酒禁制の掟申來、門外の柱え葦酒門内え不可入と書たる板札を打付置候より以來、檀家の法事酒を不出、三十三回忌の酒宴も相止申候、他宗の法事は前々、不相替酒は出し候へ共、卅三回忌を祝ふ酒宴は無之様に聞得候、右の通古今の風俗大變り申候。

○八十年程以前迄は盛岡も菓子屋は無之由、義長様御代の末比迄御屋敷にて御饗應



の時御客衆御坐着候へば御手懸菓子と稱御腰高御菓子盆え御手前をしのせんべひか、或は糯米え小粒の黒豆を交て爆たるを盛、或は時節有合の木實などを御出し、御膳後御宿え御土産の御銘々菓子は、おさすり吹たをれ餅とりくるみ餅割くるみ、栗はしばみなど盛交御次坐の御客えはきんとん、火打袋ひらたなど御出し被成候由。

おさすりと云は今の柏餅也、吹たをれと云は餅を玉子形にして熬大豆粉を表えくるみたるを云、とりくるみ餅とは玉子形の餅えとうし小豆を表ぬり付たるを云、火打袋とは大團子の中え小豆を入、表えも小豆をくるみたるを云、ひらたとは火打袋を押匾たるを云、何も八戸ての御菓子の由當世の菓子に比較ては物からは鹿相に候へ共、其時代は大白砂糖百め入の曲物七八拾文位に調候故御菓子の味は今の菓子屋の蒸菓子より旨く候由。

常々御心安御出入の御客與風御出の時御下戸候へば、御高知衆えも麥粉そば粉の串焼餅え砂糖味噌を澤山入て御出被成候由、貞享の始比京都より笹屋と云菓子屋、岡岡の上盛え下り京町にて干菓子蒸菓子を拵賣申候、上千菓子の袋えは落雁、松

風卷せんべいなどを入、中下の袋えは入、不申候蒸菓子も饅頭羊羹餅雪餅より外は不仕候故、此方様御屋敷にて御振舞の御馳走御菓子も利截様御代迄は右の通り外出不申由、其後段々菓子屋の敷も出候へ共、享保年中六日町え菊屋と云京都下りの菓子屋來て、干菓子蒸菓子共色々見事成手際の菓子拵出し申候、菓子屋の無之時代には常けんどん屋も無之故、御振舞の後團御晝食には切麥そば切御手前の御料理衆仕上候へ共、そば切は挽抜粉のなき時節故、色も黒く出來も不、宜に依て、御成或は重き御客等えは薯蕷麵を御出し、御頭御客えは切麥そば切そくしん、うき、を被進候由。

そくしんと云は小團子の正中を指にて少窪め小豆え入たるを云、今は世俗毬團子と稱す、直榮様御息女様方の内御幼少にて呂律の御廻り兼候比そくしんこと被仰候を、女中衆御愛らしく存何もそくしんと唱候言葉御家中え流布して、盛岡御屋敷遠野共、皆そくしんと唱來候由、うき、と云はそくしんを味噌汁え入煮たるを云、今はそくしんをうき、と稱し候。

盛岡さへ右の通候故、猶更遠野は昔より菓子屋は無之候へ共、何方より習候哉元祿



の中比より色黒くしはびたるまんぢう雪餅かま焼などのふり賣菓子を重え入町の童子共呼廻り申候、其後あげ焼と稱、甲ノ鉢形七寶形の鎔鑄にて焼たる菓子をも賣申候、又岩谷堂町にて拵候でんちうをこしと稱、四角なる切をこしの縁えふくりん鏝の様に大豆をこしを薄く卷たるを請商には仕候へ共、當地にて拵候者は無之候。切をこしも他所より請商に仕候處、元祿の中比穀町源右衛門と云者、始て拵賣候を自他領の旅人宿への土産に調候故、遠野をこし屋源右衛門と名を廣め此商賣にて身帶仕上申候、それより段々拵賣候者多く出申候○挽割米のをこし御家中にては八戸に居候先祖より仕來候故、大身衆は正月禮者え出す銘々菓子に挽割米を鍋にて熬飴え煉合え三角形にして厚さ貳三分程に切候を駒の膝と稱す、其後かたえ盛たるをこしも仕候得共、賣菓子には無之處に、享保の始より六日町八兵衛と云者、柏葉のかたえ盛て賣初自他領え能捌候故世間にては段々拵賣候者く多の字愆字か出申候○せんべいも當所には賣物に無之候、御家中にては八戸に居候先祖より仕來り、年始の禮者え出すせんべいは手前にてをし、小身衆は盛岡より調申處、享保年中より當所にては賣せんべいをし候者所々に有。

○昔は年始諸士の禮者え出す菓子はせんべいをこし紛取大豆干栗豆柿切昆布を腰高菓子盆え盛交出し置、在所より來る禮者えは右の通銘々え出し端懸、粽を結ぬ家にてはせんべいほど薯蕷切こんぶを交て出し申候、法事菓子はせんべいをこしきんとんひらた雪もち油あげはしはみ豆柿など盛交出、申候其後あん餅けんひもちなど稀、出家も有之候へ共、蒸菓子は一向無之處、盛岡菓子屋のくはし見習蒸菓子も段々拵出候、然共今世の如く見事なる形の菓子は無之候、寶永年中比迄御家中より町方え進物、遣菓子、赤飯か火打袋をしげ盆と云器物え入て越申候、しげ盆と云は飯次より大、行器ゴツカイの足なき物候、それを紅染の戻子袋シジ或は麻の染糸を拵網トコメの様丸く敷たる網の口え紐ヒモを付、緒を引通、或は絹以上の小切物を色々集めて縫交たるを表にして、裏は絹の無地物を付、候て袋の口え紐を付て縮を引通、小袋と稱ししげ盆を包申候、其比迄當所にて當世の如く木綿の染風呂敷を仕ふ人は稀有、今はしげ盆を不用重くはし、成召仕ひの下人在々の者共迄唐風呂敷を持ぬ人なし、依之昔、表包装袋は捨りたる世間の風俗大變り申候。

○元祿の末迄は豆腐屋三四軒有、何も當世くらべては堅豆腐候へ共、其中新町の代太



一日市町十文字ノ丹波がとうふ能候とて御城下諸人争ふて買申候。

○前々よりとてん賣物無之候故、盆前の市え濱邊よりてん草賣物參候を調手前にて煎じ施餓鬼入用仕へ共色黒赤堅を庖丁にて切仕ひ申候、元祿年中一日市町え他領より參候者暑氣の時節色白柔なるてんを切麥の如く突出し摺味噌かゝし皿茶碗箸をも雨懸にして市日は不及云、毎日御城下を呼廻り候を諸人珍敷存調候故、以の外賣申處其者病死以後暫く中絶、享保中比新町上横丁橋際居候彌七表、小店を茶屋構にして突出の白てんを往來の旅人え賣初、市日はふり賣出能捌候に見習脇にもてん賣出申候。

○前々より盆前は賣素麵を拵候者有之候へ共、常けんとん屋は無之處、享保の中比新町彌七始て切麥そば切の賣けんとんを四季共拵望次第無滞賣候故能捌候を見習段々常けんとん屋出申候。

○挽抜よきまのきたひそば紛は、元祿年中當所一日市町、大師田、仁左衛門と云町人商賣渡世せず、田地を多く持農業を専ら世話仕候者有、そば切好物故寒漬の蕎と挽抜の精紛を仕初段々世上え廣り申候、其以前は末秋より三月迄の食物にして四五月以來は

細そば切は不成物と存太はつとう斗仕候猶更冷蕎などは一向無之事に候。

一元祿十年の比迄酒屋共より一ヶ年の造酒御禮金上等五兩下等貳步づ、盛岡御勘定所え差上申候、上等は一日市町又助今の作右衛門等也、其外は皆下等也、酒直段大槩並酒一盃六七文、諸白は十文前後、賣來候處、元祿十年江戸公義より諸國の酒屋え五割の御役錢被仰付、御料は公儀え私領は御領主の御所務被成候故、遠野酒屋より上納の御役錢は、毎月御町奉行宅え酒屋共持參賣立の勘定仕出錢え目錄を添盛岡御勘定所え差上申候、其比の酒直段は拾七八文、諸白は廿文前後、賣申候、正徳年中、至右御役錢御免被成、直段も下直賣申處、近年御領内の惣酒屋え一軒一ヶ年の造酒高三百石づゝの御定法御勘定所より被仰渡、此御禮金錢差上候付酒の直段も以前より高く成申候。

一前々より遠野質屋は一軒も無之、元祿の末至て一日市町善十郎え始て被仰付、其後追々願人出數軒有。

一前々より當所鍋釜等の鑄匠は無之處、元祿の中比新町四郎左衛門、橋野、鐵山、運上願上鐵を爲堀切の高賣仕且又他所より鑄匠を呼抱置居宅の裏えどう屋を建、色々の



鑄物を爲鑄賣申候是遠野にての始也。

一前々は當地藥種店無之、醫者衆は盛岡仙臺或は船便上方より買下し仕ひ候處、元祿の中比新町四郎左衛門一日市町藥種店を出賣申候、是遠野にての始也。

一寶永年中迄紺屋は一日市町市兵衛新町上横町市十郎六日町角右衛門下御同の○心字を脱するか筋兵衛此四軒より外無之、何も手際不<sub>レ</sub>宜<sub>レ</sub>故御家中にては盛岡え遣し染申候、其後段々在町數軒出就中近年は盛岡にも手際劣らぬ紺屋出申候。

一元祿の始比御抱の紙漉與右衛門と云老人有て御用の間御證文紙などの漉かへし紙は仕候へ共、商賣の紙は漉不申候仙臺御領より東山紙澤山參候て、長幅廣當世の白石中大方程の紙一束七拾文位調申候、白石大芳も稀には參候へ共多分東山紙斗用申候、杉原紙は當所え不參候故、不叶入用有之時は盛岡にて買申候。

一前々より當所瓦を燒細工人無之處、元祿年中穀町藤吉他所にて習來、火鉢燈籠など始て燒出致商賣病死以後此細工人絶申候。

一前々より砂場丁え新田より行、横町と本町え六日町より行、拔横町は萩の違塀なく町往來、諸士屋敷見得申候、六日町新町の市日は諸士屋敷の垣際迄簾圍の假小屋を

懸、他領他郷より來、旅人え晝支度の食物、吸物、酒を賣來候處、享保年中御停止被<sub>レ</sub>仰付、兩所の横町え違塀被<sub>レ</sub>建置候、以來六日町より穀町迄旅人の晝支度宿數軒出申候。

一遠野町え入來、商荷物より町て取立候、荷ぶり錢七月極月湯屋の木戸錢極月市日十分一の荷役錢御取上の根元は遠野先領主阿曾沼下野權守殿時代、建武元年の秋より始、今以無斷絶、建武元年より寶曆十三年迄四百三十年也此外當所町にて荷役錢取立候事は無之候處、寶永年中盛岡御町人正月朔日より霜月晦日限入荷物役錢取立の運上御勘定所え願上取立申候、其後出荷物の役錢取立の運上も願人出取立申候、近世至て入役出役共に合て運上願上取立申候。

一老人の昔咄に我等年若き比自他領共子踊と稱、十二三歳の子共十四五人笠扇子あや、作り花など持候て時行小うたを笛太鼓小鼓にて囃踊専ら時行遠野にても御家中在町共踊申候、其踊は樂屋より出、時踊子の前後に年若男作り髭をして異相裝束先に立、人さあゝ、鶯踊が始るぞゝと高音云ながら出候へば、後の人のりつけおほゝと云て出、或は抓踊が始るぞゝと云て出、ば後の人こんくはいゝと尻頭をふり可咲げなる貌勢して出候を見物人笑どよめき申候、當世扮戲踊などに



並べ候はゞ誰も見人有間敷候へ共時代からにて是より面白見物世界は不可有と老若男女踊の場に推合。壓合居餘人樹上の枝屋の棟え上り見物仕候其比盛岡御屋敷にて御成の時爲御馳走。遠野の御家中在町より上手と呼るゝ踊子と拍子ハッ方の者共を被爲呼被入上覽候へば盛岡の踊子より上手にて面白被思召候由殊の外御褒美被成其後も御所望有て遠野より盛岡へ御呼御城え被差上候由予幼年の時承候それより時代推移り大守行信様御代かぶき御好にて今村權六云かぶき役者え八幡丁て屋敷を被下常芝居御免被成江戸並他領より役者共を招集め毎日狂言盡仕候見習盛岡遠野御家中年若の衆かぶきを仕候より以來御家中の子踊止申候故自然と在町ても不仕在々は獅子踊けんばい踊今以絶不申候此踊も往古より當所。有來踊は無之何十年以前の事候哉駒木村海上覺助と云者熊野參詣登候時京都の町辻て獅子踊有て大勢群集の場え行懸致見物面白存其踊を習國元え歸り村の若者共え教七月盆中遊日の慰踊候を他村の者共も段々見習聞習踊候由申傳候當時の心にて考候へは京都の人々様の踊を可仕事とは不被思候是は洛外の山家住居する年若者共歟丹波邊の者共鹿數多集り遊戯候を見て踊作り鹿の頭も形も異國

の獅子の如く莊り頭に角を付たるを鹿の證にして洛中え出て踊候て可有之と存候洛中の諸人は最靜溫和なる管絃の音曲舞樂など斗見馴聞馴音騒がしく卑敷田夫の踊は見聞ぬ事故其場え來懸りたる京都の人も諸國の旅人も段々集り見物するを覺助は京都時行踊と存候て本國え家土産と習候て可有之候けんばひ踊は元祿の始比氣仙て時行候を細越村佐比内村の年若者共習候て踊初申候。

一遠野にて囃子ハッの寄會往古より有來る方は無之候天和貞享年中の公方様綱吉御能御好て御自身仕手役を被遊諸大名衆えも拜見被仰付候古今共上を學ぶ下の風義は世中の常なれば諸家にて御家中の諸士え四坐の能役者より稽古被仰付舞拍子方の由御好次第御自身被成候も有之於御城御能御興行の節御老中御側御用人を始め諸大名衆御得手次第被仰付御舞臺え御出の義其比の御番付御名本見得申候此御時代南部大守信濃守行信様御新丸え御舞臺を被建置度々御能御興行被成候付此方様義論様御代も御手前御囃子御慰の御相手御次の衆え御能役者より稽古被仰付其他も好次第自分稽古仕候人も有之遠野ても囃子時行申候利哉様信有様御兩代共に御好被成候故段々稽古仕笛鼓謠の聲所々より聞得候處に當時の大守利哉



様御代始は度々御能御興行被成其後被相止御舞臺破損の御修覆も不被成春日の御能御舞臺も御破被成候付盛岡も遠野も囃子の寄會絶候處近年至太守様復御能御再興且又於江戸若殿様御能御興行此方様でも御子様方御仕舞御稽古の御寄會度々被成候故盛岡遠野共に囃子再興賑々敷聞得申候此囃子の咄をする間與風昔の事を思ひ出して語る也元祿十三四年の比此方様え御心安御出入の御能役者御屋敷え被參當番の御家老衆え被申候は御能の地謠段々老年成勤兼候者有之人數不足付御城下不及申在々の年若御給人をも被爲呼聲色吟味被仰付候依之此方御家中年若の中高吟の者も可有之候間呼上吟味可仕候武藝の御用などは違ひ御慰事の御用を表立被仰出候儀如何敷被思召候間拙者心得の様に各道中談候様と御内々の御意を承り参り候由被申候御家老衆御挨拶に奉承知候乍去此方家中は兼て謠を稽古仕候者貳三人ならで無之其他は不案内で御用立申者は有之間敷由被申候得者謠は不案内候共小うたても聲色方て承候へば吟味は成事候由被申候趣遠野え申來囃子方に心得ある衆え被仰付御家中年若の輩於御城聲色を聞御家老衆え申上盛岡え被遣候人數左の通。

中居林藤八二代メの茂太夫久米助祖父 中館忠次郎後福田小左衛門父稱す當小左衛門父

此兩人は義論様御代より御囃子相手の謠稽古仕候

小笠原八助後權右衛門と稱す甚作父

是は指て稽古不仕候得共囃子寄會の時地謠の聲繼は仕候

菊池忠三郎後五郎右衛門と稱す圓太夫祖父

男澤三八後半右衛門と稱す石左衛門父 水越喜太夫後小沼八郎兵衛と稱す仁右衛門父

此三人謠は稽古不仕候へ共高吟故人數に加ふ

右六人盛岡え參着先達て御内意被申聞候仁え爲御知被成候へば翌日舞臺え呼上地謠衆立合一人々々の聲色を聞届藤八身帶被尋候間百石と答候へば何も聲色致承知候先御屋敷え歸候様にと被申候故罷歸二三日過御内意奉りの仁被參先日御舞臺え呼上候衆何も本所え返し候様と御内々被仰出候由御家老衆え被申候付遠野え罷歸候。

一遠野てあやつりかぶきの見物芝居立候始は延寶年中の比歟江戸あやつり太夫虎屋永閑を御子様方御見物度々御屋敷え被爲呼御覽被成且又隼人正様行信様御幼



の時故、御慰の御手前あやつり被成度由て御相手、御家中衆を永閑座の役者共より人形の稽古被仰付候。付、彼是永閑御屋敷え御心安御出入仕候様縁を以御役人中え願上候は、御領内南部え罷下、御國の御子様方え人形の藝事を懸、御目奉存候、其序、御領分を廻り芝居を立申度由申上候へは、願の通御免被成致下向御領内所々て芝居を立申候、其時遠野ても三ヶ日御免被成候へ共、二月始の事故野間は深雪未消、芝居の場所無之、付新町檢斷太左衛門居宅の裏と左右の隣屋敷の裏え芝居を構ひ人形を仕し申候、伊勢熊野え參詣、登、江戸京て見物仕候者の外は始ての見物故、犬勢群集仕候へ共、三ヶ日中喧嘩、出火の騒動もなく終、候由、老人の申傳を承候、當世の心て考候得は、たとへ大守様より場所の御指圖有之候共、家籠の町屋敷裏え芝居を建候儀、御肯は被仰上間敷事と被存候へ共、古今、風俗大變、申候。○天和年中以前の比も候哉、篠塚半兵衛と云かぶき役者、中伴四五人召連、當地え參候、其比義長様御夫婦様此元御座被成、東善寺え其役者を被爲呼、奥様御覽被成候、付、御家中の大身衆御役人の妻子も見物被仰付、予が母も幼年にて參候由、役者小人數故、實方、悪方、女方、丹前方、どうけ方を一人て二役三役仕候、其日の狂言は小栗也、照年、姫引たる小栗の餓鬼は枕え

腰結を綱に付て引申候、當世のかぶきを見たる眼に候は、中々見られぬ事、可有之候へ共、始て見る見物事故、老長の女中衆扱も面白見物と何も褒美せらるゝを承候、今日見ぬ御家中在町の諸人、其評判を聞及見物仕度由、願上二三日御免て狂言盡仕候、其役者は何方から參候と云事も芝居の場所も幼年の時故、不存由、母語候を承候、其後當所あやつりかぶきの芝居致中絶、元祿の末八幡御祭禮の時盛岡かぶき權六座の役者共參候て芝居を立申候、其次あやつり四郎兵衛座を役者も八幡て芝居を立、其外他領役者參候時も有て芝居斷絶不仕候。

一直榮様八戸御座被成候時、前々より御家中知行取の諸士は毎年年始端午、百姓共え分限相應の振舞仕候、是を椀飯と稱す、遠野え御引越の御供仕候衆は當地ても八戸の如く椀飯を致し候、其様子は百姓も分限相應の禮錢を持參して節句の賀詞を申述、惣人數揃候時、同座敷え列居の所え正月は菓子餅かせんべい端午には粽の銘々菓子を出て膳を据、朝飯晝飯のを腹飽ほと食終、其飯椀て手造の濁酒を互強擠盛擠飲、最中の酒宴、左手打のざつくらふし、田うゑうた山うた、大黒舞、羅譯舞、刺鳥舞、妙音舞、思ひくの亂舞の酒興賑々敷、相濟て、其座上え地頭出節句の祝義、擬こぶくらの



盛にて三獻飲有難、と千秋樂をうたひながら座を立て、端五は、を袴の腰え刺添門前え出、那方え閑々、這方え徒々、千鳥足を踏直しく、やうく宿へ歸も有、踏次、踏て臥たる所を我家と思ひ水汲來と妻子の名を呼者も有、此振舞の根元は主人より拜領する知行の田島地方の上中下相應代金を地頭え上げ、春より冬迄一日も手足を休る間もなく辛勞して作り出す田地の諸役年貢を毎年取上、所務を以て主人え奉公を勤、家内の手廻を養ふ百姓に恩を報ずる謝禮の古風也とかや、御譜代衆の家々にて椀飯仕候を新參衆も見習ひ椀飯仕賑々敷節句を祝ひ來候處、世間漸々困窮成、地頭は節句祝義の入用物椀飯、支度彼是めんどふ成、百姓も禮錢探索不自由成、双方難義の世に成候、付三十年程以前、先當分椀飯を相止先々模様次第再興仕候様と被仰出候、それより以來當年迄も椀飯の沙汰もなく昔の年始端五に比較ては最寂々敷地頭より百姓え禮義の正道も歩れぬ世の風俗變り申候、然共萬物の盛衰は環の端なく循環が如し、將來又椀飯再興の時節も到來すべし、其間年始端午の賑か成し分野を眼前見ぬ壯年以下の輩え對し書置畢。

一 往古の人は心世話々々しからず、汪洋て紀憶強く一度見聞たる事は生涯不忘、且又

内外の世用も少き時代には御城御用の間、御留書無之、後役え段々申繼候にて御用相濟申由、然共後來の證據となる重、御用の御書付は盛岡御納戸藏の御秘書箱有之由、漸々末世成人の記憶も薄く盛岡御城より被仰渡候御用も御内々の御用も繁多の中、前々の事疑有て時々御用差支候儀有之に付、盛岡御屋敷は万治年中より、遠野御城は寛文中より御内外の御用御留書始り候由、義長様御代御祐筆所えも留書被仰付、彼是數年來の御留書諸證文夥敷有之前々の御用御詮義相濟御當家の御重寶と成申候、吁危哉、延享年中御屋敷火事の時、御祐筆所の御留書は燒失仕候へ共御用の間御留書は不思議、火災を逃、無恙殘候は大なる御幸と云ふべし。

一 義長様御代、御城の御曲輪え數度唐竹を爲御栽、被成候へ共枯て不付、稀根付候は笹變り候由、其より數十年過享保年中末崎和右衛門氣仙の人より根付の竹を他所え移し栽る傳を得て御曲輪の所々え爲栽候、中堀間の澤え栽たる斗枝竹程の竹三四本生候へ共間もなく枯、猶其外は何方も付不申候、當地は海邊え一日隔隔ち閉伊氣仙より地形高故寒冷の氣強に痛み可付兼と云人有、甲州身延山久遠寺の御境内は七面山と云高山の麓にて、地形高、駿河の海え一日路隔候間、寒氣も大概遠野似たる



土地可有之候へ共、方丈の御庭前にも坊中庭も竹藪有て深雪に推倒され伏靡たる様子の竹見得申候、然ば寒國の中も遠野の土地は天然陽氣薄く寒冷の氣、押勝勢弱、故ならん歟、竹を好、後世の人古人の裁て無功を悖無益の民力を勿費。

一 正徳年中の比迄毎年極月小寒の節、入候初日を中と大寒の終日と早朝水垢離をとる行人坊主三人迄同心下○迄同心下は上同心丁の誤字なるべしより下同心丁迄の町々を通り申候、三人の内一人は屋内御祈禱の寒の水くと打鉦をならし、其跡より一人裸ハダカで白幘ハシにて頭を包み、穉シけんたびを腰に巻一人は初尾の錢を取集申候、通より町々の家は前え志次第手桶水を入、桶の取手え三錢五錢初尾を結付置候處え、裸坊主立寄水交りの水をあび身躰紫色、變り通り候處、享保年中の比より此行人の通り音聞得不申候。一 寶永年中の比迄五町て去年始て婚禮仕候男の家え、翌年正月廿日同町の年若者共、若松の枝え紙四手を付けて先に持、其次手桶え水を入れて提、其跡立たる者共聲を揃ひ、かめはひのく若妻を持た、かめはひのと大太鼓を打はやし、其家の前え行、花簀ハナサシ殿え水祝ひと高音に呼候へば、簀は裸にて小みせ前え出つくばい居候天窓アマノマドより水をあびせ大笑して家内え入、酒興を催し賑々敷見得候處、享保年中の比より此水祝

も無之候、昔の人は天性氣力強く身躰丈夫て寒垢離も水あびせも病根とならざりし故ならん、段々人の性も弱く成自然と止たる世、中の風俗は是天命のしからしむる道理ならん歟、元祿の末寶永始比一日市町、花美の水あびせ兩度有、其行列の先若松水桶、大太鼓如例、かあはひのくと囃し、其次傘鉾三本、次十二三歳の踊子拾人計、其中女方作り髭の奴子も有、小うたウタ、囃ウタ四ツ竹さらすり、次、事仕懸の屋躰の内、檢斷治左衛門丸頭巾鹿上下を着し脇息ワキカサに靠り、笛太鼓小鞆三味線の役者を載、赤根染のはつひを着たる若者共引之、水祝する家の前にて色々の踊藝を盡し、其次鎧武者次、容姿可笑夫婦座當、次峰入の山伏五六人、笈を背貝を吹是より十間程跡、万石以上の大名初知入の行列、曲籙仕懸の大津馬え小姓をのせ口取兩人馬夫ふしのうたを叫、惣押への家老白髪ハクハツの附髪作り白髪麻上下を着、鞍馬乗、右惣人數穀町屯して一日市町えくり出、大工町裏町え押行、三度廻り申候、此見物御町奉行御目付衆を始御家中在々の老若男女御境近所の他郷他領の者共通り筋の町屋居餘、辻々群集、三本の傘鉾は其比遠野の町て富人と呼る、一日市町又助、彌左衛門長左工門正次郎など、云者共出し候由、其形は傘のづしえ武藏野、薄を分て出る月吉野櫻の作り花等を莊



り、傘の軒えぼけ染の木綿切、又さらさの木綿切を引廻、其中、扇、うちは、ふくさ、鹿子染の女腰結色々、切物ではき交たる、小袋鈴、風鈴を下、皆有合の物を以て莊り、近代神明八幡神輿の供奉、出、屋舩の人形など、くらべては事、輕き莊、物候へ共、時代がらとて前代未聞珍敷見物と當時の諸人は讚申候、右水祝仕候年中、兩度共大名成候者兩人共病死、且又町内六ヶ敷出入有之に付、其以後ヶ様の水祝を止申候、其比上同心丁も水祝、傘、鉾などは無之候得共、品數は大概町の如く仕候、然共惣行列の様子は町の十分一と見得候は尤成事候、此日兩組の頭衆妻子共に小頭宅え見物被參候、當世の風俗を以て考候へば御町は不及云御同心え昔の様成水あびせ仕候様と上より被仰付候ても御肯は申上間敷候、又年若者共昔の水祝より輕仕る内平の寄會仕候風説聞得候は、御町奉行も御物頭も心無用と申渡、猶更其身見物不可出古今の風俗大變り申候。

一問、曰一日市町被掛置候御高札數々有、其中盛岡御家老衆御連判の新敷御札は、駄賃夫賃御定法の御書面と見得申候、其外年號月付の下、御名判もなく奉行と斗書たる古御札は何も文字分明、不見得候故、如何様の義を被爲書候やら御書面の御趣意不

知候、奉行とは御町奉行の事候哉、當所の市中被掛置候御札の子細を一向不知のみならず、御札の數は何枚有と不見覺重々の過を不圖心付候へ共、御札の前足を止て不躊躇は文字の續、儘、可難見分、左候ては他人の往來を妨る遠慮有、足下御存知ならば有増斗も承知仕度候如何、答曰、御高札を被掛置候比世間の風説を聞傳たる老人昔咄を予年若の時承候趣は、徳河五代の將軍常憲院綱吉公、御老中え上意、諸大名御旗本の武家は何も儒佛の書籍を見聞、人道の作法は承知仕る身分候へ共、權現様より以來御代始、毎度大小の武家え相應の心懸を被仰渡候御法令、陪臣、至迄承知可仕候、其外の諸民え身分相應の心懸被仰出候儀無之候故、愚痴文盲の者共は人道の善惡を不知、衆人の災害となる悪行を行り重罪の刑罰被行候、其根元は兼日三奉行より口上の下知斗にて表立御掟不被仰出上の御過なるべし、古語不教して民を殺と云不仁の政道也、依之人間の身に専ら可勤行、正道の大概は如此心懸候様と指南のヶ條を高札え爲書、往來繁町辻え懸置廣、天下の万民承知仕候様被遊度被思召候へ共、無先例新御高札を今度始て被差出候故、先各え御内々の被及御沙汰候、何も於同意は表立被仰出度被思召候由にて、世俗の常に通用する御文章を和國の行文字え



平假名を交て書たる御箇條書を御出、三奉行並諸家の留守居え此寫しを相渡し如  
 此高札え書出し御料私領共諸人の往來多場所に掛置、在町の者何も御札より書寫  
 朝夕拜見之、任り其身守り行ひ候儀は不及申、子弟えも此趣能々教訓仕候様申渡、就  
 中遠國端嶋ヘトツに居る卑夫山兒シヤウキの文盲なる雜人えは、文章義理を口上て叮嚀テイネイ云釋、心底  
 爲躰認ノ、コ、ト相守候様、可申聞候、若此掟違背して衆人の仇と成、刑罰被行候者は自滅を招、  
 惡人なれば、不仁の政道不可有と被思召候、此ヶ條を致熟覽、増減の思慮於有之は無、  
 遠慮申上候様と被仰出候、御老中拜見終て御仁政の思召御尤至極奉存候、御ヶ條の  
 御書面増減の存寄無御坐候、彌表え被仰出可然奉存候由一同申上御本書の通御高  
 札え書出、三奉行諸家の留守居え上意の趣申渡、天和二年五月江戸、日本橋を始め諸  
 國の御料私領え被掛置候由、其御札奉行とあるは御町奉行にはあらず、御老中の御  
 事也、奉行の奉守は承ると訓行の字はおこなふと訓、公方様より被仰渡候御政道を  
 御老中承り廣、天下え被執行と云意也、其比無智文盲の世俗の中、少も心有人は御指  
 南の御書面を眞實有難奉存無、他念正直相守、御札場所を通る時は被りを脱頭を下、  
 謹て往來仕、名聞を好、儒佛の未熟學者より内外の行跡能見ゆる人多かりしと也、天

和二年より八十年余經たる當世の人は、先祖の寫置たる遺書を紛失して持傳ふる  
 は稀にして、剩御札の前を往來するに被りをも不脱、懷手にて高履を履少も敬ひ恐  
 る、氣色なき世中の風俗、畢竟御高札の根元しらぬ故求たる慮外の過りにはあら  
 ね共、昔とは大に變り申候、足下今迄の過りを悔善心發て尋らる、奇特の志を感じ、  
 市加家有御高札の寫を貸與ふ、能拜見して守り被行よと云て出す、其書面左の如し。

## ○ 掟

- 一 忠孝をはけまし、夫婦兄弟親類にむつましく、召仕の者に至迄憐愍を加ふへし、若  
 不忠不孝の者あらは可爲重罪事。
- 一 萬事おごり致すべからず、屋作衣服飲食に及ふ迄儉約を可相守事。
- 一 以惡心、或偽、或無理を申懸、或利欲を構ひ人の害をなすべからず、惣て家業を勤む  
 べき事。
- 一 盜賊並惡黨者有之候は、訴人に出べし、急度御褒美可被下事。

## 附博奕堅令制禁事

- 一 喧嘩口論令停止之、自然有之時其場え猥に不可出向、又手負たる者を隠し置べか



らざる事。

- 一被行死罪の族有之刻被仰付輩の外不可馳集事。
- 一人賣買堅令禁止之並年季に召仕下人男女共十ヶ年を限るべし其定數を過候者は可爲罪科事。

附譜代の家人又は其所に住來る輩他所え相越妻子をも令所持其上科なき者を呼返すべからざる事。

右條々可相守之於有違犯之輩は可被處嚴科旨被仰出者也仍下知如件。

天和二年五月 日

奉行

○ 條々

- 一毒藥並にせ藥種賣買の儀彌堅制禁之若於商賣仕者可被行罪科だとひ同類たりといふ共訴人に出る輩は急度御褒美可被下事。
  - 一にせ金銀賣買一切停止たるべし自然於持來ば兩替屋にてうちつふし其主に可返之並はつしの金銀にせ金銀は金座銀座へつかはし可相改事。
- 附にせ物すべからざる事

- 一寛永の新錢金子壹兩に四貫文勿論壹歩は壹貫文御料私領ともに年貢收納等にも御定の員數たるべき事。

一新錢の儀いつれの所にてても御免なくして一圓不可鑄出之若違犯の輩於有之は可爲罪科事。

附惡錢似せ錢古錢此外撰むべからざる事。

- 一新作の慥ならざる書物商賣致すべからざる事。
- 一諸色の商賣或一所に買置しめ賣或申合高直に致すべからざる事。
- 一諸職人申合作料手間賃等高直にすべからず惣て誓約をなし結徒黨儀可爲曲事。

右條々可相守此旨若違犯の族於有之は可被處嚴科者也仍下知如件。

天和二年五月 日

奉行

○ 定

一きりしたん宗門は累年御制禁たり自然不審成者於有之は申出へし御褒美とし



はてれんの訴人 銀五百枚  
 いるまんの訴人 銀三百枚  
 立かへり者の訴人 同 斷  
 同宿並宗門の訴人 銀百枚

右の通可被下之たとひ同宿宗門の内たりといふ共訴人に出る品により銀五百枚可被下之穩し置他所よりあらはるゝに於ては其所の名主並五人組迄一類共に可被處嚴科者也仍下知如件。

天和二年五月 日

奉行

○覺

捨馬の儀段々被仰出之處頃日も捨馬仕候者有之候、急度御仕置に可被仰付候得共先此度も流罪被仰付候、向後捨馬仕候者於有之は可被行重科者也。

十二月 日

○覺

人賣買彌堅令禁止之召仕の下人男女共に年季十ヶ年を期るといへ共、向後年季限

無之譜代に召抱候共可爲相對次第可存其旨者也。

元祿十二年三月 日

奉行

一問曰直榮様遠野え御引移以後迄御村より上納の御役金は御百姓共竹筒え砂金を人新田内匠當世の御元メ役宅え致持參折敷え砂金を出其比は秤も無之候哉持地相應の砂金目形を目積りに増減して請取渡し仕候と言古説有壹歩判の金子通用は何時比始り候哉答曰往古は諸國押並て砂金斗の通用て歩判の金子は無之處に、大閤様御代始て壹歩小判の金子通用被仰付、金座て吹出す金を慶長金號す、其翌年大閤様薨御被成、權現様天下の御政務御預り被成候て、新金通用可仕旨被仰渡砂金と兩替の金子を不怠吹出し候様と金座後藤え被仰付、江戸の近國上方筋は段々新金通用成砂金は相止候へ共、遠國えは新金多く廻り兼稀參候ても仕ひ馴ぬ金子故、砂金より通用不自由存新金を嫌ひ砂金斗用ひ候義上方え相聞得、砂金所持仕候者は早々金座え遣、兩替の判金を相用ひ、砂金の通用堅相止可申由嚴敷御停止被仰付、遠國えも新金追年餘計廻候以來遠野ても砂金の通用無之由老人の咄を承候○又問、慶長金通用以後度々新金吹替被仰付候由承候、當世通用の文字金より以前幾度



替り候哉、答曰慶長金の後吹改の始出たる元字金以來段々替りたる金は皆子が眼前に見聞て承知す左の如し。

- 一慶長元年申年 大閣様御代壹歩小判金始て出慶長金と稱す
- 一元祿八亥年九月 常憲院御代吹替元字金と稱す
- 一同十一丑年六月 同御代二朱判金出元字金壹歩の代貳歩引替の小形金也元字金と交へて通用

一寶永七寅年四月 文照院様御代小形金吹替乾字金稱す

一正徳四年五月 有章院様御代大形金吹替同

一元文元辰年六月 有徳院様御代吹替文字金と稱す

右之内元祿の新金は正眞の金めを減じ銀銅の交物を加候故、慶長古金より位大、早成諸人歸服の通用は無之候へ共、當時の公方様被仰付候新金の威光吹出の最初は古金不劣新古の無差別取交致通用候故、予が年若比は富人を金持と稱す、其以後度々の吹替依て金直段高下の相場狂ひ金錢交易の時金方過分の損耗有之候故、金の威光漸々衰ひ錢の威勢盛ん成他領は不知、遠野にて富人の名も錢持と變り申候。

一問曰寛永錢十文の代一錢通用仕候の由て、表の銘寶永通寶裏世用永久の文字を鑄付たる徑一寸二分の大錢を持候人有て見申候、遠野でも此錢を通用仕候哉、答曰其大錢は常憲院様御代寶永年中始て通用被仰出候へ共、諸商賣物の代取遣の差引以前よりめんどふの差支有之、諸人通用を惡忌嫌ひ候處、同六年 公方様薨御被遊、文照院様御代始大錢の通用被相止候此錢始より終迄の年數僅五六年の間候故、遠國えは未廻、屈當地にて通用は無之候得共、稀參候を一錢二錢貯置候人間有て後世の見せ物に成申候。

一問曰往昔は野山不限當所の 御城下諸士丁町内も一、眼の光、凄しき禿童子、或は見越入道と言面鉢怖敷、大坊主、頭を長差伸て人を瞞し、屹と睨る眼の光に魂を失はせ、或は鐵漿黒染たる鬢出す巨口亂髮の大面女往還の街え現れ、往來の女兒童を夜々切す化者を眼前何方々々にて見たり、是は狐狸の爲業也と云古説有、其後怪しき化者の風説はなく、或は狐に欺され三四日も山野を誘れ行を尋人見出し連歸り、何方を行候哉家を出て今日迄幾日食事を絶し、嚙飯からん先食をして見たる所の様子を子を語れと尋候へば、食事は聊望なし何方と云所の名をば不聞共、姿美しき男女



數人此方え來れくと連行、其行先にて味ひ甘餅、團子の砂糖菓子を貰ひ腹飽ほど  
 食之、餛飩は少もなく、面白き踊の有芝居え連行、見せる所も有色々美敷、花火を見  
 せる所も相生、て以來覺なき活計の慰をする最中の時節、各見出され宿歸りせしは  
 殘念也、貰ふて喰たる餘りの菓子、是也と袂懷え牛馬の糞を澤山入、汗戀しや見し所  
 え又行たやくと様躰浮虚々々として放心と見ゆるも有、或は狐が惱着たりとて  
 遽寢、起身を惆悵、封内もなき種々の徒言を聲高に、匄傍近く寄人の顔え喰付手、搔裂  
 人見ぬ方え向ひ嘸々語して笑ひ狂亂者と見ゆるも有、何も祈禱針灸藥用にて本復  
 仕候由、五六十年来異形の化者も狐狸欺さるゝ者も狐惱着も有と云風説なきは  
 近代の人は古人より智惠闕て昔の如く狐狸の妖術不叶故ならんと言人有、彌生様  
 可有之候哉如何、答曰禽獸は陰濁の偏氣を稟得て生ずる者故、陽氣強き白晝は陰陽  
 全備の人間を誑す術不叶を以、黄昏の時刻より夜分、入陰氣の精力を借て人の心を  
 惑すならん、老人申傳候咄を聞候へば、百年前後の遠野の分野と當世の様子とを比  
 校候ては、諸士在町共に人の數も家の數も少き故、陽氣は薄く陰氣厚、時を得て狐狸  
 も自由自在、妖術の徒を仕候にて可有之欺、漸々末世、至人も家も多、成陽氣の勢ひ強

きを以て自然と陰氣の狐狸、人の心を惑す術不叶故ならん欺、昔人は愚鈍にて近代  
 の人は智惠闕て狐狸の徒止しと云は偏見の僻言と云べし、昔も異形の化者、鬻狐欺  
 され、野山を誘行し者は稀有て、毎人欺されたるには非、人噂を聞候へば天性愚昧に  
 して心淺、平日小事も怖愕く浮氣者或は在郷より商賣物を横田町え持來過酒して  
 放心成候者、家土産求たる菓子類肴苞など手に持て千鳥足をふみ歸る者を欺し、望  
 み食物を取得て其人を捨て立退も有、直々數日野山を引行も有とかや、其比御臺所  
 の御端下女暮以後酒買御坂を下時、お藤の邊に面躰怖敷大入道路次を遮り跋扈て  
 却す、此女平日物懼せぬ膽太、生質故晒ひ、お前は何方の坊様ぞあゝ見度もなひ御顔  
 やと手に提たる小樽をふり上、坊主が顔え太多打付候へは、忽形は失しと也、それよ  
 り女の近所え參候時、五六歳斗の禿童子先え立行候間、待々夜中一人行候て化者喰  
 るゝな、我に負て親の宿え立歸と追懸候へば、ふりかへり見る一、眼の光り凄しく物  
 もいはず山手え上り藪の中え走入候故、一度ならず我を慰むる骨折太儀々々と笑  
 て下、酒を調御坂上、道終怪敷者、不見得と語る、女の直談聞たりと云老人の咄を予弱  
 年の時承候、又知行所の田屋住宅の人用事有て横田え來る序、客を招く入用の魚鳥



を調乗たる馬え付、暮以後無灯燈にて歸る途中え、拙者は御近所の誰の御歸遅く候間御迎、参くれ候様とお家美様御頼依て参候、云男の口上常とは違ひ、呂律不束成、氣が付て、さてこそ頃日此邊徒、狐有と云風説有、持參の魚鳥望有て來る狐ならんと理會して、太儀々々我は酒醉たるそ傍を、不離附來と虚眠して連行、少も馬の後え廻れば來ひくと呼程なく、宿え着能く抱仕れと馬より下り候時、其男え懐付、力を出し纏押へ明松出せ、煤萱を持來くと叫候へば、彼者私は狐候御持參の魚鳥を心懸慮外仕候、向後徒を止可申候命を御助、被下候へと泣聲にて詫候を殺も不便の心有且又親の忌日故、以來の事を云合、免して放すと云古説有、右の通候間近代の人は智恵有て不被欺、昔の人は愚鈍て被欺たりと批判するは過の僻言ならんと答、予が心を考、察して其是非を分別すべし、又問、曰醫書天地の陰陽不和なれば暴風霖雨、雷電地震等の天變有が如く、人も五臟不和にして虚弱なる病身の眼ば風に靡く草木も我庭の居石も怪敷形、見ゆると有世、中に異形の化者を見たり、狐欺されたりなど、云は己が病の作、怪異とは不知、不思議の珍事と云初る説を聞、一犬虚を吠れば万犬實聲を争ふと云諺の如く、段々其説流布して諸人の口を唱ならん、狐狸が人を惑は

し、狐かすと云説は一向痕象もなき虚談也と云人有此説、如何、答曰醫書の片端を見て知識顔に狐狸の風説を痕象なき虚談也と壓言の批判は、筋穴より廣天の一星を見て衆星有事を忘らぬ如き偏見と云べし、虚説ならぬ證據有、人皇七十代鳥羽院の御宇、野干美女、妖て御官仕の官女玉藻前と稱し、玉躰を惱し奉る當時の博士安倍泰成奏して曰、君の御惱は古老、野干玉藻に化、王法を傾んとする障碍也、調伏の祭を以て退けんと勤行の壇上、五色の弊帛を立莊り抽、丹誠祈候へば、玉藻忽ち五体を苦しめ、御殿を逃出、雲路を翔り、下野國那須原、隱栖由相聞得、三浦介上總介勅命を蒙り、犬は狐の形似たり、犬にて退治の稽古をせんと四方え虎落を結廻して、犬を入、百日騎射の稽古をなす是犬追物、濫觴也。

犬追物の作法、鳴津家に代々傳はり、元祿年中將軍綱吉公御所望、依て薩摩大守行之、兩介稽古練熟して、下野え下り狩裝束にて弓矢を携、數万、躰步那須野の原を卷圍、草を分て狩立られ、數年の獸逃走、其中に幾年經たる共、不知、古野干叢より飛出る、驚破や是ぞと兩介が放、鑊に命は亡候へ共、猶怨念は此野に遣て石と成、人間は云不及禽獸蟲類迄、此石え少も障れば忽、死す、故、世人殺生石と號し、于今在と日本の實録に有



といへり、又異國より傳來の書籍酉陽雜俎曰。野狐夜、多尾出、火將爲、恠戴、觸路、拜北斗、不墜則化、而爲人矣。狐狸豺狼爲妖。抱朴子曰、狐狸豺狼皆壽八百歲。滿五百歲善變爲人形云々。右の通異國本朝共に恠異の妖魔有故、基目鳴弦の修法有神道佛法加持祈禱の呪法有、醫家針灸藥用の治方有、を以虚無の妄説ならぬ事を知るべし。

盛岡御屋敷

一慶長年中盛岡御城御普請大槩出來の比、利直様より八戸法御家二十代左近直政様え今の御屋敷被割出、御室作の御普請も萬事如御先例、殿様より被建進候由、其時の御屋敷は今の下御門より手明の土手際迄他屋敷也、依之御屋敷の惣地形堅横の坪數狹御屋敷も小候由、御成御座敷前の御庭え左近様爲御植被成候樹木の由にて、松柏等の大古木數千本有、延享年中燒失御成座敷も御代々御修覆被成御持傳被成候處、延享年中燒失す、直榮様御代迄も下御門より土手際迄御町奉行田代治兵衛殿屋敷にて今の御馬屋背後の土手有、松は、田代殿庭木の由右の通此方御屋敷狭く候故、殿様より田代殿を他所え屋敷替被仰付、跡屋敷を直榮様え被下候由、寛文中御作事以

前の御屋敷は、表奥共に御座敷の數不足のみならず、御容對の御座敷御番所御式臺なども當時の御屋敷に比較ては殊の外龜相見得申候、義長様御居間は今、小書院也、雁の間は御嫡子佐渡様御早世御居間也、御料理の間は今、御廣座敷也、御臺所は今、御料理の間より今、御臺所三ヶ一加たる程也、如斯に候へ共御大勢の御振舞も御成も時宜相應、相濟候は御時代がら故の事なるべし、田代殿屋敷御拜領以後御屋敷の地形廣成候付、表御長屋を土手際迄御建續御馬屋此以前の御馬屋は何も今、御馬屋より方に候や場所不聞手明長屋前の土手際え曲屋、建續被差置候、此曲り屋は元祿年中御破被成候直榮様御内々の御隠居屋え御裏に有御引移、以後義長様御好の御指圖にて段々御本屋の御作事被成廣大成候由、老人の咄を承候。

一寛文十戌年御式臺より御番所使者の間桐の間表に書院是迄は御格式の御石座敷の由申傳候 爐の間小書院御建直し御作事の由。

一延寶七未年表、御長屋御建直し、元祿十五年利截様の御代御修覆の時、前々より工藤覺兵衛木村半助兩人妻子一所、御長屋今の御豫長屋大工小屋被差置候、遠野え引越被仰付候。



一天和三亥年御臺所御建直し、此節以前の御臺所御屋根の格子破風少々損じも有古候間、今度の破風用ひ候ては不相應見得可申候、新規被成可然と御役人評議の時、中館忠右衛門申候は、古破風を用ひ當分は不相應見得候ても、六七十年過候はば御屋根も古成同様見得可申候、新規被仰付候儀無益の御費と存候、表御屋敷の御屋根とは違ひ御臺所の事候間、古破風の破を繕ひ用ひ候て可然と右の趣相達御聽候得ば、忠左衛門思慮尤被思召候由被仰出古破風を付候處、六七年不過新古の差別見得不申候由老人の咄を承候。

一貞享四卯年牡丹間並奥御前二間其外奥通り御作事、牡丹の間と云は石爐の間の西方御座敷二、何も小ぶりの牡丹唐草繪やら有、唐紙にて惣張付、故牡丹の間と稱、二間の内奥の御座敷には御床御書院御棚有、次御座敷には御床御棚有、其次に石爐の間え續間の御縁有、何も結構なる御座敷也、右二間の背後御納戸有、半分は御二階其上又一階有、是を高御二階と稱、御城下は不及申、遠在の村々迄眼下見得申候、此牡丹の間は義長様利哉様、利哉様御代高御二階は御破被成候、信有様御居間にも被成候、右御屋敷御同代正徳二辰年御修覆の御普請中、利哉様お慶様遠野え御暇御願

御出被成候處、利哉様六月中旬御病氣御養生不被爲叶同廿一日於御城御卒去被成候。

一右御作事の外御廣座敷臺子の間常の御居間、御次の間、御納戸、御料理の間等の御作事は何時比の事候哉、年若の時老人え尋て不聞古記も見當り不申候。

一御屋敷の御花畠と稱候場所は、古説南部御家廿六代大膳太夫信直様の御代、志和郡御手不被入以前御所の家中え御計策の爲御手當、岩手郡中野館、高田吉兵衛後改中野氏

狐崎、皆を構て福師慶膳被指置候故、世人慶膳館と稱し候由申傳候。

一御屋敷の鎮守稻荷は、往古より御風呂屋の傍井の端有、狐崎村を領候人の子孫、今以狐崎氏と稱し、盛岡御家中有、其家は云不及、此近邊居候人の子孫は、先祖の産社と致信仰時々參詣仕候、盛岡御城御普請始の時、此所を内丸御繩張被成、左近様御屋敷被割出候、付有來稻荷直々御屋敷の鎮守と被成置候由、直榮様御代手明御小者一夕暮急色々の謔言を口走、跳躑身を惆悵物狂はしく見得候故、占者爲占候へば狐惱者候由申付、其比は眞言三ヶ寺替々御屋敷被詰居候、當番の東善寺え直榮様被仰候は、屋敷の鎮守奉崇敬證もなく御仕官の狐下僕を惱し候段、不得其意候、如斯にては鎮守



可奉頼信仰志無御座候、明朝御堂を破壊爲仕候間、今夜中御立退被成候様と御斷可申上由被仰含、早速東善寺御堂え參詣して御意の旨を申述歸候、其夜中の夢、衣冠正しき男枕近く來り、我は稻荷の神使也、下僕惱著たるは此方の狐にあらざ、志和より追放せられし徒、狐居處に躰ひ一昨夜此屋敷え來我隨意を舉動候て、予が召仕ふ狐共、追出され候を懊惱存其仇を報せんと身を忍て立歸り、左様の徒、仕候にて可有之候、地頭の御立腹御尤の事也、此申譯は明朝證を可懸御目と云言葉のみ耳遣り神使の形は失て夢覺たり、法印奇異の靈夢を片時も疾御耳達せんと長屋を立出候處え、法印え早々被參候様との御使來るを、同道して御前え被出候へは、直榮様被仰候は、只今不思議の夢を見たり、其夢は如此々々と御語被成候趣、法印の見し夢、少も不違御靈夢故拙僧靈夢も御同然の御事故御訴可申上と存坊長屋を出候處え御使被下候、靈夢の虛實明朝相知可申と一、二御咄申上間、夜も平明と明候比、手明御長屋屋根の上、大なる古狐身躰八裂成て死居候由披露仕候を聞召、御信仰の御志彌深、稻荷の御官位御昇の御願を京都え被仰出、正一位大明神の宣命到來の由申傳の古説は承候へ共、其宣命は何時紛失候哉見得、不申由承候、前々より有來社地奥の御屋躰

え、躰一重隔て間近場所候故、女中共神威を穢す過り有ん事を御恐、信有様御代享保十三年五月十八日御花島え新に御遷宮被成、舊社え丸切石を被据置候、

義顔様御代寛延二巳年二月正一位大明神の御官位御昇進の御願京都え被仰遣候處、同年六月廿一日御願の通御官位の宣命到着御堂え御奉納被成置候由、

一今の稻荷堂え行、左傍染戸殿御屋敷境、豎横大なる割石有、此大石根、往古より水草深く生茂る泓の中に毒蛇栖候由申傳候處、直榮様御代坂本氏善助の二男御小姓を勤候時、其近邊え遊行水の上に浮ふ小雜喉の往來を眺め居候時、怯令毒蛇泓の端え大なる首を擡て覗出、訖と瞪眼の光、愴しきを見て忽入絶して稍、症氣出候へ共、兩眼暫盲人と成候を直榮様甚御立腹被成、御屋敷在番の善應寺え被仰候は、予が屋敷の土地ある泓の水底を柄にして生命を保ち子孫をも養ふならん、其恩を請ながら側に召仕ふ弱輩者え仇をして盲人とする悪行は、龍にても蛇にても不輕罪科也、依之、柄の泓を爲埋候間、早々立退可申候、長居して予を不可恨、若違背の所存あらば其證しを法印え爲見候様と申渡、其證據を見届被申聞候へと被仰含候付、法印泓の岸え行、御意の旨を申渡、遙計立て様子を被窺候へ共一向證も不見得故、其旨被申上候へば、